

A thick blue diagonal line runs from the bottom-left corner towards the top-right corner of the page, serving as a background graphic.

# 地域活性化政策パッケージ25 ～主な個別施策82～

内閣官房 地域活性化統合事務局  
平成26年6月

地方公共団体等が、直面している地域の課題への効果的な対応を図るため、地域の目的に応じて関係府省の各種施策を有機的に活用できるよう、様々な地域活性化施策（平成26年度予算）について府省を横断して次のテーマ毎に「横串」で取りまとめたものです。

○ 超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成

（地方都市型）

（農山漁村・過疎地域等型）

○ 地域産業の成長・雇用の維持創出

## 地域活性化に関する政策パッケージ

### 1. 超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成に係る支援措置(地方都市型)

#### i. コンパクトシティの形成

都市機能立地支援事業	国土交通省	P.1
集約促進景観・歴史的風致形成推進事業	国土交通省	P.2
コンパクトシティ形成支援事業	国土交通省	P.3
社会資本整備総合交付金	国土交通省	P.4
公立学校施設整備費	文部科学省	P.5

#### ii. 地域公共交通の再生

地域公共交通確保維持改善事業(地域の特性に応じた生活交通の確保維持、快適で安全な公共交通の構築、公共交通の充実を図るための計画策定等の支援)	国土交通省	P.6
社会資本整備総合交付金	国土交通省	P.7
地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進	国土交通省	P.8
超小型モビリティの導入促進	国土交通省	P.9

#### iii. 中心市街地活性化

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律	経済産業省	P.10
中心市街地活性化のための税制措置	経済産業省	P.11
中心市街地再興戦略事業費補助金	経済産業省	P.12
低利融資制度(企業活力強化資金)	経済産業省	P.13
戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金	経済産業省	P.14
中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	P.15
社会資本整備総合交付金	国土交通省	P.16
歩行者移動支援の普及促進	国土交通省	P.17

#### iv. 地域包括ケアシステム構築

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度	厚生労働省	P.18
社会資本整備総合交付金	国土交通省	P.19
スマートウェルネス住宅等推進事業	国土交通省	P.20
地域居住機能再生推進事業	国土交通省	P.21

#### v. 地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成

新たな広域連携の促進	総務省	P.22
定住自立圏構想の推進	総務省	P.23
中心市街地再活性化特別対策事業構	総務省	P.24

社会資本整備総合交付金	国土交通省	P.25
先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプランパートナーシップ事業)	環境省	P.26
6次産業化ネットワーク活動支援事業	農林水産省	P.27
6次産業化ネットワーク活動交付金	農林水産省	P.28
農林漁業成長産業化ファンドの本格展開	農林水産省	P.29
都市農村共生・対流総合対策交付金	農林水産省	P.30
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	P.31

#### vi. 低炭素・循環型の都市地域の形成

地域低炭素投資ファンド創設事業	環境省	P.32
先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプランパートナーシップ事業)	環境省	P.33
地域バイオマス産業化推進事業	農林水産省	P.34
地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマス利用拡大	農林水産省	P.35
地域の元気創造プラン(分散型エネルギーインフラプロジェクト)	総務省	P.36
コンパクトシティ形成支援事業	国土交通省	P.37
社会資本整備総合交付金	国土交通省	P.38
スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金	経済産業省	P.39
次世代エネルギー技術実証事業費補助金	経済産業省	P.40
再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金	経済産業省	P.41

#### vii. 教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成

公立学校施設整備費	文部科学省	P.42
高齢者の生涯学習を通じた地域コミュニティの再生	文部科学省	P.43

## 2. 超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成に係る支援措置(農村漁村・過疎地域型等)

### i. 地場産業振興・生活機能確保

過疎集落等自立再生対策事業(うち過疎集落等自立再生対策事業)	総務省	P.44
小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業	経済産業省	P.45
6次産業化ネットワーク活動支援事業	農林水産省	P.46
6次産業化ネットワーク活動交付金	農林水産省	P.47
農林漁業成長産業化ファンドの本格展開	農林水産省	P.48
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	P.49

### ii. 「小さな拠点」形成

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成	国土交通省	P.50
集落活性化推進事業	国土交通省	P.51
「道の駅」の多様な機能の強化	国土交通省	P.52
過疎地域等自立活性化推進交付金(うち過疎地域集落再編整備事業及び過疎地域遊休施設再整備事業)	総務省	P.53
都市農村共生・対流総合対策交付金	農林水産省	P.54
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	P.55

### iii. 都市と農村との交流

都市農村共生・対流総合対策交付金	農林水産省	P.56
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	P.57
森林・山村多面的機能発揮対策	農林水産省	P.58

### iv. 医療体制の確保、地域包括ケア等

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度	厚生労働省	P.59
へき地保健医療対策事業	厚生労働省	P.60
医療施設等施設整備費補助金・医療施設等設備整備費補助金	厚生労働省	P.61
社会資本整備総合交付金	国土交通省	P.62
スマートウェルネス住宅等推進事業	国土交通省	P.63

#### v. 生活交通・情報通信の確保・維持

地域公共交通確保維持改善事業(地域の特性に応じた生活交通の確保維持、快適で安全な公共交通の構築、公共交通の充実を図るための計画策定等の支援)	国土交通省	P.64
地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進	国土交通省	P.65
超小型モビリティの導入促進	国土交通省	P.66
歩行者移動支援の普及促進	国土交通省	P.67
携帯電話等エリア整備事業	総務省	P.68
情報通信利用環境整備促進事業	総務省	P.69

#### vi. 低炭素・循環型都市形成

地域低炭素投資ファンド創設事業	環境省	P.70
先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプランパートナーシップ事業)	環境省	P.71
地域バイオマス産業化推進事業	農林水産省	P.72
農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	農林水産省	P.73
地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマス利用拡大	農林水産省	P.74
地域の元気創造プラン(分散型エネルギーインフラプロジェクト)	総務省	P.75
スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金	経済産業省	P.76
次世代エネルギー技術実証事業費補助金	経済産業省	P.77
再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金	経済産業省	P.78

#### vii. 地域活動の担い手支援

都市住民を受け入れて、地域おこしの活動支援(地域おこし協力隊)	総務省	P.79
集落対策のノウハウ等を有した人材の活動支援(集落支援員)	総務省	P.80
都市農村共生・対流総合対策交付金	農林水産省	P.81

#### viii. 教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成

公立学校施設整備費	文部科学省	P.82
高齢者の生涯学習を通じた地域コミュニティの再生支援	文部科学省	P.83

### 3. 地域産業の成長・雇用の維持創出

#### i. 地方公共団体支援施策

地域経済循環創造事業交付金	総務省	P.84
分散型エネルギーインフラプロジェクト	総務省	P.85
公共クラウド構築プロジェクト	総務省	P.86

#### ii. 農林漁業振興施策

地域資源活用ネットワーク構築事業	経済産業省	P.87
地域経済循環創造事業交付金	総務省	P.88
6次産業化ネットワーク活動支援事業	農林水産省	P.89
6次産業化ネットワーク活動交付金	農林水産省	P.90
農林漁業成長産業化ファンドの本格展開	農林水産省	P.91
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	農林水産省	P.92
革新的技術創造促進事業	農林水産省	P.93
地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマス利用拡大	農林水産省	P.94
森林・山村多面的機能発揮対策	農林水産省	P.95
強い水産業づくり交付金(産地水産業強化支援事業)	農林水産省	P.96
「浜の活力再生プラン」策定推進事業	農林水産省	P.97

#### iii. 商工業・中小企業・産業支援機関等振興施策

地域資源活用ネットワーク構築事業	経済産業省	P.98
新産業集積創出基盤構築支援事業	経済産業省	P.99
地域創業促進支援委託事業	経済産業省	P.100
小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業	経済産業省	P.101
6次産業化ネットワーク活動支援事業	農林水産省	P.102
6次産業化ネットワーク活動交付金	農林水産省	P.103
農林漁業成長産業化ファンドの本格展開	農林水産省	P.104
革新的技術創造促進事業	農林水産省	P.105

#### iv. 大学等支援・研究振興施策

地域イノベーション戦略支援プログラム	文部科学省	P.106
地(知)の拠点整備事業	文部科学省	P.107
革新的技術創造促進事業	農林水産省	P.108
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	農林水産省	P.109
戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)	総務省	P.110

#### v. 観光振興施策

訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)	国土交通省	P.111
観光地域ブランド確立支援事業	国土交通省	P.112

観光地ビジネス創出の総合支援	国土交通省	P.113
地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進	国土交通省	P.114
超小型モビリティの導入促進	国土交通省	P.115
歩行者移動支援の普及促進	国土交通省	P.116
地域資源活用ネットワーク構築事業	経済産業省	P.117
地域交通日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費	環境省	P.118
都市農村共生・対流総合対策交付金	農林水産省	P.119
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	P.120
地域経済循環創造事業交付金	総務省	P.121
公共クラウド構築プロジェクト	総務省	P.122

#### vi. 雇用等対策

実践型地域雇用創造事業	厚生労働省	P.123
戦略産業雇用創造プロジェクト	厚生労働省	P.124

#### vii. 地域金融活用施策

地域経済循環創造事業交付金	総務省	P.125
---------------	-----	-------

#### viii. 環境保全支援施策

< 予算等 >

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業	環境省	P.126
地域生物多様性保全活動支援事業	環境省	P.127

#### ix. 文化・スポーツ資源の活用

< 予算等 >

地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ	文部科学省	P.128
文化遺産を活かした地域活性化事業	文部科学省	P.129
地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業	文部科学省	P.130
地域の特性を活かした史跡等総合活用支援事業	文部科学省	P.131
文化財建造物等を活用した地域活性化事業	文部科学省	P.132

#### x. 地域産業の担い手育成

地域キャリア教育支援協議会設置促進事業	文部科学省	P.133
高校におけるインターンシップコーディネーターの配置	文部科学省	P.134
「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」	文部科学省	P.135
スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール	文部科学省	P.136
成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進	文部科学省	P.137

※記載されている個別施策は主なものであり、施策ごとに予算額を記載しておりますが、これらの合計額がパッケージごとの予算額の総額となるものではありませんのでご留意願います。



1- .コンパクトシティの形成

施策名	都市機能立地支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	4,000 ( - )			
											公共	非公共							
											○	-	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										-					新規			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		検討中		
	50ページ										17ページ		6、12ページ						
概要 (支援の仕組み等)	拡大した市街地において、人口密度の低下や高齢者の急増により都市の生活や企業活動を支える機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業)の維持が困難となるおそれがある中、民間事業者が実施する都市の生活を支える機能の整備への支援を強化(個別補助金化)することで、まちの拠点となるエリアへ医療・商業等の都市機能を誘導し、都市の活力の維持・向上(都市再生)、持続可能な都市構造への再構築の実現を図る。																		
支援対象者 (実施主体)	民間事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	市町村が作成する立地適正化計画に記載された以下の事業が対象。 ○民間事業者が整備する、医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設等の整備に要する費用の一部を対象。																		
想定する具体的効果	民間活力を活用し、低・未利用地や既存ストックの有効活用等を行い、都市の生活を支える機能を整備することにより、まちの拠点における都市機能を維持し、まちの活力の維持・増進(都市再生)、持続可能な都市構造への再構築が実現される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。(予定) ○市町村が立地適正化計画を作成 ○民間事業者等より、国土交通省へ予算要望 ○民間事業者等に内示 ○民間事業者等より、国土交通省に交付申請																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-							○		○	○					
省庁名	国土交通省																		
担当課室	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課										電話(直通)		03-5253-8412						
URL																			

1- .コンパクトシティの形成

施策名	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業													予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	350
														公共	非公共				
														—	○	—	—		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策													(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策		区分(新規・継続・変更)			
	○													—			新規		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)													骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	—
	○コンパクトシティの実現													(1)特色を活かした地域づくり (都市再生・まちづくり、地域活性化等)		—			
概要 (支援の仕組み等)	集約型都市構造への転換を図る上で人口密度を維持するエリアにおいて、景観・歴史資源となる建造物の修理・改修・協調増築等を含めた景観・歴史的風致形成に資する取組に対する総合的な支援を行うことにより、求心力のある魅力的な環境とすることで当該エリアに居住や都市機能を誘導し、都市再生を促進する。																		
支援対象者 (実施主体)	○地方公共団体(直接補助) ○民間(間接補助)																		
支援内容 (単価・水準等)	<b>【対象地域】</b> 下記の要件にすべて該当する地域 ・居住等機能を誘導すべき区域(人口密度40人/ha以上等) ・景観計画区域又は歴史的風致維持向上計画の重点区域内 <b>【対象事業等】</b> 景観・歴史資源となる建造物の修理・改修・協調増築等を含め、景観・歴史的風致形成に資する取組に対して総合的に支援																		
想定する具体的効果	良好な景観形成を通じて地域独自の魅力や居住環境の向上を図ることで持続可能な都市構造への再構築が推進され、まちの活力が維持・増進される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	○地方公共団体が交付申請 ○国土交通省において交付決定																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘンソン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	国土交通省																		
担当課室	都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室													電話(直通)		03-5253-8954			
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/common/001022987.pdf#page=6">http://www.mlit.go.jp/common/001022987.pdf#page=6</a>																		

1- .コンパクトシティの形成

施策名	コンパクトシティ形成支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	253 (500)						
											公共	非公共										
											—	○										
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)						
	○										—						変更					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等	—
	P50 10～20行目										P17 18～22行目					P6 11～14行目、P12 20～22行目						
概要 (支援の仕組み等)	都市機能の近接化による歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現を加速するとともに、都市の低炭素化を促進するため、医療・社会福祉施設、教育文化施設など都市のコアとなる施設の集約地域への立地や、郊外部の都市的土地利用の転換を促進するための支援(計画策定、コーディネート支援、コア施設の旧建物の除却・移転跡地の緑地等整備等)に対する助成)を実施																					
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体、民間事業者等																					
支援内容 (単価・水準等)	地方公共団体、民間事業者が実施する以下の事業が対象。 ○低炭素まちづくり計画及び立地適正化計画策定支援 ○コーディネート支援 ○コア施設の移転促進(除却・緑地等整備) ○緑地等管理のための専門家派遣等																					
想定する具体的効果	コンパクトシティ形成支援事業は、地域の生活に必要な都市機能の集約化、郊外部の都市的土地利用の転換を推進するための施策で効果としては、 ○子育て世帯・高齢者等が、健康、安全、快適に生活できる持続可能な地域づくりの実現 ○街中への居住、歩いて暮らせるまちづくりの実現 が期待できる。																					
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○補助事業者(地方公共団体、民間事業者等)が申請書を地方整備局長等に提出。 ○所管地方整備局長等にて審査。 ○審査通過案件について、所管地方整備局長等が進達書・補助金交付申請書を添え大臣に提出。 ○交付決定。																					
変更のポイント	都市構造の再構築を図るための支援を拡充																					
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																	
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他		
	○	○	—	—	○	—	—	—	○	○	—	—	○	○	—	—	—	○	—			
省庁名	国土交通省																					
担当課室	都市局まちづくり推進課官民連携推進室										電話(直通)		03-5253-8407									
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi.tk_000051.html">http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi.tk_000051.html</a>																					

1- .コンパクトシティの形成

施策名	社会資本整備総合交付金											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	912,362  (903,136)		
												公共	非公共						
												○	—	—	—				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					継続					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		都市公園法、河川法、海岸法、下水道法、道路法、港湾法等						
	P49・50,69～71,73～75,83～86等		P13,17,21,29・30等			P9,12等													
概要 (支援の仕組み等)	<p>○基幹事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路事業</li> <li>2. 港湾事業</li> <li>3. 河川事業</li> <li>4. 砂防事業</li> <li>5. 地すべり対策事業</li> <li>6. 急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>7. 下水道事業</li> <li>8. その他総合的な治水事業</li> <li>9. 海岸事業</li> <li>10. 都市再生整備計画事業</li> <li>11. 広域連携事業</li> <li>12. 都市公園等事業</li> <li>13. 市街地整備事業</li> <li>14. 都市水環境整備事業</li> <li>15. 地域住宅計画に基づく事業</li> <li>16. 住環境整備事業</li> </ol> <p>○関連事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する事業等</p>																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	社会資本総合整備計画に位置づけられた全ての事業について、各事業の当該年度の事業費に事業毎に定められた国費率を掛けてた額を算出し、合計した額を超えない範囲で交付																		
想定する具体的効果	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援することにより、活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援等の政策目的を実現。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>○地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、国に提出。</p> <p>○国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定し、交付金を交付。</p> <p>○計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表。</p>																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	国土交通省																		
担当課室	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室											電話(直通)		03-5253-8967					
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>																		

1- .コンパクトシティの形成

施策名	公立学校施設整備費				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	127,077 (127,075)									
	公共	非公共	-	○	-	-													
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)										
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備			継続											
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条1項・第12条1項											
	P.76 26～37行目		P.20 11～12行目	-															
概要 (支援の仕組み等)	国が果たすべき責務である義務教育をはじめとする教育の機会均等と水準の維持向上を図る観点から、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づき、地方公共団体において学校教育の円滑な実施を確保するために行う学校施設整備に要する経費について、国が一部補助する。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県及び市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	地方公共団体が行う学校施設整備に要する以下の経費を補助。 ○新増築事業:原則 1/2 (沖縄県 8.5/10) ○改築、補強、大規模改造事業等:原則 1/3 (改築事業は、沖縄県 7.5/10) ○地震防災対策特別措置法の嵩上げを受けて実施する改築事業: 1/2 ○地震防災対策特別措置法の嵩上げを受けて実施する補強事業: Is値0.3未満 2/3 Is値0.3以上 1/2 等																		
想定する具体的効果	公立学校施設の耐震化や防災機能強化、バリアフリー化等の整備を進めることにより、次のような観点から地域及び地域活性化に資すると想定される。 ○安全性が確保された公立学校施設は、災害時における地域の避難所として機能するほか、地域コミュニティの拠点としての役割を果たす。 ○施設整備に当たっては、建築・電気設備・機械設備など幅広い分野の工事を実施することから、当該地域の中小企業の受注が拡大し、地域経済の活性化につながる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受ける手順は、以下の通り。 ①負担事業者(国庫負担金の交付を受けようとする都道府県又は市町村)が、当該国庫負担金の交付を受けて行おうとする事業について、「国庫負担事業認定申請書」(以下「認定申請書」という)を作成及び文部科学大臣に提出(市町村立の学校に係るものについては、都道府県教育委員会を経由して提出)。 ②文部科学大臣は認定申請書に基づき審査を行い、国庫負担事業として認定。 ③負担事業者は、認定申請書についての「国庫負担金交付申請書」(以下「交付申請書」という)を提出。 ④文部科学大臣は、交付申請書に基づき審査を行い、交付決定を行う。 ⑤負担事業者は、国庫負担事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣(国庫負担事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)に提出。 ⑥文部科学大臣(国庫負担事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)は、実績報告書に基づき審査を行い、額の確定。  学校施設環境改善交付金を受ける手順は、以下のとおり。 ①地方公共団体は、文部科学省告示として定めた施設整備基本計画に即して、施設整備計画を作成及び文部科学大臣に(市町村にあっては、都道府県教育委員会を経由して)提出。 ②文部科学大臣は施設整備基本方針・計画に基づき予算の範囲内で事業を採択(内定)。 ③内定を受けた地方公共団体は「学校施設環境改善交付金交付申請書」を文部科学大臣に提出。 ④文部科学大臣は、提出された「学校施設環境改善交付金交付申請書」に基づき審査を行い、交付決定を行う。 ⑤交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣(交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)に提出。 ⑥文部科学大臣(交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)は、実績報告書に基づき審査を行い、額の確定。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、I/Aヘンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
省庁名	文部科学省																		
担当課室	大臣官房文教施設企画部 施設助成課					電話(直通)					TEL: 03-6734-2000 FAX: 03-6734-3743								
URL	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zvosei/main11_a2.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zvosei/main11_a2.htm</a>																		

1- . 地域公共交通の再生

施策名	地域公共交通確保維持改善事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	30,560  (30,578)			
											公共	非公共							
											-	○							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	○										-					変更			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		地域公共交通確保維持改善事業 補助金交付要綱						
	P08 ○安心して歩いて暮らせるまちづくり③		P17 (都市再生・まちづくり、地域活性化等) 2行目:公共交通の活性化を...推進する。 9行目:公共交通の充実...を行う。 18行目:過疎地域や(略)交通基盤を維持するとともに、...集落の活性化を図る。				-												
概要 (支援の仕組み等)	地域の活性化等の成長戦略も踏まえ、多様な関係者の連携により、地域公共交通の確保・維持を図るとともに、地域公共交通の改善に向けた取組みを支援する。 ○地域の特性に応じた生活交通の確保維持(以下「確保維持事業」) ・過疎地域等における幹線バス、デマンドタクシー等の運行 ・離島航路・航空路の運航等 ○快適で安全な公共交通の構築(以下「バリア解消促進等事業」) ・鉄道駅におけるホームドア・エレベーターの整備、ノンステップバスの導入等 ・LRT・BRTの整備、ICカードの導入・活用等 ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等 ○公共交通の充実を図るための計画策定等の後押し(以下「調査等事業」) ・地域公共交通の確保等に係る計画の策定のための調査(以下「調査事業」) ・地域公共交通再編実施計画の策定のための調査(以下「再編調査事業」) ・公共交通マップの作成等を通じた地域ぐるみでの利用促進(以下「協働推進事業」)																		
支援対象者 (実施主体)	○確保維持事業・バリア解消促進等事業 交通事業者等(地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提) ○調査等事業 地域における協議会(ただし、再編調査事業及び協働推進事業については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会に限る。)																		
支援内容 (単価・水準等)	○確保維持事業 <補助率>1/2 ○バリア解消促進等事業 <補助率>1/3 等 ○調査等事業 ・下記以外の事業 <補助率>定額(上限2,000万円) ・協働推進事業 <補助率>1/2																		
想定する具体的効果	地域の特性に応じた生活交通の確保・維持、快適で安全な公共交通の構築等																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助金を受ける手順は、以下のとおり。 ○確保維持事業 事業開始に先立ち、協議会での議論を経て、協議会、都道府県又は市町村(以下「協議会等」という。)は、地域公共交通の確保維持の取組についての生活交通ネットワーク計画を策定し、運輸局等に認定を申請。国土交通大臣は、補助対象期間の開始前に当該計画の認定及び補助額の内定を行い、協議会等に通知。生活交通ネットワーク計画に事業実施予定者として定められた交通事業者等は、大臣の通知を受けて事業を実施した後、補助金の交付申請を行い、補助を受ける。 ※陸上交通に係る確保維持事業については、協議会が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する協議会である場合には、協議会が補助を受けることも可能。 ○バリア解消促進等事業 協議会等は、地域公共交通のバリア解消促進等の取組についての生活交通ネットワーク計画を策定し、当該計画に事業実施予定者として定められた交通事業者等は、当該計画とともに運輸局等に補助の申請を行い、補助を受ける。 ○調査等事業 ・調査事業、再編調査事業 協議会は、調査の実施に関する計画等を定めた上で運輸局等に補助の申請を行い、補助を受ける。 ・協働推進事業 協議会は、地域協働事業に関する計画を策定し、運輸局等に認定を申請。運輸局長等は、当該計画を認定し、協議会に通知。 当該計画の認定を受けた協議会は、補助金の交付申請を行い、補助を受ける。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○					○	○	○		○	○					
省庁名	国土交通省																		
担当課室	総合政策局公共交通政策部交通支援課										電話(直通)		03-5253-8396						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html</a>																		



施策名	社会資本整備総合交付金											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	912,362 (903,136)		
												公共	非公共						
												○	-	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					継続					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		都市公園法、河川法、海岸法、下水道法、道路法、港湾法等						
	P49・50,69～71,73～75,83～86等		P13,17,21,29・30等			P9,12等													
概要 (支援の仕組み等)	<p>○基幹事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路事業</li> <li>2. 港湾事業</li> <li>3. 河川事業</li> <li>4. 砂防事業</li> <li>5. 地すべり対策事業</li> <li>6. 急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>7. 下水道事業</li> <li>8. その他総合的な治水事業</li> <li>9. 海岸事業</li> <li>10. 都市再生整備計画事業</li> <li>11. 広域連携事業</li> <li>12. 都市公園等事業</li> <li>13. 市街地整備事業</li> <li>14. 都市水環境整備事業</li> <li>15. 地域住宅計画に基づく事業</li> <li>16. 住環境整備事業</li> </ol> <p>○関連事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する事業等</p>																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	社会資本総合整備計画に位置づけられた全ての事業について、各事業の当該年度の事業費に事業毎に定められた国費率を掛けてた額を算出し、合計した額を超えない範囲で交付																		
想定する具体的効果	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援することにより、活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援等の政策目的を実現。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>○地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、国に提出。</p> <p>○国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定し、交付金を交付。</p> <p>○計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表。</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	国土交通省																		
担当課室	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室											電話(直通)		03-5253-8967					
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>																		

1- 地域公共交通の再生

施策名	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	311 (271)				
											公共	非公共								
											—	○	—	—						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)					
	○										—					継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等	—
	P75「次世代自動車の普及・性能向上支援」 戦略市場創造プラン(ロードマップ) 中短期工程表「グリーン・経済的なエネルギー需給の実現型」										—									
概要 (支援の仕組み等)	ゼロエミッション自動車として環境性能が特に優れた電気自動車の普及を効果的に加速し、低炭素まちづくり、地域交通のグリーン化、地域防災への活用等を推進する観点から、地域や自動車運送事業者による電気自動車(バス、タクシー及びトラック)の集中的導入等について、他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組を重点的に支援する。																			
支援対象者 (実施主体)	自動車運送事業者等																			
支援内容 (単価・水準等)	<電気自動車(プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む)の導入補助> バス・タクシー・トラック:車両本体価格の1/2・1/3 <充電施設の導入補助> バス・タクシー・トラック:導入費用の1/2・1/3																			
想定する具体的効果	自動車運送事業者に対して電気自動車の導入支援を行うことにより、窒素酸化物及び粒子状物質並びに二酸化炭素の排出削減を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図ること及び地域交通のグリーン化等を促進することが期待される。																			
支援手続 (申請～交付決定)	事業計画書の公募を受け付け、外部有識者からなる選定委員会において事業計画の認定を行う。事業計画の認定を受けた者は、補助金交付申請を行い、これに基づき交付決定を行う。																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT/ヘルソーン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	
省庁名	国土交通省																			
担当課室	自動車局環境政策課										電話(直通)		03-5253-8604							
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_fr1_000020.html">http://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_fr1_000020.html</a>																			



1- 地域公共交通の再生

施策名	超小型モビリティの導入促進										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	201 (201)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										—					継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等	—	
	P68「安心して歩いて暮らせるまちづくり」③ 戦略市場創造プラン(ロードマップ) 中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸⑤」										—		—						
概要 (支援の仕組み等)	超小型モビリティの普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	○超小型モビリティの導入 補助率:車両本体価格の1/2(民間事業者等にあつては1/3) ○事業計画の立案 補助率:事業計画立案費用の1/2(民間事業者等にあつては1/3) ○導入効果検証の実施 補助率:導入効果検証費用の1/2(民間事業者等にあつては1/3)																		
想定する具体的効果	子育て世代や高齢者の移動支援に寄与するような生活交通における新たな交通手段の提供、観光地や地域活動の活性化を通じた観光・地域振興、省エネ・低炭素化への寄与及び新規市場・需要の創出等の効果が期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	事業計画書の公募を受け付け、外部有識者からなる選定委員会において事業計画の認定を行う。事業計画の認定を受けた者は、補助金交付申請を行い、これに基づき交付決定を行う。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	—	○	—	—	—	○	—
省庁名	国土交通省																		
担当課室	自動車局環境政策課										電話(直通)		03-5253-8604						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_fr1_000043.html">http://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_fr1_000043.html</a>																		

1- 中心市街地活性化

施策名	中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	— —						
											公共	非公共										
											—	—	—	○								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)						
	○										—						新規					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等	中心市街地の活性化に関する法律
	50ページ 21~23行										18ページ、32行~33行					—						
概要 (支援の仕組み等)	民間投資を喚起する新たな重点支援制度を創設する他、中心市街地の活性化を図る措置をさらに拡充する。 なお、本法律案は平成26年2月12日に閣議決定され、国会審議を経て同年4月25日に公布されており、公布の日から3ヶ月以内に施行される予定。																					
支援対象者 (実施主体)	市町村、民間事業者等																					
支援内容 (単価・水準等)	(1)民間投資を喚起する新たな重点支援制度の創設 ① 中心市街地への来訪者又は就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させるなどの効果が高い民間プロジェクト(特定民間中心市街地経済活力向上事業)に絞って、経済産業大臣が認定する制度を創設。 ② 認定を受けたプロジェクトに対し、以下の支援策を講じる。 ●認定された民間事業者により市町村が貸付けを行う際に、中小企業基盤整備機構が当該市町村に貸付けを実施。 ●地元の協議会や市町村が立地を望む大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化(説明会開催義務の免除等)。 ※法律上の支援策とあわせて、以下の支援策を講じる。 ・認定された民間事業者を直接支援する補助金を交付。 ・建物等の取得に対する割増償却制度、登録免許税の軽減といった税制優遇措置を適用。 ・施設整備者及び店子に対する一層の低利融資を実施。 (2)中心市街地の活性化を図る措置を拡充 ① 中心市街地の商業の活性化に資する事業を認定する制度を創設。 ●小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業(民間中心市街地商業活性化事業)を、経済産業大臣が認定する制度を創設。 ●認定を受けた事業に対し、以下の支援策を講じる。 ・中小企業基盤整備機構が、中小企業支援策に係る知見を活用して、ソフト事業に係る情報提供等の協力を実施。 ・中小企業投資育成株式会社による出資について、出資先の資本金上限を3億円超に引き上げ、出資対象を拡大する。 ② 認定を受けた基本計画に対し、規制の特例等を創設 ●オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例を創設。 ●それぞれの中心市街地に限って活動が認められる特例通訳案内士制度を創設。 ③ 基本計画を作成しようとする市町村の規制の解釈に関する疑問等に対し、国が回答する制度を創設。																					
想定する具体的効果	「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図る。																					
支援手続 (申請～交付決定)	—																					
変更のポイント	—																					
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																	
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、I/Aヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他			
	○	○	—	—	○	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—			
省庁名	経済産業省																					
担当課室	商務流通保安グループ中心市街地活性化室										電話(直通)		03-3501-3754									
URL	<a href="http://www.meti.go.jp/press/2013/02/20140212001/20140212001.html">http://www.meti.go.jp/press/2013/02/20140212001/20140212001.html</a>																					

1- . 中心市街地活性化

施策名	中心市街地活性化のための税制措置										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-			
											公共	非公共							
											-	-	○	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策		区分(新規・継続・変更)						
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		新規		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		中心市街地活性化に関する法律、 租税特別措置法		
	50ページ、21行～23行										18ページ、32行～33行								
概要 (支援の仕組み等)	中心市街地活性化法の改正にあわせ、中心市街地活性化の核となる民間事業について、土地・建物や設備等の取得時の減税措置を創設することで、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。																		
支援対象者 (実施主体)	中心市街地活性化法の改正により創設する「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づき ①(割増償却制度)建物及び建物附属設備、構築物を整備する民間事業者 ②(登録免許税)土地・建物を取得する民間事業者																		
支援内容 (単価・水準等)	中心市街地活性化法の改正により創設する「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づき ①(割増償却制度)建物及び建物附属設備、構築物の取得に対し、5年間 30%の割増償却制度の創設。 ②(登録免許税)土地・建物の取得に対し、土地・建物の所有権の保存登記及び移転登記の際の登録免許税を1/2とする措置の創設。																		
想定する具体的効果	「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図る。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援手続きの流れは、下記のとおり。 ①(割増償却制度) (1)認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき建物及び建物附属設備、構築物を整備した民間事業者は、割増償却制度の適用を受けるため、当該事業計画に基づき整備された設備である旨の経済産業大臣の証明書の発行を経済産業省に申請。 (2)経済産業省は(1)申請に基づき証明書を発行。 (3)当該民間事業者は割増償却制度の適用を受けるため、(2)証明書を添付した申告書を税務署に提出。 ②(登録免許税) (1)認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき土地・建物を取得した民間事業者は、登録免許税の軽減措置の適用を受けるため、当該事業計画に基づき土地・建物を取得した旨の経済産業大臣の証明書の発行を経済産業省に申請。 (2)経済産業省は(1)申請に基づき証明書を発行。 (3)当該民間事業者は登録免許税の軽減措置の適用を受けるため、(2)証明書を添付した申請書を登記所へ提出。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○			○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	経済産業省																		
担当課室	商務流通保安グループ中心市街地活性化室										電話(直通)		03-3501-3754						
URL																			

1- . 中心市街地活性化

施策名	中心市街地再興戦略事業費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	690 -			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		新規	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項
	50ページ 21~23行										18ページ 32~33行		-						
概要 (支援の仕組み等)	地域経済において重要な役割を果たす中心市街地について、事業を絞って重点的に支援を行う。具体的には地元住民や自治体等による強いコミットを前提に、実効性のある計画を立てることができる事業に対し、近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備を支援する。 また、従来の中心市街地については、少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりを支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	民間事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	(1)調査事業 まちの魅力を探るためのニーズ調査、マーケティング調査等に対する支援。 (2)専門人材の派遣 まちづくり事業に必要な知見を有する人材の招聘等に対する支援。 (タウンマネージャー、経営コンサルタント等) (3)先進的、実証的事業への支援 近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業機能の整備等に対する支援。 (施設整備事業、ソフト支援事業等)																		
想定する具体的効果	調査事業や専門人材の派遣事業を通じてまちづくりのニーズを掘り起こし、その中でも大きな波及効果のある中心市街地の民間プロジェクトに絞り込んで支援を行うことにより、民間投資の喚起を軸とする中心市街地の活性化を図る。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援手続の流れは、下記のとおり。 ①公募 ②審査委員会 ③採択 ④補助金交付申請 ⑤補助金交付決定																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-
省庁名	経済産業省																		
担当課室	商務流通保安グループ 中心市街地活性化室										電話(直通)		03-3501-3754						
URL																			

1- 中心市街地活性化

施策名	低利融資制度(企業活力強化資金)													予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	58,750		
														公共	非公共				—	○	(財投)
														—	○	—	—		50,220	(財投)	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策													(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策		区分(新規・継続・変更)					
	○													①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		変更	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)			骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)						根拠法令等		中心市街地の活性化に関する法律					
	50ページ、21行～23行			18ページ、32行～33行				—													
概要 (支援の仕組み等)	まちづくり会社等の民間事業者が、賃借等により利用者を得た土地及又は建物において実施する商業施設及び商業基盤施設の整備並びに商業施設のテナントへの賃借等の一元的な管理・運営を行う事業者に対し、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を行う。																				
支援対象者 (実施主体)	①卸・小売・飲食店及びサービス業者 ②中心市街地活性化法の特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき事業を行う特定会社等 ※②の対象となる者は、一定の条件を満たす方は劣後ローン制度の利用も可能 ③中心市街地活性化法の認定特定民間中心市街地経済活力向上計画に基づき施設整備を実施する中小企業者 ④中心市街地活性化法の認定特定民間中心市街地経済活力向上計画により整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む中小企業者																				
支援内容 (単価・水準等)	下記の条件により低利融資を行う <資金使途> ①:経営近代化、流通合理化及び共同化等の設備の取得、セルフサービス店の取得、空き店舗への出店、販売促進、人材確保、新分野への進出 等 ②:計画の実施のために必要な設備資金及び運転資金 ③:施設整備を実施するために必要な設備資金及び運転資金 ④:施設に出店するために必要な設備資金及び運転資金 <貸付利率> 中心市街地関連地域(中活法による中心市街地等)で事業を行う場合 ①:特別利率②(中小企業事業本部) 特別利率③(国民生活事業本部) ②:特別利率② ③:特別利率③(中小企業事業本部) ④:特別利率③(中小企業事業本部) <限度額> ①②:中小企業事業本部 7.2億円(長期運転資金は2.5億円) 国民生活事業本部7,200万円(運転資金は4,800万円) ③:中小企業事業本部 7.2億円 ④:中小企業事業本部 2.7億円																				
想定する具体的効果	「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を軸とした中心市街地等の活性化を図る。																				
支援手続 (申請～交付決定)	支援手続きの流れは、下記のとおり。 ①申請者は株式会社日本政策金融公庫に資金の借入れを申請。 ②株式会社日本政策金融公庫は貸付を実施。																				
変更のポイント	認定特定中心市街地経済活力向上事業計画に基づき商業施設等を整備する中小企業者及び当該事業計画に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかを営む中小企業者に対する貸付利率について、現行の特別利率②の適用を特別利率③に引き下げ。																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT バージョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信			コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○			○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-			-	-	-
省庁名	経済産業省																				
担当課室	商務流通保安グループ中心市街地活性化室													電話(直通)		03-3501-3754					
URL																					

1- . 中心市街地活性化

施策名	戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	320		
												公共	非公共						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			-		新規					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		特別会計に関する法律第85条第3項第1号 特会法施行令第50条第7項第9号 中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項								
	50ページ 21~23行		18ページ、32行~33行			-													
概要 (支援の仕組み等)	<p>中心市街地において、エネルギー効率の向上を図ることが、中心市街地の活性化をもたらすことを、ビジネスモデルで実証する。 例えば、EMS等のエネルギー制御機器を用いたまちづくり等、エネルギー効率の向上に資する事業を活性化の一要素として、地域経済を牽引する先進的なまちづくりを実証する。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	民間事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>(1)事業化可能性調査 省エネ設備を導入することによる省エネ効果や他の地域への波及効果に関する調査に対する支援。</p> <p>(2)実証事業 事業化可能調査に基づく商業施設等に対する省エネ設備の設置等を支援。</p>																		
想定する具体的効果	モデル性の高い省エネ設備を導入し、周辺地域への波及させることにより、業務部門における省エネを推進する。																		
支援手続 (申請~交付決定)	<p>支援手続の流れは、下記のとおり。</p> <p>①公募 ②審査委員会 ③採択 ④補助金交付申請 ⑤補助金交付決定</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	経済産業省																		
担当課室	商務流通保安グループ 中心市街地活性化室											電話(直通)		03-3501-3754					
URL																			

1- 中心市街地活性化

施策名	中心市街地再活性化特別対策事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-			
	公共		非公共		-		○		-		-								
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策															区分(新規・継続・変更)			
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策																		
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)					②地域間の交流・連携の推進					③地域の生活や産業の基盤整備					継続			
	○		-		-		-		-		-		-		-		-		
日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		特別交付税に関する省令第3条第1項第3号イ表82、附則第5条第6項第2号								
P50 13行目～23行目		P18 下から3行目～2行目		P12 下から12行目～10行目															
概要 (支援の仕組み等)	中心市街地活性化基本計画の認定を受けた市町村が実施するソフト事業に対して特別交付税措置を実施し、同じくハード事業に対して地方債の起債を認める。																		
支援対象者 (実施主体)	市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	ソフト事業 中心市街地活性化基本計画に基づき実施するイベント等のソフト事業に要する経費について特別交付税措置をする。対象となるイベント等のソフト事業は、市町村が地域振興の観点から実施する中心市街地の活性化及び商店街等の振興整備のためのイベント等のソフト事業のうち、特に重要なもの(商店街振興組合等が実施するものに対し助成する場合を含む。)であること。 特に重要な事業とは、下記の事業で、かつ、市町村の負担額(一般財源)が100万円を超えるものであること。 ① 市町村全域又はより広域的な範囲を対象としたイベント事業で、その内容、規模等に鑑みて中心市街地の活性化や商店街等の振興を主目的とするイベント事業(商業ベースのものを除く)の実施又は助成 ② 市町村全域又はより広域的な範囲の住民を対象とした中心市街地の活性化や商店街での購買活動に関する講習会、シンポジウム等の実施又は助成 ③ 市町村全域又はより広域的な範囲において実施する中心市街地活性化のためのまちづくりリーダーや商店街の後継者育成研修への助成 ④ 中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業の具体化に必要な詳細な資金計画・事業性評価・合意形成等の事業 ⑤ その他中心市街地の活性化や商店街の振興整備のために特に重要な事業 ハード事業 中心市街地活性化基本計画において位置付けられた中心市街地の再活性化のための単独事業について、特別交付税措置のある起債を認める。 ① 集客力を高める施設の整備(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール等) ② 地域の産業の振興に資する施設の整備(展示施設、物産会館等) ③ 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等) ④ 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備																		
想定する具体的効果	市町村の計画する中心市街地活性化施策について特別交付税措置を行うことで、市町村の中心市街地活性化に向けた取組が促進される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	○市町村が中心市街地活性化基本計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けること。 ○対象経費について、特別交付税の照会(12月分)に算定基礎数値として回答されたものを計上。 ○中心市街地の再活性化のための単独事業の起債要望照会(年2回)に際し、中心市街地活性化基本計画の該当事業部分を添付の上申請書を提出。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT・ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ		環境・エネルギー
	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域振興室										電話(直通)		03-5253-5533						
URL																			

1- . 中心市街地活性化

施策名	社会資本整備総合交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	912,362  (903,136)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		継続		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		都市公園法、河川法、海岸法、下水道法、道路法、港湾法等	
	P49・50,69～71,73～75,83～86等										P13,17,21,29・30等		P9,12等						
概要 (支援の仕組み等)	<p>○基幹事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路事業</li> <li>2. 港湾事業</li> <li>3. 河川事業</li> <li>4. 砂防事業</li> <li>5. 地すべり対策事業</li> <li>6. 急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>7. 下水道事業</li> <li>8. その他総合的な治水事業</li> <li>9. 海岸事業</li> <li>10. 都市再生整備計画事業</li> <li>11. 広域連携事業</li> <li>12. 都市公園等事業</li> <li>13. 市街地整備事業</li> <li>14. 都市水環境整備事業</li> <li>15. 地域住宅計画に基づく事業</li> <li>16. 住環境整備事業</li> </ol> <p>○関連事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する事業等</p>																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	社会資本総合整備計画に位置づけられた全ての事業について、各事業の当該年度の事業費に事業毎に定められた国費率を掛けてた額を算出し、合計した額を超えない範囲で交付																		
想定する具体的効果	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援することにより、活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援等の政策目的を実現。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>○地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、国に提出。</p> <p>○国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定し、交付金を交付。</p> <p>○計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表。</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	国土交通省																		
担当課室	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室										電話(直通)		03-5253-8967						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>																		



1- . 中心市街地活性化

施策名	歩行者移動支援の普及促進 (ユニバーサル社会に対応した高齢者、障がい者等の歩行者移動支援の推進)										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	39 (64)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					
	—										○					変更			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	・世界最先端IT国家創造宣言 ・科学技術イノベーション総合戦略 ・移動等円滑化の促進に関する基本方針		
概要 (支援の仕組み等)	ユニバーサル社会に向け、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが重要であり、ICT(情報通信技術)による歩行者移動支援の推進が必要であることから、自治体等が容易に導入の検討を行うための、ガイドライン等を用いた普及に取り組む。																		
支援対象者 (実施主体)	自治体、NPO、民間事業者																		
支援内容 (単価・水準等)	○ガイドラインの公表 ○歩行者移動支援サービスの導入を検討中の自治体等に対する出前講座や技術的アドバイス ○サービス構築に必要な場所情報コードの申請受付やアプリケーションプログラムの提供(経路検索プログラム(β版)を紹介(ネットワークデータは別途必要。))																		
想定する具体的効果	ICTを活用した歩行者移動支援は、スマホなど情報機器を通じ、高齢者や障がい者(車いす利用者等)や外国人など移動制約を持つ様々な方々へ必要な制約情報を提供し、これを考慮した経路案内を行うことで、安心・安全かつ円滑な移動を可能とするサービス。移動支援情報やバリアフリー情報の提供と併せ、観光情報及び地域情報等やそれら情報の多言語化での提供により、高付加価値の情報発信による魅力ある地域づくりへの寄与が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	・支援を希望される場合は、下記連絡先へ問合せ願います。 ・申請等の特別な手続は不要。																		
変更のポイント	支援対象の拡大																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	—	○	—	—	—	○	○	○	—	○	○	—	○	—	—	—
省庁名	国土交通省																		
担当課室	総合政策局総務課政策企画官 政策統括官(国土)付										電話(直通)		03-5253-8794						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000002.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000002.html</a>																		

1- . 地域包括ケアシステム構築

施策名	医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	60,244 0		
												公共	非公共						
												-	○	-	○				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策		区分(新規・継続・変更)					
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)				②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備			○	新規						
	-		-		-		-		-		-								
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		-		-		-			根拠法令等	※第186回国会に提出している 医療介護総合確保推進法案の成立が前提				
概要 (支援の仕組み等)	消費税増収分等を財源として活用して、都道府県に基金を創設し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するために財政支援を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県																		
支援内容 (単価・水準等)	①病床の機能分化・連携のために必要な事業 ②在宅医療・介護サービスの充実のための事業 ③医療従事者等の確保・養成のための事業 ※介護については平成27年度から実施																		
想定する具体的効果	病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善等が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>国庫補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① 補助事業者が都道府県へ事業計画書を提出する。</p> <p>② 都道府県は①を取りまとめ、国へ提出する。</p> <p>③ 国は②の申請を審査し、都道府県へ交付決定の内示を行う。</p> <p>④ 都道府県から国へ③の額の範囲内で交付申請を行う。</p> <p>⑤ 国は④の申請を審査し、都道府県へ交付決定を行う。</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	医政局指導課医師確保等地域医療対策室											電話(直通)		03-3595-2194					
URL	-																		

1- . 地域包括ケアシステム構築

施策名	社会資本整備総合交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	912,362  (903,136)			
											公共	非公共							
											○	-	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		都市公園法、河川法、海岸法、下水道法、道路法、港湾法等						
	P49・50,69～71,73～75,83～86等		P13,17,21,29・30等			P9,12等													
概要 (支援の仕組み等)	<p>○基幹事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路事業</li> <li>2. 港湾事業</li> <li>3. 河川事業</li> <li>4. 砂防事業</li> <li>5. 地すべり対策事業</li> <li>6. 急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>7. 下水道事業</li> <li>8. その他総合的な治水事業</li> <li>9. 海岸事業</li> <li>10. 都市再生整備計画事業</li> <li>11. 広域連携事業</li> <li>12. 都市公園等事業</li> <li>13. 市街地整備事業</li> <li>14. 都市水環境整備事業</li> <li>15. 地域住宅計画に基づく事業</li> <li>16. 住環境整備事業</li> </ol> <p>○関連事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する事業等</p>																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	社会資本総合整備計画に位置づけられた全ての事業について、各事業の当該年度の事業費に事業毎に定められた国費率を掛けてた額を算出し、合計した額を超えない範囲で交付																		
想定する具体的効果	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援することにより、活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援等の政策目的を実現。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>○地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、国に提出。</p> <p>○国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定し、交付金を交付。</p> <p>○計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表。</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	国土交通省																		
担当課室	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室										電話(直通)		03-5253-8967						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>																		

1- . 地域包括ケアシステム構築

施策名	スマートウェルネス住宅等推進事業														34,000				
	予算		税制		法制度		予算額(百万円)		34,000										
	公共	非公共					上段:平成26年度当初	下段:前年度当初予算)											
	○	—	—	—															
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														区分(新規・継続・変更)				
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策																		
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)                 ②地域間の交流・連携の推進                 ③地域の生活や産業の基盤整備														変更				
	-														-				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-										
	第Ⅱ.二.テーマ1.③		第2章4.(1)		-														
概要 (支援の仕組み等)	高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の建設・改修、公的賃貸住宅団地等における併設施設の整備、ICTを活用した見守りや生活支援など高齢者等の居住の安定確保・健康維持増進に係る先導的な住まいづくりの取組みを支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	下欄の対象事業を行おうとする者 <対象者の例> ○ 高齢者等向けの賃貸住宅、高齢者生活支援施設等の整備を行う者 ○ 高齢者向けの生活支援・介護サービス、子育て支援サービス等を提供する者 (民間事業者、社会福祉法人、医療法人等) 等																		
支援内容 (単価・水準等)	○サービス付き高齢者向け住宅整備事業:サービス付き高齢者向け住宅等の整備費 ○スマートウェルネス拠点整備事業:公的賃貸住宅団地等における併設施設の整備費 ○スマートウェルネス住宅等推進モデル事業:建設工事費、技術の検証費、普及費等																		
想定する具体的効果	高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	HP等にて手続きを周知。																		
変更のポイント	公的賃貸住宅団地等における併設施設の整備、ICTを活用した見守りや生活支援など高齢者等の居住の安定確保・健康維持増進に係る先導的な住まいづくりの取組み等を支援																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○	—	—	○	○	—	—	—	—	—
省庁名	国土交通省																		
担当課室	住宅局安心居住推進課											電話(直通)		03-5253-8952					
URL	<a href="http://www.koreisha.jp/service/">http://www.koreisha.jp/service/</a> <a href="http://www.ioq-model.jp/">http://www.ioq-model.jp/</a>																		

1- . 地域包括ケアシステム構築

施策名	地域居住機能再生推進事業											予算		法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	14,000 (3,000)				
												公共	非公共							
												○	—							
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策													○	—	区分(新規・継続・変更)				
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策																—	—	変更	
	<small>①地域の工場の取組への支援(新しい子育て、地域資源の活用等への支援)</small>																			
	②地域間の交流・連携の推進 ③地域の生活や産業の基盤整備															根拠法令等				
概要 (支援の仕組み等)	高齢化の著しい大都市周辺部において、居住機能の集約化とあわせて子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、大規模団地等の地域居住機能を再生する取組を支援																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村、事業者等																			
支援内容 (単価・水準等)	○ 対象事業 ① 以下の社会資本整備総合交付金の基幹事業・関連公共施設整備の交付対象となる事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・公営住宅等整備事業、地域優良賃貸住宅整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業等 ・市街地再開発事業、優良建築物等整備事業 ② スマートウェルネス住宅等推進事業又は民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業の補助対象となる事業 ③ 再生促進事業 ○ 補助率等 ①及び② それぞれの事業の補助率、補助限度額に準じる。 ③ 地方公共団体:1/2 それ以外:国 1/3、地方公共団体 1/3 ただし、地域居住機能再生計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を上限とする。																			
想定する具体的効果	大規模な公的賃貸住宅団地の連鎖的な建替えをPFIの導入等により、民間も活用しつつ行うとともに、団地余剰地へのサービス付き高齢者向け住宅や医療・福祉施設の導入などにより、地域全体の居住機能を再生																			
支援手続 (申請～交付決定)	各地方整備局建政部にご相談ください。																			
変更のポイント	管理戸数の合計について、概ね1000戸から概ね300戸へ緩和。																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT/ヘルソーン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	—		—	—	—	—
省庁名	国土交通省																			
担当課室	住宅局住宅総合整備課、市街地建築課市街地住宅整備室											電話(直通)		(03) 5253-8506						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/house/iutakukentiku_house_tk5_000043.html">http://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/house/iutakukentiku_house_tk5_000043.html</a>																			

1- . 地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成

施策名	新たな広域連携の促進										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	129 ( )				
											公共	非公共								
											-	○	-	-						
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策												区分(新規・継続・変更)							
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				新規								
		-	○			○			○											
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等												
-	P32 12行目			-																
概要 (支援の仕組み等)	人口減少社会において、人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、その上で全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える行政サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要との認識のもと、他の圏域等の先行的なモデルとなるような新たな市町村間の広域連携や都道府県による補完などの取組を行う地方公共団体に委託調査を実施し、先進事例を構築する。																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																			
支援内容 (単価・水準等)	○新たな広域連携モデル構築事業 調査委託事業の実施(予算額:129百万円)																			
想定する具体的効果	「地方中枢拠点都市圏」を形成し、人々の暮らしを支え、地方の経済をけん引していく役割を積極的に果たす、「人口減少社会における反転攻勢の砦」を築くこと。 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合における都道府県の補完、三大都市圏における同程度の規模・能力がある都市の間での水平・相互補完的、双務的な役割分担の促進により、行政サービスの提供体制を構築すること。																			
支援手続 (申請～交付決定)	○新たな広域連携モデル構築事業 総務省が提案募集し、新たな広域連携に取り組む都道府県・市町村が応募。当該応募を受け、総務省が提案を評価し、委託先候補を決定。その後、総務省と委託先団体が契約を締結し、委託事業を開始。委託事業終了後、委託先団体が平成27年2月までに総務省に委託事業の実績を報告。 ○地方財政措置 平成26年度実施の先行的モデル事業を検証し、平成27年度から地方交付税措置を講じて全国展開を図る。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT・ペーシジョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
省庁名	総務省																			
担当課室	自治行政局市町村課										電話(直通)		03-5253-5516							
URL																				

1- . 地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成

施策名	定住自立圏構想の推進										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	117  (158)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														区分(新規・継続・変更)  継続				
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備											
		-	○			○			○										
		日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日(総行応第39号)制定)								
-	P32 10行目			-															
概要 (支援の仕組み等)	定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の定住自立圏構想の推進に要する経費に対する特別交付税措置等の地方財政措置を講じるとともに、機能連携広域経営推進調査事業等により市町村域を越えた圏域の取組を支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	定住自立圏構想に取り組む市町村等																		
支援内容 (単価・水準等)	○地方財政措置 ・包括的財政措置(特別交付税)(中心市:8,500万円程度、近隣市町村:1,500万円を基本に算定し、特別交付税措置) ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村あたり3年間、700万円上限に特別交付税措置) ・個別の施策分野における財政措置(病診連携等による地域医療の確保に要する経費(措置率0.8、上限800万円)を特別交付税措置) 等  ○機能連携広域経営推進調査事業 調査委託事業の実施(予算額:100百万円)																		
想定する具体的効果	定住自立圏に取り組む団体の増加やそれぞれの圏域での生活機能の確保等により、地方圏における定住の受け皿を形成していくこと。																		
支援手続 (申請～交付決定)	○地方財政措置 定住自立圏構想に取り組む市町村が定住自立圏共生ビジョンを策定し、当該ビジョンに基づく事業を実施。当該事業の実施に要する費用につき、市町村からの報告数値等に基づき、特別交付税措置等の地方財政措置を実施。  ○機能連携広域経営推進調査事業 総務省が提案募集し、定住自立圏構想に取り組む市町村等が応募。当該応募を受け、総務省が提案を評価し、委託先候補を決定。その後、総務省と委託先団体が契約を締結し、委託事業を開始。委託事業終了後、委託先団体が平成27年3月までに総務省に委託事業の実績を報告。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域自立応援課										電話(直通)		5253-5391						
URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/</a>																		

1- . 地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成

施策名	中心市街地再活性化特別対策事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-		
											公共	非公共					-	○
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策																	
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策																	
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		区分(新規・継続・変更)			
	○										-		-		継続			
支援対象者 (実施主体)	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		特別交付税に関する省令第3条第1項第3号イ表82、附則第5条第6項第2号	
	P50 13行目～23行目										P18 下から3行目～2行目		P12 下から12行目～10行目					
概要 (支援の仕組み等)	中心市街地活性化基本計画の認定を受けた市町村が実施するソフト事業に対して特別交付税措置を実施し、同じくハード事業に対して地方債の起債を認める。																	
支援内容 (単価・水準等)	ソフト事業 中心市街地活性化基本計画に基づき実施するイベント等のソフト事業に要する経費について特別交付税措置をする。対象となるイベント等のソフト事業は、市町村が地域振興の観点から実施する中心市街地の活性化及び商店街等の振興整備のためのイベント等のソフト事業のうち、特に重要なもの(商店街振興組合等が実施するものに対し助成する場合を含む。)であること。 特に重要な事業とは、下記の事業で、かつ、市町村の負担額(一般財源)が100万円を超えるものであること。 ① 市町村全域又はより広域的な範囲を対象としたイベント事業で、その内容、規模等に鑑みて中心市街地の活性化や商店街等の振興を主目的とするイベント事業(商業ベースのものを除く)の実施又は助成 ② 市町村全域又はより広域的な範囲の住民を対象とした中心市街地の活性化や商店街での購買活動に関する講習会、シンポジウム等の実施又は助成 ③ 市町村全域又はより広域的な範囲において実施する中心市街地活性化のためのまちづくりリーダーや商店街の後継者育成研修への助成 ④ 中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業の具体化に必要な詳細な資金計画・事業性評価・合意形成等の事業 ⑤ その他中心市街地の活性化や商店街の振興整備のために特に重要な事業 ハード事業 中心市街地活性化基本計画において位置付けられた中心市街地の再活性化のための単独事業について、特別交付税措置のある起債を認める。 ① 集客力を高める施設の整備(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール等) ② 地域の産業の振興に資する施設の整備(展示施設、物産会館等) ③ 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等) ④ 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備																	
想定する具体的効果	市町村の計画する中心市街地活性化施策について特別交付税措置を行うことで、市町村の中心市街地活性化に向けた取組が促進される。																	
支援手続 (申請～交付決定)	○市町村が中心市街地活性化基本計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けること。 ○対象経費について、特別交付税の照会(12月分)に算定基礎数値として回答されたものを計上。 ○中心市街地の再活性化のための単独事業の起債要望照会(年2回)に際し、中心市街地活性化基本計画の該当事業部分を添付の上申請書を提出。																	
変更のポイント	-																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT・ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
○ ○ - - - - - ○ ○ ○ - - - - -																		
省庁名	総務省																	
担当課室	地域力創造グループ地域振興室										電話(直通)		03-5253-5533					
URL																		



1- . 地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成

施策名	社会資本整備総合交付金											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	912,362  (903,136)		
												公共	非公共						
												○	-	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					継続					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		都市公園法、河川法、海岸法、下水道法、道路法、港湾法等						
	P49・50,69～71,73～75,83～86等		P13,17,21,29・30等			P9,12等													
概要 (支援の仕組み等)	<p>○基幹事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路事業</li> <li>2. 港湾事業</li> <li>3. 河川事業</li> <li>4. 砂防事業</li> <li>5. 地すべり対策事業</li> <li>6. 急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>7. 下水道事業</li> <li>8. その他総合的な治水事業</li> <li>9. 海岸事業</li> <li>10. 都市再生整備計画事業</li> <li>11. 広域連携事業</li> <li>12. 都市公園等事業</li> <li>13. 市街地整備事業</li> <li>14. 都市水環境整備事業</li> <li>15. 地域住宅計画に基づく事業</li> <li>16. 住環境整備事業</li> </ol> <p>○関連事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する事業等</p>																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	社会資本総合整備計画に位置づけられた全ての事業について、各事業の当該年度の事業費に事業毎に定められた国費率を掛けてた額を算出し、合計した額を超えない範囲で交付																		
想定する具体的効果	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援することにより、活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援等の政策目的を実現。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>○地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、国に提出。</p> <p>○国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定し、交付金を交付。</p> <p>○計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表。</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	国土交通省																		
担当課室	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室											電話(直通)		03-5253-8967					
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>																		

1- 地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成

施策名	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプラン・パートナーシップ事業)		予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	5,300											
	公共	非公共	—	○					—	—									
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策							区分(新規・継続・変更)											
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備															
	—	○	—	—	—	新規													
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)	根拠法令等		—													
概要 (支援の仕組み等)	<p>地域における再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の取組について、基盤情報の整備や事業化に向けた検討の支援、事業化にあたっての設備導入に対する支援を委託や補助により必要に応じて一貫して実施し、「低炭素・循環・自然共生」地域の創出を図る。</p> <p>(1)再生可能エネルギーの基盤情報整備事業(委託)</p> <p>(2)地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業</p> <p>①事業化計画策定・FS調査実証事業(委託)</p> <p>②事業化計画策定・FS調査支援事業</p> <p>ア 地域主導型再生可能エネルギーの事業化(委託)</p> <p>イ 地域協働による低炭素地域づくり事業(間接補助)</p> <p>ウ エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくり(補助)</p> <p>(3)地域主導型事業形成支援事業(委託)</p> <p>(4)再エネ・省エネ設備導入支援事業(間接補助)</p> <p>①地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくり事業</p> <p>②自然豊かな地域における低炭素・自然共生型地域づくり事業</p> <p>ア 自然公園における低炭素地域づくり事業</p> <p>イ 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に必要な設備導入等への支援</p>																		
支援対象者 (実施主体)	<p>(1):民間団体等</p> <p>(2)①:民間団体等, (2)②ア:民間団体等, (2)②イ:地方公共団体、民間団体等, (2)②ウ:地方公共団体、民間団体等</p> <p>(3):民間団体等</p> <p>(4)①:地方公共団体、民間団体等, (4)②ア:民間団体, (4)②イ:地方公共団体、民間団体等</p>																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>(1), (2)①, (2)②ア, (3)は委託</p> <p>(2)②ウは補助(地方公共団体:定額、民間団体等:1/2) 上限1,000万円</p> <p>(2)②イは間接補助(執行団体を經由) (地方公共団体:定額、民間団体等:1/2) 上限1,000万円</p> <p>(4)①, (4)②ア, (4)②イは間接補助(執行団体を經由) 地方公共団体:1/2~2/3, 民間団体等:1/2)</p>																		
想定する具体的効果	<p>地域資源や資金等を活用し「低炭素・循環・自然共生」地域を創出する地域の地球温暖化対策事業を支援することで、</p> <p>○地域における自立的・持続的な低炭素化事業の推進</p> <p>○事業経験の蓄積による、環境政策を担う地域の人材・組織育成が期待される。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>(1)委託事業の支援手続は次のとおり。</p> <p>1. 環境省が対象事業に掲げる事業を募集</p> <p>2. 環境省が応募のあった事業の中から実施事業を採択</p> <p>3. 環境省が採択を受けた事業者との間で委託契約を締結</p> <p>(2)補助事業の支援手続は次のとおり。</p> <p>1. 環境省が対象事業に掲げる事業を募集</p> <p>2. 環境省が応募のあった事業の中から実施事業を採択</p> <p>3. 環境省が要綱に基づき補助金の交付決定を行う</p> <p>(3)間接補助事業の支援手続は次のとおり。</p> <p>1. 環境省が対象事業に掲げる補助事業者(執行団体)を募集</p> <p>2. 環境省が応募のあった団体の中から執行団体を採択</p> <p>3. 環境省が要綱に基づき執行団体に対し補助金の交付決定を行う</p> <p>4. 執行団体が対象事業に掲げる事業を募集</p> <p>5. 執行団体が応募のあった事業の中から実施事業を採択</p> <p>6. 執行団体が補助金の交付決定を行う</p>																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、ITベンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	環境省																		
担当課室	総合環境政策局 環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室															電話(直通)	03-5521-8234		
URL	<a href="http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo-2.html">http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo-2.html</a>																		

1- . 地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成

施策名	6次産業化ネットワーク活動支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	224  (-)				
											公共	非公共								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備		新規	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)						根拠法令等
	79頁、7行 テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現										18頁、14行 4.(2)農林水産業・地域の活力創造			4頁、24行 ② 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進						
概要 (支援の仕組み等)	<p>農林漁業者と多様な事業者が県域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の高付加価値化等に必要機械・施設の整備等を支援</p> <p>①6次産業化ネットワーク活動推進事業 県域を越えて農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する広域的な6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催や、プロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組等について支援</p> <p>②6次産業化ネットワーク活動整備事業 6次産業化・地産地消法及び農商工等連携課促進法により認定された農林業者等が、県域を越える広域的な6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援</p>																			
支援対象者 (実施主体)	民間団体等																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>①について: 補助率は、定額、1/2、2/3 * 新商品開発や販路開拓等への支援については、六次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画及び農商工等連携課促進法による認定農商工等連携事業計画の取組の場合は、2/3 ②について: 補助率は、1/2</p>																			
想定する具体的効果	<p>本施策により、農林漁業者と多様な事業者が県域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の高付加価値化等に必要機械・施設の整備等を支援することにより、全国的に6次産業化の取組が促進され、地域経済全体の活性化、雇用の確保と所得の向上が期待できる。</p>																			
支援手続 (申請～交付決定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載</li> <li>・申請者は、申請書を地方農政局等を通じて本省に提出(一部事業については、農林水産省本省へ直接提出)</li> <li>・農林水産省本省においては、第三者による選定審査委員会を開催して候補者を選定</li> <li>・選定された候補者は、地方農政局等から事業実施計画の承認を受けた後、補助金の交付決定を受けて事業に着手(一部事業については、農林水産省本省が事業実施計画の承認、交付決定を実施)</li> </ul>																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT/ヘルソン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり/地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
省庁名	農林水産省																			
担当課室	産業連携課										電話(直通)		03-6738-6475							
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/i/shokusan/sanki/6ijika/yosan/pdf/26v_network_s.pdf">http://www.maff.go.jp/i/shokusan/sanki/6ijika/yosan/pdf/26v_network_s.pdf</a>																			

1- . 地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成

施策名	6次産業化ネットワーク活動交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,131  (2,172)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策														区分(新規・継続・変更)				
	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策															継続			
	○										-								
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律								
79頁、7行 テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現		18頁、14行 4.(2)農林水産業・地域の活力創造			4頁、24行 ② 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進														
概要 (支援の仕組み等)	地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援するため、国が都道府県に対して交付金を交付。 ①6次産業化ネットワーク活動推進交付金 都道府県段階で6次産業化プランナー等を配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催やプロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組等について支援 ②6次産業化ネットワーク活動整備交付金 六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援																		
支援対象者 (実施主体)	交付先:都道府県 事業実施主体:地方公共団体、民間団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	①について:補助率は、定額、1/2、2/3 *新商品開発や販路開拓等への支援については、六次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画及び農商工等連携促進法による認定農商工等連携事業計画の取組の場合は、2/3以内 ②について:補助率は、1/2																		
想定する具体的効果	本施策により、地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援することにより、農山漁村における6次産業化の取組が促進され、地域経済全体の活性化、雇用の確保と所得の向上が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	①事業要望者は、事業計画を作成の上、都道府県に提出 ②都道府県が、各事業要望者の要望を取りまとめの上、自ら実施する計画を加えて都道府県全体の計画を策定し、国(地方農政局等)に提出 ③国は、予算額の範囲内で、その事業計画の内容等を踏まえて、都道府県ごとの配分額を決定 ④国は、都道府県に対して交付金を一括配分 ⑤都道府県の裁量により、事業実施者を選択																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	産業連携課										電話(直通)		03-6738-6475						
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26y_network.pdf">http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26y_network.pdf</a>																		

1- . 地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成

施策名	農林漁業成長産業化ファンドの本格展開											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	15,000 (財投資金)		
												公共	非公共						
												-	○	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	○											-		-		継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)						根拠法令等		株式会社農林漁業成長産業化支援機構					
概要 (支援の仕組み等)	81頁、26行 テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現		4.(2)農林水産業・地域の活力創造			10頁、15行 ③ 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進													
	農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して出資等による支援を実施。																		
支援対象者 (実施主体)	支援対象者:農林漁業者と観光事業者等の2次・3次産業の事業者(パートナー企業)が連携して取り組む会社で、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の認定を受けた会社(6次産業化事業体) (実施主体:株式会社農林漁業成長産業化支援機構)																		
支援内容 (単価・水準等)	①出資 6次産業化事業体を支援するための出資 ②貸付 出資を受けた6次産業化事業体に対する、民間金融機関等からの借入円滑化を図るための資本性劣後ローンの貸付																		
想定する具体的効果	本施策により、生産から消費までのバリューチェーンの構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して出資等による支援を実施することにより、農山漁村における6次産業化の取組が促進され、地域経済全体の活性化、雇用の確保と所得の向上が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	①農林漁業者・事業者等の申請者は、サブファンド又はA-FIVEに対し相談・申請 ②申請された案件については、サブファンド及びA-FIVEにおいて審査を実施 ③A-FIVEによる出資同意決定 ④サブファンドによる出資決定																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	産業連携課											電話(直通)		03-6738-6473					
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26_fund.pdf">http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26_fund.pdf</a>																		

1- . 地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成

施策名	都市農村共生・対流総合対策交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,100  (1,950)		
											公共	非公共						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備						継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		食料・農業・農村基本法第36条								
	81ページ 32~37行 85ページ 30~32行		17ページ 32~33行 18ページ 23~24行		8ページ 43行 ~ 9ページ 1行 9ページ 41~44行 13ページ 14~16行													
概要 (支援の仕組み等)	<p>農山漁村の持つ自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進。</p> <p>以下の事業が対象。ただし、②と③については、①の事業と併せて実施するものに限る。</p> <p>①集落連携推進対策 中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動</p> <p>②人材活用対策 地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組</p> <p>③施設等整備対策 地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等の取組</p>																	
支援対象者 (実施主体)	農業集落が中心となり、NPO、市町村等多様な主体と連携した地域協議会																	
支援内容 (単価・水準等)	<p>①集落連携推進対策 定額(上限800万円)。事業実施期間は2年以内。</p> <p>②人材活用対策 定額(上限250万円)。事業実施期間は3年以内。</p> <p>③施設等整備対策 定額(上限2,000万円等)。事業実施期間は原則1年以内。</p>																	
想定する具体的効果	農山漁村地域における所得・雇用の増大による地域活性化と地域コミュニティの再生が促進される。																	
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受ける手順は以下のとおり。</p> <p>① 支援を受けようとする者は、農林水産省が行う公募に際し、農業集落の住民がNPO、市町村等多様な主体と連携した地域協議会(集落連合体)を組織した上で事業実施提案書を作成し、応募する。</p> <p>② 農林水産省は、外部審査委員を含む選定審査委員会において事業実施提案書を審査し、採択者には採択通知を、不採択者には不採択通知を送付する。</p> <p>③ 採択された者は、事業実施計画を作成して農林水産省に送付し、農林水産省は同計画を審査し承認する。</p> <p>④ 同計画の承認を受けた者は、交付金交付申請書を農林水産省に提出し、農林水産省は同申請書を審査し交付決定を行う。</p> <p>⑤ 交付決定を受けた者は、補助事業を実施し、事業完了後、交付金実績報告書を農林水産省に提出する。</p> <p>⑥ 農林水産省は、同報告書を審査し交付金の額を確定するとともに、交付金を交付する。</p>																	
変更のポイント	—																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	—
省庁名	農林水産省																	
担当課室	農村振興局農村政策部都市農村交流課										電話(直通)		03-3502-5946					
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html</a>																	



1- . 地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成

施策名	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	6,540  (6,233)						
											公共	非公共					—	○				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)						
	○										—					変更						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等	農山漁村活性化法第6条第2項
	P8 26～27行、29～30行										P17 29～31行 P18 21～22行					P8 33行～P9 1行 P9 31～34行 P13 12～14行						
概要 (支援の仕組み等)	<p>地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。</p> <p>具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。</p> <p>①定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設)</p> <p>②定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設)</p> <p>③農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設)</p> <p>④その他農林水産省令で定める事業 (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設)</p> <p>⑤①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業))</p>																					
支援対象者 (実施主体)	<p>○交付先: 都道府県、市町村</p> <p>○実施主体: 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体 など</p>																					
支援内容 (単価・水準等)	<p>交付率: 定額</p> <p>ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、定額、1/2、2/3、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、3/10 (沖縄県 1/2)(奄美 1/2、6/10、2/3、5.2/10)以内</p>																					
想定する具体的効果	<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、「農山漁村活性化法」に基づき地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を推進する施策であり、効果としては、全国の市町村において定住、交流に資する農山漁村の活性化に向けた新たな取組の創出が期待される。</p>																					
支援手続 (申請～交付決定)	<p>交付金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定し、農林水産省に提出。</p> <p>②農林水産省が交付対象計画を決定の上、予算を割当。</p> <p>③都道府県又は市町村が農林水産省に交付金の交付を申請。</p> <p>④農林水産省から交付金を支給。</p> <p>※活性化計画の提出は初年度のみ。その後は、毎年度2月15日までに交付金年度別事業実施計画書を提出。</p>																					
変更のポイント	<p>中山間地域の活性化を図るため、廃校等の一層の活用と既存施設の再編等を組合せ、暮らしやすく使い勝手のよい多機能な集落拠点づくりの支援を追加。</p>																					
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																	
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他			
	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—				
省庁名	農林水産省																					
担当課室	農村振興局整備部農村整備官										電話(直通)		03-3501-0814									
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/i/kasseika/index.html">http://www.maff.go.jp/i/kasseika/index.html</a>																					

1- . 低炭素・循環型の都市地域の形成

施策名	地域低炭素投資ファンド創設事業				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年当初 (下段:前年度当初予 算)	4,600  (1,400)									
					公共	非公共													
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)										
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		-		継続									
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		(特別会計に関する法律) 法第85条第3項第1号ホ 施行令第50条第7項第10号										
	P69		P19	-															
概要 (支援の仕組み等)	一定の採算性・収益性が見込まれるが、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援する「地域低炭素投資促進ファンド」を造成する。特に、地域の「目利き力」を活用して優良なプロジェクトに対する支援を展開するため、地域金融機関等と連携してサブファンドの組成の拡大を図り、サブファンドを通じた出資を実施する。これにより、民間資金による投資を更に呼び込み、低炭素化プロジェクトへの投資の一層の拡大を図る。																		
支援対象者 (実施主体)	基金設置法人:非営利法人 出資先:対象事業を行う事業者(対象事業者)又は対象事業者に対し出資を行う団体(サブファンド)																		
支援内容 (単価・水準等)	地域低炭素投資促進ファンドからの支援 1. 対象事業の要件: 事業の実施により二酸化炭素排出量が抑制・削減されること 等 2. 出資比率: 地域低炭素投資促進ファンドからの出資は、原則として、総出資額の1/2未満。																		
想定する具体的効果	地域における低炭素投融资を促進し、地域での資金循環を円滑化すること等により、低炭素化と地域活性化の同時実現に寄与する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	1. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付し、同法人が地域低炭素投資促進ファンド(基金)を造成。 2. 同ファンドから、以下の出資フローに基づき、支援。 【出資フロー】 ① 案件申請 :事業者等が出資案件を申請 ② 予備審査 :申請書類のチェック、事業者面談等によるスクリーニング ③ 事業性調査:社外アドバイザーを活用し、事業計画、CO2削減効果等を精査・検証 ④ 条件交渉 :事業者、他の投資家等と契約内容を交渉・調整 ⑤ 出資判断 :外部専門家による審査委員会の意見を踏まえ出資判断 ⑥ 出資 :出資契約締結																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT・ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
省庁名	環境省																		
担当課室	総合環境政策局環境経済課														電話(直通)	03-5521-8230			
URL	<a href="http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo-2/017.pdf">http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo-2/017.pdf</a>																		



1- 低炭素・循環型の都市地域の形成

施策名	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプラン・パートナーシップ事業)		予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	5,300											
	公共	非公共	—	○					—	—									
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策							区分(新規・継続・変更)											
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備															
	—	○	—	—	—	新規													
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)	根拠法令等		—													
概要 (支援の仕組み等)	<p>地域における再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の取組について、基盤情報の整備や事業化に向けた検討の支援、事業化にあたっての設備導入に対する支援を委託や補助により必要に応じて一貫して実施し、「低炭素・循環・自然共生」地域の創出を図る。</p> <p>(1)再生可能エネルギーの基盤情報整備事業(委託)</p> <p>(2)地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業</p> <p>①事業化計画策定・FS調査実証事業(委託)</p> <p>②事業化計画策定・FS調査支援事業</p> <p>ア 地域主導型再生可能エネルギーの事業化(委託)</p> <p>イ 地域協働による低炭素地域づくり事業(間接補助)</p> <p>ウ エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくり(補助)</p> <p>(3)地域主導型事業形成支援事業(委託)</p> <p>(4)再エネ・省エネ設備導入支援事業(間接補助)</p> <p>①地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくり事業</p> <p>②自然豊かな地域における低炭素・自然共生型地域づくり事業</p> <p>ア 自然公園における低炭素地域づくり事業</p> <p>イ 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に必要な設備導入等への支援</p>																		
支援対象者 (実施主体)	<p>(1):民間団体等</p> <p>(2)①:民間団体等, (2)②ア:民間団体等, (2)②イ:地方公共団体、民間団体等, (2)②ウ:地方公共団体、民間団体等</p> <p>(3):民間団体等</p> <p>(4)①:地方公共団体、民間団体等, (4)②ア:民間団体, (4)②イ:地方公共団体、民間団体等</p>																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>(1), (2)①, (2)②ア, (3)は委託</p> <p>(2)②ウは補助(地方公共団体:定額、民間団体等:1/2) 上限1,000万円</p> <p>(2)②イは間接補助(執行団体を經由) (地方公共団体:定額、民間団体等:1/2) 上限1,000万円</p> <p>(4)①, (4)②ア, (4)②イは間接補助(執行団体を經由) 地方公共団体:1/2~2/3, 民間団体等:1/2)</p>																		
想定する具体的効果	<p>地域資源や資金等を活用し「低炭素・循環・自然共生」地域を創出する地域の地球温暖化対策事業を支援することで、</p> <p>○地域における自立的・持続的な低炭素化事業の推進</p> <p>○事業経験の蓄積による、環境政策を担う地域の人材・組織育成が期待される。</p>																		
支援手続 (申請~交付決定)	<p>(1)委託事業の支援手続は次のとおり。</p> <p>1. 環境省が対象事業に掲げる事業を募集</p> <p>2. 環境省が応募のあった事業の中から実施事業を採択</p> <p>3. 環境省が採択を受けた事業者との間で委託契約を締結</p> <p>(2)補助事業の支援手続は次のとおり。</p> <p>1. 環境省が対象事業に掲げる事業を募集</p> <p>2. 環境省が応募のあった事業の中から実施事業を採択</p> <p>3. 環境省が要綱に基づき補助金の交付決定を行う</p> <p>(3)間接補助事業の支援手続は次のとおり。</p> <p>1. 環境省が対象事業に掲げる補助事業者(執行団体)を募集</p> <p>2. 環境省が応募のあった団体の中から執行団体を採択</p> <p>3. 環境省が要綱に基づき執行団体に対し補助金の交付決定を行う</p> <p>4. 執行団体が対象事業に掲げる事業を募集</p> <p>5. 執行団体が応募のあった事業の中から実施事業を採択</p> <p>6. 執行団体が補助金の交付決定を行う</p>																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、ITベンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	環境省																		
担当課室	総合環境政策局 環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室														電話(直通)	03-5521-8234			
URL	<a href="http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo-2.html">http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo-2.html</a>																		

1- . 低炭素・循環型の都市地域の形成

施策名	地域バイオマス産業化推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,005  (1,280)			
											公共	非公共							
	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											○							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		区分(新規・継続・変更)		
	○										-		-		-		継続		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		バイオマス活用推進基本法 (平成21年法律第52号)		
概要 (支援の仕組み等)	地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援(関係7府省が共同で地域を選定・連携支援)。										1. 地域バイオマス産業化支援事業(補助金)		①地域段階の取組		バイオマス産業都市の構築を目指す地域(市町村・企業連合等)による構想づくりを支援。				
											②全国段階の取組		バイオマス産業都市のネットワーク化と普及のための活動を行うとともに、地域段階の取組を効果的に進めるため、専門家による市町村等の構想づくりを支援。						
支援対象者 (実施主体)	民間団体、市町村等										2. 地域バイオマス産業化整備事業(補助金)		関係7府省による選定地域における事業化プロジェクトの推進に必要な施設整備を支援。						
支援内容 (単価・水準等)	1. 地域バイオマス産業化支援事業										①地域段階 補助率:定額補助		②全国段階 補助率:定額補助						
	2. 地域バイオマス産業化整備事業 補助率:1/2以内																		
想定する具体的効果	本施策は、食品廃棄物、家畜排せつ物、木質等の広く薄く存在する地域のバイオマスを活用した産業化や地域循環型エネルギーの強化を検討・推進する地域に対し、構想づくりや必要な施設整備を支援することで、地域産業の振興や雇用創出等の波及効果が生まれ、農山漁村等の地域活性化、地域循環型エネルギー供給体制の強化に資する効果が得られるものと期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	公募(国)→応募→提案書審査(国)→交付決定(国)										※地域バイオマス産業化整備事業については、別途行うバイオマス産業都市構想募集に応募し、関係7府省による審査により選定されていることが条件								
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	食料産業局バイオマス循環資源課バイオマス事業推進室										電話(直通)		03-6738-6479						
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/i/shokusan/biomass/b_kihonho/index.html">http://www.maff.go.jp/i/shokusan/biomass/b_kihonho/index.html</a>																		

1- . 低炭素・循環型の都市地域の形成

施策名	地域材利活用倍増戦略プロジェクト										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,420																			
	公共	非公共																																	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)														
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援) ②地域間の交流・連携の推進 ③地域の生活や産業の基盤整備											新規													
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定) 地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)										根拠法令等		森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定)												
	83ページ、28行										18ページ、20行											-													
概要 (支援の仕組み等)	新たな地域材需要の開拓や公共建築物等の各分野での木材利用を拡大に取り組む民間団体に対し、国から委託又は補助金を支給する形で支援。また、これらの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を図る民間団体に対し、国から補助金を支給する形で支援するとともに、国有林が森林所有者や森林組合等と連携して実施。																																		
支援対象者 (実施主体)	民間団体、国																																		
支援内容 (単価・水準等)	1CLT(直交集成板)等新たな製品・技術の開発 ①中高層建築物等に係る技術開発等の促進【補助率:定額、1/2】、【委託】 ②住宅等における製品・技術の開発・普及の一層の促進【補助率:1/2】、【委託】 ③木材を利用した建築物の建設に携わる担い手の育成【補助率:定額】 2地域材利用促進 ①公共建築物等の木造化等の促進【補助率:定額】 ②土木等新規分野における木材利用の促進【補助率:定額】 ③木質バイオマスの利用拡大【補助率:定額】 ④森林づくり・木づかい国民運動の促進【補助率:定額】 ⑤海外での地域材利用や合法木材の普及の促進【補助率:定額】 3地域材の安定的・効率的な供給体制の構築 ①安定取引構想作成等【補助率:定額】、【委託・請負】																																		
想定する具体的効果	国産材の供給・利用量の増加 (平成24年度実績2,041万㎡→平成27年度目標2,800万㎡)																																		
支援手続 (申請～交付決定)	国から取り組む団体を公募し、選定手続を経て、団体へ内示。その後、交付申請を受けて、交付決定。																																		
変更のポイント	-																																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分										施策類型の区分																								
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他																
-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
省庁名	農林水産省																																		
担当課室	林野庁 木材利用課、木材産業課、森林利用課、研究指導課、業務課														電話(直通)		03-6744-2296																		
URL	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/pdf/26_58_voukyu.pdf">http://www.rinva.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/pdf/26_58_voukyu.pdf</a>																																		

1- .低炭素・循環型の都市地域の形成

施策名	分散型エネルギーインフラプロジェクト										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	36 (70)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										-					継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等	地域の元気創造プラン(平成25年 3月26日第7回経済財政諮問会 議提出)	
	P73 25行目～P74 6行目										P17 26行目～28行目 P31 25行目			-					
概要 (支援の仕組み等)	電力の小売自由化で7.5兆円の市場が新しく地域にも開放されることなどを踏まえ、自立的で持続可能な分散型エネルギーインフラを官民連携して共同整備し、多様な新規企業を喚起することにより、地域でのエネルギー関連産業を地域経済の拡大の起爆剤とするもの。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)を策定する自治体を支援。 1 地域内需要量調査(電力・熱等)(※1) 2 地域内可能供給能力調査(※2) 3 地域エネルギープロジェクトの基本構想 4 事業構造の設計と想定投資額の試算(※3) 5 資金調達構造プランの構築 6 ICTを活用した地域エネルギーマネジメントシステムの基本設計 (※1)対象地域内に所在する家庭、工場、オフィス等、需要パターンの異なる各需要家の需要を調査し、それを平準化した場合の需要パターン案を作成 (※2)発電や熱供給などの可能性と具体的な供給能力を試算 (※3)広域熱供給管等の下部インフラ及び地域のエネルギー企業群の想定投資額を試算																		
想定する具体的効果	①自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築 ②電力の小売自由化を踏まえた地域経済循環の創出 ③多様な新規企業の喚起																		
支援手続 (申請～交付決定)	総務省が提案募集し、自治体が応募。当該応募を受け、外部審査員の提案評価を経て委託先候補を決定。その後、総務省と委託先団体が契約を締結し、委託事業開始。委託事業終了後、委託先団体が平成27年3月までに総務省に委託事業の実績を報告。																		
変更のポイント																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域政策課										電話(直通)		03-5253-5523						
URL																			

1- .低炭素・循環型の都市地域の形成

施策名	コンパクトシティ形成支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	253  (500)			
											公共	非公共					—	○	—
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		変更		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		—		
	P50 10～20行目										P17 18～22行目		P6 11～14行目、P12 20～22行目						
概要 (支援の仕組み等)	都市機能の近接化による歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現を加速するとともに、都市の低炭素化を促進するため、医療・社会福祉施設、教育文化施設など都市のコアとなる施設の集約地域への立地や、郊外部の都市的土地利用の転換を促進するための支援(計画策定、コーディネート支援、コア施設の旧建物の除却・移転跡地の緑地等整備等に対する助成)を実施																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体、民間事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	地方公共団体、民間事業者が実施する以下の事業が対象。 ○低炭素まちづくり計画及び立地適正化計画策定支援 ○コーディネート支援 ○コア施設の移転促進(除却・緑地等整備) ○緑地等管理のための専門家派遣等																		
想定する具体的効果	コンパクトシティ形成支援事業は、地域の生活に必要な都市機能の集約化、郊外部の都市的土地利用の転換を推進するための施策で効果としては、 ○子育て世帯・高齢者等が、健康、安全、快適に生活できる持続可能な地域づくりの実現 ○街中への居住、歩いて暮らせるまちづくりの実現 が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○補助事業者(地方公共団体、民間事業者等)が申請書を地方整備局長等に提出。 ○所管地方整備局長等にて審査。 ○審査通過案件について、所管地方整備局長等が進達書・補助金交付申請書を添え大臣に提出。 ○交付決定。																		
変更のポイント	都市構造の再構築を図るための支援を拡充																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	—	—	○	—	—	—	○	○	—	—	○	○	—	—	—	○	—
省庁名	国土交通省																		
担当課室	都市局まちづくり推進課官民連携推進室										電話(直通)		03-5253-8407						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000051.html">http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000051.html</a>																		

1- . 低炭素・循環型の都市地域の形成

施策名	社会資本整備総合交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	912,362 (903,136)				
											公共	非公共								
											○	—								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)				
	○										—						継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等	都市公園法、河川法、海岸法、下水道法、道路法、港湾法等	
	P49・50,69～71,73～75,83～86等										P13,17,21,29・30等			P9,12等						
概要 (支援の仕組み等)	○基幹事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業 1. 道路事業 2. 港湾事業 3. 河川事業 4. 砂防事業 5. 地すべり対策事業 6. 急傾斜地崩壊対策事業 7. 下水道事業 8. その他総合的な治水事業 9. 海岸事業 10. 都市再生整備計画事業 11. 広域連携事業 12. 都市公園等事業 13. 市街地整備事業 14. 都市水環境整備事業 15. 地域住宅計画に基づく事業 16. 住環境整備事業 ○関連事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する事業等																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																			
支援内容 (単価・水準等)	社会資本総合整備計画に位置づけられた全ての事業について、各事業の当該年度の事業費に事業毎に定められた国費率を掛けてた額を算出し、合計した額を超えない範囲で交付																			
想定する具体的効果	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援することにより、活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援等の政策目的を実現。																			
支援手続 (申請～交付決定)	○地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、国に提出。 ○国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定し、交付金を交付。 ○計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表。																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
省庁名	国土交通省																			
担当課室	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室										電話(直通)		03-5253-8967							
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>																			

1- .低炭素・循環型の都市地域の形成

施策名	スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	270  (270)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		特別会計に関する法律第85条第3項第1号へ 特別会計に関する法律施行令第50条第8項第7号							
	P73 ③エネルギーを賢く消費する社会		P12 ⑥安価で安定的なエネルギーの確保			—													
概要 (支援の仕組み等)	地域の実情に応じたスマートコミュニティの構築に向けて、デマンドレスポンスの実施や、地域に応じた再生可能エネルギーの導入に関する事業化可能性調査、事業計画の策定に対する支援を実施。																		
支援対象者 (実施主体)	案件形成調査を行う地方自治体、民間事業者等。																		
支援内容 (単価・水準等)	○定額																		
想定する具体的効果	地域のエネルギー事情に応じたスマートコミュニティの普及が促進されることが期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>補助を受ける手続きは、以下のとおり。</p> <p>① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。</p> <p>② 当該申請書類を窓口である執行団体に提出。</p> <p>③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。</p> <p>④ 事業計画に従い、事業開始。</p> <p>⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。</p> <p>⑥ 補助金の交付を受ける。</p>																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーンソ	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	経済産業省資源エネルギー庁																		
担当課室	省エネルギー・新エネルギー部 政策課 新産業・社会システム推進室										電話(直通)		03-3580-2492						
URL	—																		

1- .低炭素・循環型の都市地域の形成

施策名	次世代エネルギー技術実証事業費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,250  (2,181)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										—					継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号へ 特別会計に関する法律施行令第50条第8項第7号			
	P.73 ③エネルギーを賢く使う										P.12 ⑥安価で安定的なエネルギーの確保		—						
概要 (支援の仕組み等)	地域のエネルギー事情等に応じた先進的なスマートコミュニティの確立を目指して、建物間の電力融通や車両を活用した給電システム構築等の技術的・制度的課題を解決するための実証事業を実施。																		
支援対象者 (実施主体)	実証を行う地方自治体、民間事業者等。																		
支援内容 (単価・水準等)	○実証事業:補助対象経費の1/2以内																		
想定する具体的効果	(1)地域の大学・企業等の個性ある技術の活用、(2)地域ごとに特色のある再エネ等の先進的な活用等により、技術的課題・制度的課題の解決を図り、地域のエネルギー事情に応じたスマートコミュニティを確立する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助を受ける手続きは、以下のとおり。 ① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。 ② 当該申請書類を窓口である執行団体に提出。 ③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。 ④ 事業計画に従い、事業開始。 ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。 ⑥ 補助金の交付を受ける。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT/ヘーンソフ	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり/地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	経済産業省資源エネルギー庁																		
担当課室	省エネルギー・新エネルギー部 政策課 新産業・社会システム推進室										電話(直通)		03-3580-2492						
URL	—																		



1- . 低炭素・循環型の都市地域の形成

施策名	再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,600  (2,750)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			継続		
	○										—					継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3 項第1号ホ 特別会計に関する法律施行令第 50条第7項第9号	
P70 ① クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会										P21 (5)資源・エネルギーの経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等			—						
概要 (支援の仕組み等)	複数の再エネ熱源、蓄熱槽、下水・河川等の公共施設等を有機的・一体的に利用する複合システムの導入に当たっての制度的・技術的課題を解決するための実証事業等を実施。																		
支援対象者 (実施主体)	案件形成調査、実証を行う地方自治体、民間事業者等。																		
支援内容 (単価・水準等)	○実証事業:補助対象経費の1/2 ○案件形成調査:定額																		
想定する具体的 効果	地球温暖化対策、エネルギー自給率向上、エネルギー源の多様化などのエネルギー政策上の課題に応える極めて重要なエネルギー源である再生可能エネルギーのうち、エネルギー効率やエネルギーの更なる有効活用が期待できる再生可能エネルギー熱利用の分野について、本実証を通じてデータの取得・公表、制度的課題の抽出、ノウハウの共有化を図ることにより、当該システムの展開・普及を促進されることが期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>補助を受ける手続きは、以下のとおり。</p> <p>① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。</p> <p>② 当該申請書類を窓口である執行団体に提出。</p> <p>③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。</p> <p>④ 事業計画に従い、事業開始。</p> <p>⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。</p> <p>⑥ 補助金の交付を受ける。</p>																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	経済産業省資源エネルギー庁																		
担当課室	省エネルギー・新エネルギー部 政策課 制度審議室										電話(直通)		03-3580-2492						
URL																			

1- .教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成

施策名	公立学校施設整備費				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	127,077 (127,075)										
	公共	非公共	-	○	-	-														
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)											
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備			継続												
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条1項・第12条1項												
	P.76 26～37行目		P.20 11～12行目																	
概要 (支援の仕組み等)	国が果たすべき責務である義務教育をはじめとする教育の機会均等と水準の維持向上を図る観点から、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づき、地方公共団体において学校教育の円滑な実施を確保するために行う学校施設整備に要する経費について、国が一部補助する。																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県及び市町村																			
支援内容 (単価・水準等)	地方公共団体が行う学校施設整備に要する以下の経費を補助。 ○新増築事業:原則 1/2 (沖縄県 8.5/10) ○改築、補強、大規模改造事業等:原則 1/3 (改築事業は、沖縄県 7.5/10) ○地震防災対策特別措置法の嵩上げを受けて実施する改築事業: 1/2 ○地震防災対策特別措置法の嵩上げを受けて実施する補強事業: Is値0.3未満 2/3 Is値0.3以上 1/2 等																			
想定する具体的効果	公立学校施設の耐震化や防災機能強化、バリアフリー化等の整備を進めることにより、次のような観点から地域及び地域活性化に資すると想定される。 ○安全性が確保された公立学校施設は、災害時における地域の避難所として機能するほか、地域コミュニティの拠点としての役割を果たす。 ○施設整備に当たっては、建築・電気設備・機械設備など幅広い分野の工事を実施することから、当該地域の中小企業の受注が拡大し、地域経済の活性化につながる。																			
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受ける手順は、以下の通り。 ①負担事業者(国庫負担金の交付を受けようとする都道府県又は市町村)が、当該国庫負担金の交付を受けて行おうとする事業について、「国庫負担事業認定申請書」(以下「認定申請書」という)を作成及び文部科学大臣に提出(市町村立の学校に係るものについては、都道府県教育委員会を経由して提出)。 ②文部科学大臣は認定申請書に基づき審査を行い、国庫負担事業として認定。 ③負担事業者は、認定申請書についての「国庫負担金交付申請書」(以下「交付申請書」という)を提出。 ④文部科学大臣は、交付申請書に基づき審査を行い、交付決定を行う。 ⑤負担事業者は、国庫負担事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣(国庫負担事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)に提出。 ⑥文部科学大臣(国庫負担事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)は、実績報告書に基づき審査を行い、額の確定。  学校施設環境改善交付金を受ける手順は、以下のとおり。 ①地方公共団体は、文部科学省告示として定めた施設整備基本計画に即して、施設整備計画を作成及び文部科学大臣に(市町村にあっては、都道府県教育委員会を経由して)提出。 ②文部科学大臣は施設整備基本方針・計画に基づき予算の範囲内で事業を採択(内定)。 ③内定を受けた地方公共団体は「学校施設環境改善交付金交付申請書」を文部科学大臣に提出。 ④文部科学大臣は、提出された「学校施設環境改善交付金交付申請書」に基づき審査を行い、交付決定を行う。 ⑤交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣(交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)に提出。 ⑥文部科学大臣(交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)は、実績報告書に基づき審査を行い、額の確定。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、I/Aヘンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
省庁名	文部科学省																			
担当課室	大臣官房文教施設企画部 施設助成課						電話(直通)		TEL: 03-6734-2000 FAX: 03-6734-3743											
URL	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zvosei/main11_a2.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zvosei/main11_a2.htm</a>																			

1- .教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成

施策名	生涯学習を通じた高齢者の地域づくり参画促進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	4 (4)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備								継続					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		高齢社会対策基本法第11条							
	-		-			-													
概要 (支援の仕組み等)	高齢者の地域づくりへの主体的な参画促進を図るために、平成23年度「超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会」における検討結果等を全国に還元するとともに、有識者によるパネルディスカッションや高齢者・プレ高齢者を対象とした生涯学習の先進的な事例発表等を行う研究協議会を開催。																		
支援対象者 (実施主体)	実施主体: 文部科学省																		
支援内容 (単価・水準等)	-																		
想定する具体的効果	研究協議会で周知する国の研究成果や全国の先進的事例等を参考に、各地方公共団体や関係団体が主体的に地域の実情や課題に応じた施策を展開することが可能。また、全国的な観点からの情報提供を行う事で、地域間の格差の是正にもつながる。さらに、研究協議会における交流を通じて、関係者や関係機関の連携を図ることができ、地域の課題解決に資する新たなネットワークの形成や仕組みづくりにもつながる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	-																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPバージョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
省庁名	文部科学省																		
担当課室	生涯学習政策局社会教育課										電話(直通)		03-6734-2970						
URL	【参考URL】 <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/koureisha/1286130.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/koureisha/1286130.htm</a>																		

2- . 地場産業振興・生活機能確保

施策名	過疎地域等自立活性化推進交付金 (うち過疎集落等自立再生対策事業)											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	931 (554)		
												公共	非公共						
												-	○	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続		
	-											○		○		根拠法令等		予算補助	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					
-											P17 29行		-						
概要 (支援の仕組み等)	過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するため、本交付金により、過疎地域のモデル的なソフト対策、定住促進団地、空き家活用事業、遊休施設の再整備に係る過疎地域市町村等の事業及び地域住民主体による集落の維持・活性化に係る総合対策を支援。																		
支援対象者 (実施主体)	市町村、住民団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	交付率等 1 過疎地域等自立活性化推進事業 : 定額 1,000万円 2 過疎集落等自立再生対策事業 : 定額 1,000万円以内 3 過疎地域集落再編整備事業 : 交付率 1/2以内 4 過疎地域遊休施設再整備事業 : 交付率 1/3以内																		
想定する具体的効果	本交付金で市町村等の自主的な取り組みに対して財政的側面から支援することにより、生活支援機能及び定住環境を確保し、過疎地域の自立活性化を図る。																		
支援手続 (申請～交付決定)	1 過疎地域等自立活性化推進事業 及び 2 過疎集落等自立再生対策事業 ○募集 ○評価委員による評価 ○交付決定 ○事業実施、完了後実績報告 3 過疎地域集落再編整備事業 及び 4 過疎地域遊休施設再整備事業 ○募集 ○交付決定 ○事業実施、完了後実績報告																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ過疎対策室											電話(直通)		03-5253-5536					
URL																			

2- . 地場産業振興・生活機能確保

施策名	小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,460			
											公共	非公共					-	0	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備		新規
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		
	P53										P18			P5					
概要 (支援の仕組み等)	<p>(1)JAPANブランド育成支援事業          &lt;戦略策定段階への支援&gt;          自らの強み・弱みを分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を固めるため、専門家の招聘、マーケティング調査、セミナー開催などを行う取組に対して1年間に限り支援を実施。          &lt;ブランド確立段階への支援&gt;          具体的な海外販路開拓に向けて、市場調査、デザイン開発・新商品開発、展示会出展等を行う取組に対し、最大3年間に渡って支援を実施。          &lt;専門家派遣による支援&gt;          JAPANブランド事業を側面的に支援するため、専門家やプロデューサーを派遣してアドバイスを実施。          (2)地域産業資源活用支援事業          &lt;地域産業資源活用型&gt;          中小企業・小規模事業者が行う法律認定を受けた地域資源活用の事業計画により行われる新商品・新サービスの開発、販路開拓(展示会出展など)等の取組を支援を行う。特に、小規模事業者等が4社以上で行う取組については重点的に支援を行う。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	中小企業・小規模事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>(1)JAPANブランド育成支援事業          プロジェクトの策定から、具体的な新商品開発・展示会出展等の取組まで、段階的な支援を行う。          &lt;戦略策定段階への支援&gt;補助上限額:200万円、定額補助          &lt;ブランド確立段階への支援&gt;補助上限額:2,000万円、補助率2/3          &lt;専門家派遣による支援&gt;定額補助          (2)地域産業資源活用支援事業          &lt;地域産業資源活用型&gt;          補助上限:3,000万円/件、補助率2/3(4社以上で行う場合は、補助上限:4,000万円/件、補助率2/3)</p>																		
想定する具体的効果	<p>(1)JAPANブランド育成支援事業          複数の中小企業等が連携して、優れた素材や技術等を活かし、その魅力をさらに高め、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組みに要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図り、地域中小企業の振興に寄与する。          (2)地域産業資源活用支援事業          中小企業地域資源活用促進法の認定を受けた事業計画により中小企業・小規模事業者が行う新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取組への支援を通じて、全国の中小企業・小規模事業者に対して新たなビジネスモデルとして提示・普及させる。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>(1)JAPANブランド育成支援事業          1. 経済産業局に対して、公募期間中に補助金の申請書を提出          2. 中小企業庁において申請内容を審査し、採択先を決定          3. 経済産業局から補助金の交付決定後、事業を実施し、終了後、経済産業局へ事業成果を報告          4. 経済産業局から補助金を受給          (2)地域産業資源活用支援事業          1. 各法律に基づき、事業計画の認定を受ける          2. 経済産業局に対して、公募期間中に補助金の申請書を提出          3. 経済産業局において申請内容を審査し、採択先を決定          4. 経済産業局から補助金の交付決定後、事業を実施し、終了後、経済産業局へ事業成果を報告          5. 経済産業局から補助金を受給</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	経済産業省(中小企業庁)																		
担当課室	経営支援部 新事業促進課										電話(直通)		03-3501-1767						
URL	<a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chuki_01.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chuki_01.pdf</a>																		

2- . 地場産業振興・生活機能確保

施策名	6次産業化ネットワーク活動支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	224  (-)				
											公共	非公共								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備		新規	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)						根拠法令等
	79頁、7行 テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現										18頁、14行 4.(2)農林水産業・地域の活力創造			4頁、24行 ② 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進						
概要 (支援の仕組み等)	<p>農林漁業者と多様な事業者が県域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の高付加価値化等に必要機械・施設の整備等を支援</p> <p>①6次産業化ネットワーク活動推進事業 県域を越えて農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する広域的な6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催や、プロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組等について支援</p> <p>②6次産業化ネットワーク活動整備事業 6次産業化・地産地消法及び農商工等連携課促進法により認定された農林業者等が、県域を越える広域的な6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援</p>																			
支援対象者 (実施主体)	民間団体等																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>①について: 補助率は、定額、1/2、2/3 * 新商品開発や販路開拓等への支援については、六次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画及び農商工等連携事業計画の取組の場合は、2/3 ②について: 補助率は、1/2</p>																			
想定する具体的効果	<p>本施策により、農林漁業者と多様な事業者が県域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の高付加価値化等に必要機械・施設の整備等を支援することにより、全国的に6次産業化の取組が促進され、地域経済全体の活性化、雇用の確保と所得の向上が期待できる。</p>																			
支援手続 (申請～交付決定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載</li> <li>・申請者は、申請書を地方農政局等を通じて本省に提出 (一部事業については、農林水産省本省へ直接提出)</li> <li>・農林水産省本省においては、第三者による選定審査委員会を開催して候補者を選定</li> <li>・選定された候補者は、地方農政局等から事業実施計画の承認を受けた後、補助金の交付決定を受けて事業に着手 (一部事業については、農林水産省本省が事業実施計画の承認、交付決定を実施)</li> </ul>																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分												その他			
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT/ヘルソン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり/地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	
	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
省庁名	農林水産省																			
担当課室	産業連携課										電話(直通)		03-6738-6475							
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/i/shokusan/sanki/6ijika/yosan/pdf/26v_network_s.pdf">http://www.maff.go.jp/i/shokusan/sanki/6ijika/yosan/pdf/26v_network_s.pdf</a>																			

施策名	6次産業化ネットワーク活動交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,131  (2,172)			
											公共	非公共					-	○	-
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	○			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				継続					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)			骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律							
	79頁、7行 テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現			18頁、14行 4.(2)農林水産業・地域の活力創造			4頁、24行 ② 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進												
概要 (支援の仕組み等)	<p>地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援するため、国が都道府県に対して交付金を交付。</p> <p>①6次産業化ネットワーク活動推進交付金 都道府県段階で6次産業化プランナー等を配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催やプロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組等について支援</p> <p>②6次産業化ネットワーク活動整備交付金 六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援</p>																		
支援対象者 (実施主体)	<p>交付先:都道府県 事業実施主体:地方公共団体、民間団体等</p>																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>①について: 補助率は、定額、1/2、2/3 * 新商品開発や販路開拓等への支援については、六次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画及び農商工等連携促進法による認定農商工等連携事業計画の取組の場合は、2/3以内 ②について: 補助率は、1/2</p>																		
想定する具体的効果	<p>本施策により、地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援することにより、農山漁村における6次産業化の取組が促進され、地域経済全体の活性化、雇用の確保と所得の向上が期待できる。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>①事業要望者は、事業計画を作成の上、都道府県に提出 ②都道府県が、各事業要望者の要望を取りまとめの上、自ら実施する計画を加えて都道府県全体の計画を策定し、国(地方農政局等)に提出 ③国は、予算額の範囲内で、その事業計画の内容等を踏まえて、都道府県ごとの配分額を決定 ④国は、都道府県に対して交付金を一括配分 ⑤都道府県の裁量により、事業実施者を選択</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	産業連携課										電話(直通)		03-6738-6475						
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26y_network.pdf">http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26y_network.pdf</a>																		



施策名	農林漁業成長産業化ファンドの本格展開											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	15,000 (財投資金)		
												公共	非公共						
												-	○	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					継続					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		株式会社農林漁業成長産業化支援機構法						
	81頁、26行 テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現		18頁、14行 4.(2)農林水産業・地域の活力創造			10頁、15行 ③ 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進													
概要 (支援の仕組み等)	農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して出資等による支援を実施。																		
支援対象者 (実施主体)	支援対象者:農林漁業者と観光事業者等の2次・3次産業の事業者(パートナー企業)が連携して取り組む会社で、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の認定を受けた会社(6次産業化事業体) (実施主体:株式会社農林漁業成長産業化支援機構)																		
支援内容 (単価・水準等)	①出資 6次産業化事業体を支援するための出資 ②貸付 出資を受けた6次産業化事業体に対する、民間金融機関等からの借入円滑化を図るための資本性劣後ローンの貸付																		
想定する具体的効果	本施策により、生産から消費までのバリューチェーンの構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して出資等による支援を実施することにより、農山漁村における6次産業化の取組が促進され、地域経済全体の活性化、雇用の確保と所得の向上が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	①農林漁業者・事業者等の申請者は、サブファンド又はA-FIVEに対し相談・申請 ②申請された案件については、サブファンド及びA-FIVEにおいて審査を実施 ③A-FIVEによる出資同意決定 ④サブファンドによる出資決定																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	産業連携課											電話(直通)		03-6738-6473					
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26_fund.pdf">http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26_fund.pdf</a>																		



施策名	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	6,540  (6,233)		
												公共	非公共					—	○
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策		区分(新規・継続・変更)					
	○											—		—		変更			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		農山漁村活性化法第6条第2項	
	P81 26~27行、29~30行											P17 29~31行 P18 21~22行		P8 33行~P9 1行 P9 31~34行 P13 12~14行					
概要 (支援の仕組み等)	<p>地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。</p> <p>具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。</p> <p>①定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設)</p> <p>②定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設)</p> <p>③農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設)</p> <p>④その他農林水産省令で定める事業 (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設)</p> <p>⑤①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業))</p>																		
支援対象者 (実施主体)	<p>○交付先: 都道府県、市町村</p> <p>○実施主体: 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体 など</p>																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>交付率: 定額</p> <p>ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、定額、1/2、2/3、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、3/10 (沖縄県 1/2)(奄美 1/2、6/10、2/3、5.2/10)以内</p>																		
想定する具体的効果	<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、「農山漁村活性化法」に基づき地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を推進する施策であり、効果としては、全国の市町村において定住、交流に資する農山漁村の活性化に向けた新たな取組の創出が期待される。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>交付金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定し、農林水産省に提出。</p> <p>②農林水産省が交付対象計画を決定の上、予算を割当。</p> <p>③都道府県又は市町村が農林水産省に交付金の交付を申請。</p> <p>④農林水産省から交付金を支給。</p> <p>※活性化計画の提出は初年度のみ。その後は、毎年度2月15日までに交付金年度別事業実施計画書を提出。</p>																		
変更のポイント	<p>中山間地域の活性化を図るため、廃校等の一層の活用と既存施設の再編等を組合せ、暮らしやすく使い勝手のよい多機能な集落拠点づくりの支援を追加。</p>																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT ハブ	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農村振興局整備部農村整備官											電話(直通)		03-3501-0814					
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/i/kasseika/index.html">http://www.maff.go.jp/i/kasseika/index.html</a>																		

2- 「小さな拠点」形成

施策名	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成 ※H26名称変更（H25事業名『集落地域における「小さな拠点」づくりの推進』）											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	75 (55)				
												公共	非公共								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			変更			
	-											-					○		-		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等	
-											P.17 第2章 4(1)			P.6 2(3)							
概要 (支援の仕組み等)	<p>小学校区など、複数の集落が散在する地域において、日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集めた「小さな拠点(※1)」づくりと、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏(※2)」の形成を通じて、持続可能な集落づくりを図るため、関係省庁と連携しつつ、生活圏形成プログラム(※3)策定調査を実施する。</p> <p>※1:「小さな拠点」とは、人口減少・高齢化が進む集落地域において、診療所や介護施設、食料品や日用品を扱う商店、ATM等の複数の生活サービスや、公民館、地域センターなどの地域活動の中核施設を歩いて動ける範囲に集めたワンストップの拠点。</p> <p>※2:「ふるさと集落生活圏」とは、「小さな拠点」を日常的に利用する周辺の集落を含めた概念であり、具体的には「小さな拠点」と、コミュニティバス等の交通手段や地域通信等によって結びついた周辺集落を含むエリアを想定。</p> <p>※3:「生活圏形成プログラム」とは、上記エリアの形成に必要な項目・メニューと、その実施(合意形成から実践まで)時期等を、段階を踏まえ計画的に示すものであり、本調査では、実際に上記のような取組を行っている地域(又は行う意欲がある地域)を対象としてプログラム策定のためのモニター調査を行い、その実践的なノウハウや工夫、課題と解決策などを把握・整理する。</p>																				
支援対象者 (実施主体)	<p>本事業は調査事業であるため、地方自治体や民間団体に対して補助・支援等はない。 ただし、「小さな拠点」形成におけるノウハウ蓄積のため、具体的な集落地域を対象にモニター調査を予定しており、取組主体となる「小さな拠点」づくりを主体的に進める集落地域に根ざした地域団体(ただし自治体は除く)に対し、調査に必要な経費を支出する。</p>																				
支援内容 (単価・水準等)																					
想定する具体的効果	<p>「小さな拠点」及び「ふるさと集落生活圏」の形成を推進することにより、「小さな拠点」内においては徒歩で移動できる範囲内で生活サービスを受けられるようになることと、同時に、「ふるさと集落生活圏」で生活する人々が集まり交流することによって、人口減少・高齢化などの時代の変化に対応した地域構造への転換、持続可能な地域づくりを図る。</p>																				
支援手続 (申請～交付決定)																					
変更のポイント	調査対象を「小さな拠点」から「ふるさと集落生活圏」のエリアに拡大し、周辺集落も含めたプログラム策定を行うモニター調査を行う。																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													その他			
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPバージョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ		環境・エネルギー		
	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-			
省庁名	国土交通省																				
担当課室	国土政策局総合計画課											電話(直通)		03-5253-8365							
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoikeikaku_tk3_000010.html">http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoikeikaku_tk3_000010.html</a>																				

2- . 「小さな拠点」形成

施策名	集落活性化推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	310 (290)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			変更			
	—										○		—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		—		
—										第2章4(1) 第3章3(2)		—							
概要 (支援の仕組み等)	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を目的として、市町村の創意工夫により、その所有する廃校舎等の既存公共施設(ストック)を活用した、公益サービスの維持確保、地域産業の活性化及び地域間交流の活発化による交流・定住の促進に資する施設への改修整備を支援。																		
支援対象者 (実施主体)	対象地域(離島、豪雪、山村、半島、過疎)を含む市町村 等																		
支援内容 (単価・水準等)	上記の事業を実施する市町村に対して、補助金の交付により支援。 補助率は1/2以内。なお、市町村がNPO等の行う当該施設整備と一体的な調査等に対して補助する場合は、市町村が補助する額の1/2以内。																		
想定する具体的効果	公益サービスの維持確保や拠点集落の形成、整備した施設において展開される地域活動の維持・発展等を通して、当該地域における定住人口の流出抑制、交流人口の増加に資する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	9～11月 市町村等の希望確認 12～ 1月 事業構想調書の提出 1～ 2月 申請・事業評価 3～ 4月 交付決定																		
変更のポイント	「小さな拠点」づくりの計画等がある場合、集落地域の再生を図るため、計画等に位置づけられた新たな機能を、一部導入することも対象																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	—	○	○	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	国土交通省																		
担当課室	国土政策局地方振興課										電話(直通)		03-5253-8403						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html">http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html</a>																		

2- . 「小さな拠点」形成

施策名	道の駅										予算		税制	法制度	予算要求額(百万円) 上段:平成26年度概算 (下段:前年度現計予算)	道路事業費 1,356,151百万円の内数 (再掲)社会資本整備総合交付金等の内数  道路事業費 1,341,964百万円の内数 (再掲)社会資本整備総合交付金等の内数			
											公共	非公共					○	-	-
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	-		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等											
概要 (支援の仕組み等)	<p>「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、地域振興への寄与を目的として、休憩、情報提供、地域連携の3つの機能を持った施設です。</p> <p>また、「道の駅」は、市町村長からの申請により国土交通省道路局で登録し、H26年4月で1030駅登録をしています。</p> <p>駐車場、情報休憩施設等の道路附属施設に対して、支援を実施しています。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	「道の駅」の設置者である市町村又は市町村に代わり得る公的な団体。																		
支援内容 (単価・水準等)	駐車場、情報休憩施設等の道路附属施設に対して、支援を実施																		
想定する具体的効果	駐車場、情報休憩施設等の道路附属施設に対して、支援を実施することで、速やかかつ着実な整備が可能となる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>①市町村等が全体構想計画を策定。</p> <p>②道路管理者と計画の相談</p> <p>③「道の駅」事業計画・設計等</p> <p>④市町村等が事業実施</p> <p>⑤登録申請手続き</p> <p>⑥登録</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT・ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-
省庁名	国土交通省																		
担当課室	道路局国道・防災課										電話(直通)		03-5253-8493						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/road/station/road-station.html">http://www.mlit.go.jp/road/station/road-station.html</a>																		

2- . 「小さな拠点」形成

施策名	過疎地域等自立活性化推進交付金 (うち過疎地域集落再編整備事業及び過疎地域遊休施設再整備事業)										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	931 (554)				
											公共	非公共								
											-	○	-	-						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)					
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		予算補助			
	-										P17 29行		-							
概要 (支援の仕組み等)	過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するため、本交付金により、過疎地域のモデル的なソフト対策、定住促進団地、空き家活用事業、遊休施設の再整備に係る過疎地域市町村等の事業及び地域住民主体による集落の維持・活性化に係る総合対策を支援。																			
支援対象者 (実施主体)	市町村、住民団体等																			
支援内容 (単価・水準等)	交付率等 1 過疎地域等自立活性化推進事業 : 定額 1,000万円 2 過疎集落等自立再生対策事業 : 定額 1,000万円以内 3 過疎地域集落再編整備事業 : 交付率 1/2以内 4 過疎地域遊休施設再整備事業 : 交付率 1/3以内																			
想定する具体的効果	本交付金で市町村等の自主的な取り組みに対して財政的側面から支援することにより、生活支援機能及び定住環境を確保し、過疎地域の自立活性化を図る。																			
支援手続 (申請～交付決定)	1 過疎地域等自立活性化推進事業 及び 2 過疎集落等自立再生対策事業 ○募集 ○評価委員による評価 ○交付決定 ○事業実施、完了後実績報告 3 過疎地域集落再編整備事業 及び 4 過疎地域遊休施設再整備事業 ○募集 ○交付決定 ○事業実施、完了後実績報告																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
省庁名	総務省																			
担当課室	地域力創造グループ過疎対策室										電話(直通)		03-5253-5536							
URL																				

2- . 「小さな拠点」形成

施策名	都市農村共生・対流総合対策交付金				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,100 (1,950)								
	公共	非公共	—	○														
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策							区分(新規・継続・変更)									
	○	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備	—			継続										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	食料・農業・農村基本法第36条												
	81ページ 32~37行 85ページ 30~32行	17ページ 32~33行 18ページ 23~24行	8ページ 43行 ~ 9ページ 1行 9ページ 41~44行 13ページ 14~16行															
概要 (支援の仕組み等)	<p>農山漁村の持つ自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進。</p> <p>以下の事業が対象。ただし、②と③については、①の事業と併せて実施するものに限る。</p> <p>①集落連携推進対策 中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動</p> <p>②人材活用対策 地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組</p> <p>③施設等整備対策 地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等の取組</p>																	
支援対象者 (実施主体)	農業集落が中心となり、NPO、市町村等多様な主体と連携した地域協議会																	
支援内容 (単価・水準等)	<p>①集落連携推進対策 定額(上限800万円)。事業実施期間は2年以内。</p> <p>②人材活用対策 定額(上限250万円)。事業実施期間は3年以内。</p> <p>③施設等整備対策 定額(上限2,000万円等)。事業実施期間は原則1年以内。</p>																	
想定する具体的効果	農山漁村地域における所得・雇用の増大による地域活性化と地域コミュニティの再生が促進される。																	
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受ける手順は以下のとおり。</p> <p>① 支援を受けようとする者は、農林水産省が行う公募に際し、農業集落の住民がNPO、市町村等多様な主体と連携した地域協議会(集落連合体)を組織した上で事業実施提案書を作成し、応募する。</p> <p>② 農林水産省は、外部審査委員を含む選定審査委員会において事業実施提案書を審査し、採択者には採択通知を、不採択者には不採択通知を送付する。</p> <p>③ 採択された者は、事業実施計画を作成して農林水産省に送付し、農林水産省は同計画を審査し承認する。</p> <p>④ 同計画の承認を受けた者は、交付金交付申請書を農林水産省に提出し、農林水産省は同申請書を審査し交付決定を行う。</p> <p>⑤ 交付決定を受けた者は、補助事業を実施し、事業完了後、交付金実績報告書を農林水産省に提出する。</p> <p>⑥ 農林水産省は、同報告書を審査し交付金の額を確定するとともに、交付金を交付する。</p>																	
変更のポイント	—																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	—
省庁名	農林水産省																	
担当課室	農村振興局農村政策部都市農村交流課						電話(直通)			03-3502-5946								
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html</a>																	



2- 「小さな拠点」形成

施策名	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	6,540  (6,233)		
											公共	非公共						
											—	○	—	○				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	○										—				変更			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		農山漁村活性化法第6条第2項					
	P81 26~27行、29~30行		P17 29~31行 P18 21~22行			P8 33行~P9 1行 P9 31~34行 P13 12~14行												
概要 (支援の仕組み等)	<p>地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。</p> <p>具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。</p> <p>①定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設)</p> <p>②定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設)</p> <p>③農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設)</p> <p>④その他農林水産省令で定める事業 (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設)</p> <p>⑤①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業))</p>																	
支援対象者 (実施主体)	<p>○交付先: 都道府県、市町村</p> <p>○実施主体: 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体 など</p>																	
支援内容 (単価・水準等)	<p>交付率: 定額</p> <p>ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、定額、1/2、2/3、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、3/10 (沖縄県 1/2)(奄美 1/2、6/10、2/3、5.2/10)以内</p>																	
想定する具体的効果	<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、「農山漁村活性化法」に基づき地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を推進する施策であり、効果としては、全国の市町村において定住、交流に資する農山漁村の活性化に向けた新たな取組の創出が期待される。</p>																	
支援手続 (申請～交付決定)	<p>交付金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定し、農林水産省に提出。</p> <p>②農林水産省が交付対象計画を決定の上、予算を割当。</p> <p>③都道府県又は市町村が農林水産省に交付金の交付を申請。</p> <p>④農林水産省から交付金を支給。</p> <p>※活性化計画の提出は初年度のみ。その後は、毎年度2月15日までに交付金年度別事業実施計画書を提出。</p>																	
変更のポイント	<p>中山間地域の活性化を図るため、廃校等の一層の活用と既存施設の再編等を組合せ、暮らしやすく使い勝手のよい多機能な集落拠点づくりの支援を追加。</p>																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—
省庁名	農林水産省																	
担当課室	農村振興局整備部農村整備官										電話(直通)		03-3501-0814					
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/i/kasseika/index.html">http://www.maff.go.jp/i/kasseika/index.html</a>																	

2- . 都市と農村との交流

施策名	都市農村共生・対流総合対策交付金				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,100  (1,950)								
					公共	非公共												
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策							区分(新規・継続・変更)									
	○	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備				継続										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	食料・農業・農村基本法第36条												
	81ページ 32~37行 85ページ 30~32行	17ページ 32~33行 18ページ 23~24行	8ページ 43行 ~ 9ページ 1行 9ページ 41~44行 13ページ 14~16行															
概要 (支援の仕組み等)	<p>農山漁村の持つ自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進。</p> <p>以下の事業が対象。ただし、②と③については、①の事業と併せて実施するものに限る。</p> <p>①集落連携推進対策 中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動</p> <p>②人材活用対策 地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組</p> <p>③施設等整備対策 地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等の取組</p>																	
支援対象者 (実施主体)	農業集落が中心となり、NPO、市町村等多様な主体と連携した地域協議会																	
支援内容 (単価・水準等)	<p>①集落連携推進対策 定額(上限800万円)。事業実施期間は2年以内。</p> <p>②人材活用対策 定額(上限250万円)。事業実施期間は3年以内。</p> <p>③施設等整備対策 定額(上限2,000万円等)。事業実施期間は原則1年以内。</p>																	
想定する具体的効果	農山漁村地域における所得・雇用の増大による地域活性化と地域コミュニティの再生が促進される。																	
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受ける手順は以下のとおり。</p> <p>① 支援を受けようとする者は、農林水産省が行う公募に際し、農業集落の住民がNPO、市町村等多様な主体と連携した地域協議会(集落連合体)を組織した上で事業実施提案書を作成し、応募する。</p> <p>② 農林水産省は、外部審査委員を含む選定審査委員会において事業実施提案書を審査し、採択者には採択通知を、不採択者には不採択通知を送付する。</p> <p>③ 採択された者は、事業実施計画を作成して農林水産省に送付し、農林水産省は同計画を審査し承認する。</p> <p>④ 同計画の承認を受けた者は、交付金交付申請書を農林水産省に提出し、農林水産省は同申請書を審査し交付決定を行う。</p> <p>⑤ 交付決定を受けた者は、補助事業を実施し、事業完了後、交付金実績報告書を農林水産省に提出する。</p> <p>⑥ 農林水産省は、同報告書を審査し交付金の額を確定するとともに、交付金を交付する。</p>																	
変更のポイント	—																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	—
省庁名	農林水産省																	
担当課室	農村振興局農村政策部都市農村交流課						電話(直通)			03-3502-5946								
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html</a>																	



2- .都市と農村との交流

施策名	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	6,540  (6,233)						
											公共	非公共					—	○				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)						
	○										—					変更						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等	農山漁村活性化法第6条第2項
	P81 26~27行、29~30行										P17 29~31行 P18 21~22行					P8 33行~P9 1行 P9 31~34行 P13 12~14行						
概要 (支援の仕組み等)	<p>地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。</p> <p>具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。</p> <p>①定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設)</p> <p>②定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設)</p> <p>③農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設)</p> <p>④その他農林水産省令で定める事業 (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設)</p> <p>⑤①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業))</p>																					
支援対象者 (実施主体)	<p>○交付先: 都道府県、市町村</p> <p>○実施主体: 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体 など</p>																					
支援内容 (単価・水準等)	<p>交付率: 定額</p> <p>ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、定額、1/2、2/3、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、3/10 (沖縄県 1/2)(奄美 1/2、6/10、2/3、5.2/10)以内</p>																					
想定する具体的効果	<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、「農山漁村活性化法」に基づき地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を推進する施策であり、効果としては、全国の市町村において定住、交流に資する農山漁村の活性化に向けた新たな取組の創出が期待される。</p>																					
支援手続 (申請~交付決定)	<p>交付金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定し、農林水産省に提出。</p> <p>②農林水産省が交付対象計画を決定の上、予算を割当。</p> <p>③都道府県又は市町村が農林水産省に交付金の交付を申請。</p> <p>④農林水産省から交付金を支給。</p> <p>※活性化計画の提出は初年度のみ。その後は、毎年度2月15日までに交付金年度別事業実施計画書を提出。</p>																					
変更のポイント	<p>中山間地域の活性化を図るため、廃校等の一層の活用と既存施設の再編等を組合せ、暮らしやすく使い勝手のよい多機能な集落拠点づくりの支援を追加。</p>																					
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																	
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他			
	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—				
省庁名	農林水産省																					
担当課室	農村振興局整備部農村整備官										電話(直通)		03-3501-0814									
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/i/kasseika/index.html">http://www.maff.go.jp/i/kasseika/index.html</a>																					

2- . 都市と農村との交流

施策名	森林・山村多面的機能発揮対策										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	3,000  (3,000)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		変更	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		森林・林業基本法第2条		
	79項41行										18項18行		—						
概要 (支援の仕組み等)	地域住民が森林所有者、林業者、NPO、民間団体等との合意形成により設置する民間協働組織(活動組織)による里山林等の森林の保全管理や広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援。																		
支援対象者 (実施主体)	活動組織(地域協議会経由)、都道府県、市町村、民間団体																		
支援内容 (単価・水準等)	地域住民が中心となった活動組織が実施する、地域の森林資源を適切に管理する活動など以下の取組を支援。 ○地域環境保全タイプ 集落周辺の里山林を維持するための保全・整備活動 ○森林資源利用タイプ 集落周辺の里山に賦存する広葉樹等未利用資源の利活用活動 ○森林空間利用タイプ 森林環境教育や森林レクリエーション活動の実践等 ○機材及び資材の整備																		
想定する具体的効果	山村地域の住民等が協力して、集落周辺の里山林をはじめとする森林の保全管理や森林資源の利活用を実施していく体制が整い、山村コミュニティの活動が活性化し、「日本再興戦略」に掲げられている「多面的機能を適切かつ十分に発揮しつつ、林業が成長産業となり活かな山村社会の実現」や「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)」の取組として求められている「山村コミュニティの強化を通じた地域防災・減災力の向上」が図られるとともに、集落周辺の森林が有する多面的機能が持続的に発揮される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○地域住民等で設立した活動組織が地域協議会へ交付金の採択申請 ○地域協議会は活動組織の申請内容を審査し、林野庁に交付金の交付申請 ○国は地域協議会の交付申請を審査し地域協議会に交付 ○地域協議会は申請した活動組織に交付																		
変更のポイント	山村地域が育んだ知恵や技術、活動状況等を踏まえ地域における森林施策技術の伝承や、地域住民等による日常的な管理活動を新たに支援対象とするなど、地域の実情に応じたよりきめ細やかな支援へ内容を充実し、対策を強化。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	—	—	○	○	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	農林水産省																		
担当課室	林野庁 森林整備部 森林利用課 山村振興・緑化推進室												電話(直通)	03-3502-0048					
URL	<a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html">http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html</a>																		

2- . 医療体制の確保、地域包括ケア等

施策名	医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	60,244 0			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			新規		
	-										-			○					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		※第186回国会に提出している 医療介護総合確保推進法案の成立が前提	
-										-			-						
概要 (支援の仕組み等)	消費税増収分等を財源として活用して、都道府県に基金を創設し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するために財政支援を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県																		
支援内容 (単価・水準等)	①病床の機能分化・連携のために必要な事業 ②在宅医療・介護サービスの充実のための事業 ③医療従事者等の確保・養成のための事業 ※介護については平成27年度から実施																		
想定する具体的効果	病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善等が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>国庫補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① 補助事業者が都道府県へ事業計画書を提出する。</p> <p>② 都道府県は①を取りまとめ、国へ提出する。</p> <p>③ 国は②の申請を審査し、都道府県へ交付決定の内示を行う。</p> <p>④ 都道府県から国へ③の額の範囲内で交付申請を行う。</p> <p>⑤ 国は④の申請を審査し、都道府県へ交付決定を行う。</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	医政局指導課医師確保等地域医療対策室										電話(直通)		03-3595-2194						
URL	-																		

2- . 医療体制の確保、地域包括ケア等

施策名	へき地保健医療対策事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	3,798  (3,697)			
	公共	非公共																	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				○		継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)			骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		-						
	-			-			-				-		-						
概要 (支援の仕組み等)	へき地診療所、巡回診療等の事業を実施し、山村、離島等の住民の医療を確保を図るための補助金であり、都道府県を通して各事業者からの申請に基づき補助を行っている。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村、事業者																		
支援内容 (単価・水準等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地医療支援機構の運営事業に対する補助(補助率:1/2)</li> <li>・へき地医療拠点病院群の運営事業に対する補助(補助率:1/2、1/3、2/3)</li> <li>・巡回診療の運営事業に対する補助(補助率:1/2、1/3、2/3、3/4)</li> <li>・へき地保健医療情報システム運営事業に対する補助(補助率:1/2、1/3、2/3)</li> <li>・産科医療機関の運営事業に対する補助(補助率:1/2)</li> <li>・へき地患者輸送車(艇)の運行支援に対する補助(補助率:1/2)</li> </ul>																		
想定する具体的効果	へき地医療対策については、昭和31年から5年毎に「へき地保健医療計画」を策定し、様々な対応を行ってきている。その結果、無医地区等は減少しているものの、山間部などのへき地においては、より高齢者の割合が高く、医療需要が増している状況にあり、引き続きへき地保健医療対策が重要になっている。へき地保健医療対策事業の効果としては、 ○へき地における医療提供体制の確保が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	国庫補助を受ける手順は、以下のとおり。 ① 補助事業者が都道府県へ交付申請を行う。 ② 都道府県は①を取りまとめ、国へ交付申請を行う。 ③ 国は②の申請を審査し、都道府県へ交付決定を行う。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	医政局指導課救急・周産期医療等対策室										電話(直通)		03-3595-2194						
URL	-																		

2- . 医療体制の確保、地域包括ケア等

施策名	医療施設等施設整備費補助金 医療施設等設備整備費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,016 (1,040)			
	公共	非公共	○	○	—	—													
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		○	継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		○	継続			
	—										—		—		根拠法令等	—			
概要 (支援の仕組み等)	医療の提供を行う施設等の建物、医療機器等の整備を実施し、住民の医療の確保を図るための補助金であり、都道府県を通して各事業者からの申請に基づき補助を行っている。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村、事業者																		
支援内容 (単価・水準等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地医療拠点病院群施設・設備整備に対する補助(補助率:1/2、1/3、3/4)</li> <li>・研修医のための研修施設整備に対する補助(補助率:1/2)</li> <li>・臨床研修病院施設整備に対する補助(補助率:1/2)</li> <li>・医師臨床研修病院研修医環境整備に対する補助(補助率:1/3)</li> <li>・離島等患者宿泊施設施設・設備整備に対する補助(補助率:1/3)</li> <li>・産科医療機関施設・設備整備に対する補助(補助率:1/2、1/3)</li> <li>・遠隔医療設備整備に対する補助(補助率:1/2)</li> <li>・臨床研修病院支援システム設備整備に対する補助(補助率:1/2)</li> <li>・へき地・離島診療支援システム設備整備に対する補助(補助率:1/2)</li> <li>・死亡時画像診断システム施設・設備整備に対する補助(補助率:1/2)</li> <li>・在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業(補助率:1/2)</li> </ul>																		
想定する具体的効果	へき地・離島の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、離島を含むへき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するものであり、効果としては、 ○へき地における医療提供体制の確保等が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	国庫補助を受ける手順は、以下のとおり。 ① 補助事業者が都道府県へ事業計画書を提出する。 ② 都道府県は①を取りまとめ、国へ提出する。 ③ 国は②の申請を審査し、都道府県へ交付決定の内示を行う。 ④ 都道府県から国へ③の額の範囲内で交付申請を行う。 ⑤ 国は④の申請を審査し、都道府県へ交付決定を行う。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	医政局指導課救急・周産期医療等対策室										電話(直通)		03-3595-2194						
URL	—																		

2- . 医療体制の確保、地域包括ケア等

施策名	社会資本整備総合交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	912,362  (903,136)			
											公共	非公共							
											○	-	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		都市公園法、河川法、海岸法、下水道法、道路法、港湾法等							
	P49・50,69～71,73～75,83～86等		P13,17,21,29・30等		P9,12等														
概要 (支援の仕組み等)	<p>○基幹事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路事業</li> <li>2. 港湾事業</li> <li>3. 河川事業</li> <li>4. 砂防事業</li> <li>5. 地すべり対策事業</li> <li>6. 急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>7. 下水道事業</li> <li>8. その他総合的な治水事業</li> <li>9. 海岸事業</li> <li>10. 都市再生整備計画事業</li> <li>11. 広域連携事業</li> <li>12. 都市公園等事業</li> <li>13. 市街地整備事業</li> <li>14. 都市水環境整備事業</li> <li>15. 地域住宅計画に基づく事業</li> <li>16. 住環境整備事業</li> </ol> <p>○関連事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する事業等</p>																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	社会資本総合整備計画に位置づけられた全ての事業について、各事業の当該年度の事業費に事業毎に定められた国費率を掛けてた額を算出し、合計した額を超えない範囲で交付																		
想定する具体的効果	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援することにより、活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援等の政策目的を実現。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>○地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、国に提出。</p> <p>○国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定し、交付金を交付。</p> <p>○計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表。</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	国土交通省																		
担当課室	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室										電話(直通)		03-5253-8967						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>																		

2-1 医療体制の確保、地域包括ケア等

施策名	スマートウェルネス住宅等推進事業													34,000									
	予算		税制	法制度	予算額(百万円)								34,000 (34,000)										
	公共	非公共			上段:平成26年度当初	下段:前年度当初予算																	
	○		—		—																		
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策													区分(新規・継続・変更)									
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策													変更									
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)                 ②地域間の交流・連携の推進                 ③地域の生活や産業の基盤整備																						
日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)                 骨太の方針(平成25年6月14日閣議決定)                 地域経済に関する有識者懇談会報告書(平成25年9月13日とりまとめ)													—										
第Ⅱ.二.テーマ1.③													第2章4.(1)		—								
概要 (支援の仕組み等)	高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の建設・改修、公的賃貸住宅団地等における併設施設の整備、ICTを活用した見守りや生活支援など高齢者等の居住の安定確保・健康維持増進に係る先導的な住まいづくりの取組みを支援する。																						
支援対象者 (実施主体)	下欄の対象事業を行おうとする者 <対象者の例> ○ 高齢者等向けの賃貸住宅、高齢者生活支援施設等の整備を行う者 ○ 高齢者向けの生活支援・介護サービス、子育て支援サービス等を提供する者(民間事業者、社会福祉法人、医療法人等)																						
支援内容 (単価・水準等)	○ サービス付き高齢者向け住宅整備事業: サービス付き高齢者向け住宅等の整備費 ○ スマートウェルネス拠点整備事業: 公的賃貸住宅団地等における併設施設の整備費 ○ スマートウェルネス住宅等推進モデル事業: 建設工事費、技術の検証費、普及費等																						
想定する具体的効果	高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現する。																						
支援手続 (申請～交付決定)	HP等にて手続きを周知。																						
変更のポイント	公的賃貸住宅団地等における併設施設の整備、ICTを活用した見守りや生活支援など高齢者等の居住の安定確保・健康維持増進に係る先導的な住まいづくりの取組み等を支援																						
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																		
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他				
													○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	国土交通省																						
担当課室	住宅局安心居住推進課											電話(直通)		03-5253-8952									
URL	<a href="http://www.koreisha.jp/service/">http://www.koreisha.jp/service/</a> <a href="http://www.iog-model.jp/">http://www.iog-model.jp/</a>																						



2- 生活交通・情報通信の確保・維持

施策名	地域公共交通確保維持改善事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	30,560  (30,578)			
											公共	非公共							
											-	○							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					変更						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		地域公共交通確保維持改善事業 補助金交付要綱						
	P68 ○安心して歩いて暮らせるまちづくり③		P17(都市再生・まちづくり、地域活性化等) 2行目:公共交通の活性化を...推進する。 9行目:公共交通の充実...を行う。 18行目:過疎地域や(略)交通基盤を維持するとともに、...集落の活性化を図る。																
概要 (支援の仕組み等)	地域の活性化等の成長戦略も踏まえ、多様な関係者の連携により、地域公共交通の確保・維持を図るとともに、地域公共交通の改善に向けた取組みを支援する。 ○地域の特性に応じた生活交通の確保維持(以下「確保維持事業」) ・過疎地域等における幹線バス、デマンドタクシー等の運行 ・離島航路・航空路の運航等 ○快適で安全な公共交通の構築(以下「バリア解消促進等事業」) ・鉄道駅におけるホームドア・エレベーターの整備、ノンステップバスの導入等 ・LRT・BRTの整備、ICカードの導入・活用等 ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等 ○公共交通の充実を図るための計画策定等の後押し(以下「調査等事業」) ・地域公共交通の確保等に係る計画の策定のための調査(以下「調査事業」) ・地域公共交通再編実施計画の策定のための調査(以下「再編調査事業」) ・公共交通マップの作成等を通じた地域ぐるみでの利用促進(以下「協働推進事業」)																		
支援対象者 (実施主体)	○確保維持事業・バリア解消促進等事業 交通事業者等(地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提) ○調査等事業 地域における協議会(ただし、再編調査事業及び協働推進事業については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会に限る。)																		
支援内容 (単価・水準等)	○確保維持事業 <補助率>1/2 ○バリア解消促進等事業 <補助率>1/3等 ○調査等事業 ・下記以外の事業 <補助率>定額(上限2,000万円) ・協働推進事業 <補助率>1/2																		
想定する具体的効果	地域の特性に応じた生活交通の確保・維持、快適で安全な公共交通の構築等																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助金を受ける手順は、以下のとおり。 ○確保維持事業 事業開始に先立ち、協議会での議論を経て、協議会、都道府県又は市町村(以下「協議会等」という。)は、地域公共交通の確保維持の取組についての生活交通ネットワーク計画を策定し、運輸局等に認定を申請。国土交通大臣は、補助対象期間の開始前に当該計画の認定及び補助額の内定を行い、協議会等に通知。生活交通ネットワーク計画に事業実施予定者として定められた交通事業者等は、大臣の通知を受けて事業を実施した後、補助金の交付申請を行い、補助を受ける。 ※陸上交通に係る確保維持事業については、協議会が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する協議会である場合には、協議会が補助を受けることも可能。 ○バリア解消促進等事業 協議会等は、地域公共交通のバリア解消促進等の取組についての生活交通ネットワーク計画を策定し、当該計画に事業実施予定者として定められた交通事業者等は、当該計画とともに運輸局等に補助の申請を行い、補助を受ける。 ○調査等事業 ・調査事業、再編調査事業 協議会は、調査の実施に関する計画等を定めた上で運輸局等に補助の申請を行い、補助を受ける。 ・協働推進事業 協議会は、地域協働事業に関する計画を策定し、運輸局等に認定を申請。運輸局長等は、当該計画を認定し、協議会に通知。 当該計画の認定を受けた協議会は、補助金の交付申請を行い、補助を受ける。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○					○	○	○		○	○					
省庁名	国土交通省																		
担当課室	総合政策局公共交通政策部交通支援課										電話(直通)		03-5253-8396						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html</a>																		



2- .生活交通・情報通信の確保・維持

施策名	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	311 (271)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										—					継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	—	
	P75「次世代自動車の普及・性能向上支援」 戦略市場創造プラン(ロードマップ) 中短期工程表「グリーン・経済的なエネルギー需給の実現型」										—								
概要 (支援の仕組み等)	ゼロエミッション自動車として環境性能が特に優れた電気自動車の普及を効果的に加速し、低炭素まちづくり、地域交通のグリーン化、地域防災への活用等を推進する観点から、地域や自動車運送事業者による電気自動車(バス、タクシー及びトラック)の集中的導入等について、他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組を重点的に支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	自動車運送事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	<電気自動車(プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む)の導入補助> バス・タクシー・トラック:車両本体価格の1/2・1/3 <充電施設の導入補助> バス・タクシー・トラック:導入費用の1/2・1/3																		
想定する具体的効果	自動車運送事業者に対して電気自動車の導入支援を行うことにより、窒素酸化物及び粒子状物質並びに二酸化炭素の排出削減を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図ること及び地域交通のグリーン化等を促進することが期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	事業計画書の公募を受け付け、外部有識者からなる選定委員会において事業計画の認定を行う。事業計画の認定を受けた者は、補助金交付申請を行い、これに基づき交付決定を行う。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT/ヘルソーン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	国土交通省																		
担当課室	自動車局環境政策課										電話(直通)		03-5253-8604						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_fr1_000020.html">http://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_fr1_000020.html</a>																		

2- 生活交通・情報通信の確保・維持

施策名	超小型モビリティの導入促進										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	201 (201)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										—					継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等	—	
	P68「安心して歩いて暮らせるまちづくり」③ 戦略市場創造プラン(ロードマップ) 中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸⑤」										—		—						
概要 (支援の仕組み等)	超小型モビリティの普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	○超小型モビリティの導入 補助率:車両本体価格の1/2(民間事業者等にあつては1/3) ○事業計画の立案 補助率:事業計画立案費用の1/2(民間事業者等にあつては1/3) ○導入効果検証の実施 補助率:導入効果検証費用の1/2(民間事業者等にあつては1/3)																		
想定する具体的効果	子育て世代や高齢者の移動支援に寄与するような生活交通における新たな交通手段の提供、観光地や地域活動の活性化を通じた観光・地域振興、省エネ・低炭素化への寄与及び新規市場・需要の創出等の効果が期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	事業計画書の公募を受け付け、外部有識者からなる選定委員会において事業計画の認定を行う。事業計画の認定を受けた者は、補助金交付申請を行い、これに基づき交付決定を行う。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	—	○	—	—	—	○	—
省庁名	国土交通省																		
担当課室	自動車局環境政策課										電話(直通)		03-5253-8604						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_fr1_000043.html">http://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_fr1_000043.html</a>																		

2- .生活交通・情報通信の確保・維持

施策名	歩行者移動支援の普及促進 (ユニバーサル社会に対応した高齢者、障がい者等の歩行者移動支援の推進)										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	39 (64)			
											公共	非公共							
											○								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			変更		
	—										○					根拠法令等 ・世界最先端IT国家創造宣言 ・科学技術イノベーション総合戦略 ・移動等円滑化の促進に関する基本方針			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					
	—										第2章 1.(2)								
概要 (支援の仕組み等)	ユニバーサル社会に向け、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが重要であり、ICT(情報通信技術)による歩行者移動支援の推進が必要であることから、自治体等が容易に導入の検討を行うための、ガイドライン等を用いた普及に取り組む。																		
支援対象者 (実施主体)	自治体、NPO、民間事業者																		
支援内容 (単価・水準等)	○ガイドラインの公表 ○歩行者移動支援サービスの導入を検討中の自治体等に対する出前講座や技術的アドバイス ○サービス構築に必要な場所情報コードの申請受付やアプリケーションプログラムの提供(経路検索プログラム(β版)を紹介(ネットワークデータは別途必要。))																		
想定する具体的効果	ICTを活用した歩行者移動支援は、スマホなど情報機器を通じ、高齢者や障がい者(車いす利用者等)や外国人など移動制約を持つ様々な方々へ必要な制約情報を提供し、これを考慮した経路案内を行うことで、安心・安全かつ円滑な移動を可能とするサービス。移動支援情報やバリアフリー情報の提供と併せ、観光情報及び地域情報等やそれら情報の多言語化での提供により、高付加価値の情報発信による魅力ある地域づくりへの寄与が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	・支援を希望される場合は、下記連絡先へ問合せ願います。 ・申請等の特別な手続は不要。																		
変更のポイント	支援対象の拡大																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	—	○	—	—	—	○	○	○	—	○	○	—	○	—	—	—
省庁名	国土交通省																		
担当課室	総合政策局総務課政策企画官 政策統括官(国土)付										電話(直通)		03-5253-8794						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000002.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000002.html</a>																		

2- .生活交通・情報通信の確保・維持

施策名	携帯電話等エリア整備事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,500  (2,480)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	—										○								
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		電波法第103条の2第4項第9号						
—										—									
概要 (支援の仕組み等)	地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備に対して補助金を交付。																		
支援対象者 (実施主体)	・都道府県(実施主体は市町村) ・無線通信事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、開設される無線局に係るサービスエリア内の世帯数が100未満にあつては、3分の2に相当する額																		
想定する具体的効果	携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助金を受ける手順は、以下のとおり。 ①対象者が各総合通信局等に連絡し、関係団体と調整の上、要望を行う。 ②各総合通信局等から補助対象となる旨を内示。 ③対象者が各地方総合通信局等へ申請書を提出。通知を受け、工事等を開始。 ④事業終了後、実績報告を各総合通信局へ提出し、額の確定を受け、補助金が精算払いされる。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
省庁名	総務省																		
担当課室	移動通信課										電話(直通)		03-5253-5894						
URL	<a href="http://www.tele.soumu.go.jp/j/svs/fees/purpose/keitai/">http://www.tele.soumu.go.jp/j/svs/fees/purpose/keitai/</a>																		

2- .生活交通・情報通信の確保・維持

施策名	情報通信利用環境整備推進事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	510 (800)		
												公共	非公共						
												—	○	—	—				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		継続		
	—											○							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等	総務省設置法第4条第63号
概要 (支援の仕組み等)	超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置きつつ、利活用の基盤となるインフラ整備を促進するため、医療・健康福祉・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する、過疎地・離島等を有する地方公共団体等に対し、交付金により事業費の一部を支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	市町村等																		
支援内容 (単価・水準等)	交付対象経費の3分の1(離島の島内整備及び当該地域への接続に係る事業にあっては交付対象経費の3分の2)に相当する額の交付金を対象となる特定市町村に交付																		
想定する具体的効果	ICTは国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムの抜本的効率化や新たなイノベーションを生み出す基盤となるものであり、我が国経済の更なる発展のためには、これらICTを徹底的に利活用することにより国民の生産性を高めることが必要不可欠。このため、本事業において、実際のICT利活用の基盤となる超高速ブロードバンドインフラの整備を推進し、ICTの徹底利活用を支える環境整備を行うことにより、誰もがICTの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる豊かな社会を実現するとともに、我が国の経済成長、競争力強化を図るものである。																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助を受ける手順は、以下の通り ①地方公共団体が電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)に基づく実施計画を作成。 ②地方公共団体が実施計画の認定申請をし、総務大臣が計画を認定。 ③地方公共団体が認定を受けた実施計画に基づく超高速ブロードバンド整備についての交付金交付申請を総務大臣に行い、審査を経て総務大臣が交付決定を行う。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
省庁名	総務省																		
担当課室	総合通信基盤局高度通信網振興課											電話(直通)		03-5253-5867					
URL																			

2- . 低炭素・循環型都市形成

施策名	地域低炭素投資ファンド創設事業				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年当初 (下段:前年度当初予 算)	4,600  (1,400)									
					公共	非公共													
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)										
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		継続										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		(特別会計に関する法律) 法第85条第3項第1号ホ 施行令第50条第7項第10号										
	P69		P19		-														
概要 (支援の仕組み等)	一定の採算性・収益性が見込まれるが、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援する「地域低炭素投資促進ファンド」を造成する。特に、地域の「目利き力」を活用して優良なプロジェクトに対する支援を展開するため、地域金融機関等と連携してサブファンドの組成の拡大を図り、サブファンドを通じた出資を実施する。これにより、民間資金による投資を更に呼び込み、低炭素化プロジェクトへの投資の一層の拡大を図る。																		
支援対象者 (実施主体)	基金設置法人:非営利法人 出資先:対象事業を行う事業者(対象事業者)又は対象事業者に対し出資を行う団体(サブファンド)																		
支援内容 (単価・水準等)	地域低炭素投資促進ファンドからの支援 1. 対象事業の要件: 事業の実施により二酸化炭素排出量が抑制・削減されること 等 2. 出資比率: 地域低炭素投資促進ファンドからの出資は、原則として、総出資額の1/2未満。																		
想定する具体的効果	地域における低炭素投融资を促進し、地域での資金循環を円滑化すること等により、低炭素化と地域活性化の同時実現に寄与する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	1. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付し、同法人が地域低炭素投資促進ファンド(基金)を造成。 2. 同ファンドから、以下の出資フローに基づき、支援。 【出資フロー】 ① 案件申請 :事業者等が出資案件を申請 ② 予備審査 :申請書類のチェック、事業者面談等によるスクリーニング ③ 事業性調査:社外アドバイザーを活用し、事業計画、CO2削減効果等を精査・検証 ④ 条件交渉 :事業者、他の投資家等と契約内容を交渉・調整 ⑤ 出資判断 :外部専門家による審査委員会の意見を踏まえ出資判断 ⑥ 出資 :出資契約締結																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、インベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
省庁名	環境省																		
担当課室	総合環境政策局環境経済課														電話(直通)	03-5521-8230			
URL	<a href="http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo-2/017.pdf">http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo-2/017.pdf</a>																		

2- 低炭素・循環型都市形成

施策名	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプラン・パートナーシップ事業)		予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	5,300											
			公共	非公共					—	○									
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)											
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備														
	—	○	—	—	—	—	—	新規											
概要 (支援の仕組み等)	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等											
	—	—	—	—	—	—	—												
支援対象者 (実施主体)	(1):民間団体等 (2)①:民間団体等, (2)②ア:民間団体等, (2)②イ:地方公共団体、民間団体等, (2)②ウ:地方公共団体、民間団体等 (3):民間団体等 (4)①:地方公共団体、民間団体等, (4)②ア:民間団体, (4)②イ:地方公共団体、民間団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	(1), (2)①, (2)②ア, (3) は委託 (2)②ウは補助(地方公共団体:定額、民間団体等:1/2) 上限1,000万円 (2)②イは間接補助(執行団体を經由) (地方公共団体:定額、民間団体等:1/2) 上限1,000万円 (4)①, (4)②ア, (4)②イ は間接補助(執行団体を經由) 地方公共団体:1/2~2/3, 民間団体等:1/2)																		
想定する具体的 効果	地域資源や資金等を活用し「低炭素・循環・自然共生」地域を創出する地域の地球温暖化対策事業を支援することで、 ○地域における自立的・持続的な低炭素化事業の推進 ○事業経験の蓄積による、環境政策を担う地域の人材・組織育成が期待される。																		
支援手続 (申請~交付決定)	(1)委託事業の支援手続は次のとおり。 1. 環境省が対象事業に掲げる事業を募集 2. 環境省が応募のあった事業の中から実施事業を採択 3. 環境省が採択を受けた事業者との間で委託契約を締結 (2)補助事業の支援手続は次のとおり。 1. 環境省が対象事業に掲げる事業を募集 2. 環境省が応募のあった事業の中から実施事業を採択 3. 環境省が要綱に基づき補助金の交付決定を行う (3)間接補助事業の支援手続は次のとおり。 1. 環境省が対象事業に掲げる補助事業者(執行団体)を募集 2. 環境省が応募のあった団体の中から執行団体を採択 3. 環境省が要綱に基づき執行団体に対し補助金の交付決定を行う 4. 執行団体が対象事業に掲げる事業を募集 5. 執行団体が応募のあった事業の中から実施事業を採択 6. 執行団体が補助金の交付決定を行う																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化、食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテント	環境・エネルギー	その他
省庁名	環境省																		
担当課室	総合環境政策局 環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室												電話(直通)		03-5521-8234				
URL	<a href="http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo-2.html">http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo-2.html</a>																		

2- . 低炭素・循環型都市形成

施策名	地域バイオマス産業化推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,005  (1,280)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策															区分(新規・継続・変更)			
	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策																		
	○			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				根拠法令等	バイオマス活用推進基本法 (平成21年法律第52号)				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)			骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)												
テーマ2:70頁、8行目以降 テーマ4:82頁、5行目以降			-			-													
概要 (支援の仕組み等)	地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援(関係7府省が共同で地域を選定・連携支援)。 1. 地域バイオマス産業化支援事業(補助金) ①地域段階の取組 バイオマス産業都市の構築を目指す地域(市町村・企業連合等)による構想づくりを支援。 ②全国段階の取組 バイオマス産業都市のネットワーク化と普及のための活動を行うとともに、地域段階の取組を効果的に進めるため、専門家による市町村等の構想づくりを支援。 2. 地域バイオマス産業化整備事業(補助金) 関係7府省による選定地域における事業化プロジェクトの推進に必要な施設整備を支援。																		
支援対象者 (実施主体)	民間団体、市町村等																		
支援内容 (単価・水準等)	1. 地域バイオマス産業化支援事業 ①地域段階 補助率:定額補助 ②全国段階 補助率:定額補助 2. 地域バイオマス産業化整備事業 補助率:1/2以内																		
想定する具体的効果	本施策は、食品廃棄物、家畜排せつ物、木質等の広く薄く存在する地域のバイオマスを活用した産業化や地域循環型エネルギーの強化を検討・推進する地域に対し、構想づくりや必要な施設整備を支援することで、地域産業の振興や雇用創出等の波及効果が生まれ、農山漁村等の地域活性化、地域循環型エネルギー供給体制の強化に資する効果が得られるものと期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	公募(国)→応募→提案書審査(国)→交付決定(国) ※地域バイオマス産業化整備事業については、別途行うバイオマス産業都市構想募集に応募し、関係7府省による審査により選定されていることが条件																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	食料産業局バイオマス循環資源課バイオマス事業推進室												電話(直通)		03-6738-6479				
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/i/shokusan/biomass/b_kihonho/index.html">http://www.maff.go.jp/i/shokusan/biomass/b_kihonho/index.html</a>																		



施策名	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	204 (165)																
											公共	非公共																				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)											
	○										-											変更										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)										地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)										根拠法令等	-
	82頁5行目										-																					
概要 (支援の仕組み等)	農林漁業者等が主導して行う再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想(入口)から運転開始(出口)に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援 ①地域における活動への支援 ②ワンストップ窓口の設置及びワークショップの開催																															
支援対象者 (実施主体)	民間団体、地方公共団体																															
支援内容 (単価・水準等)	補助率:定額 ①発電事業に意欲を有する農林漁業者等が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援 ②発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を支援																															
想定する具体的効果	本事業により、農林漁業者やその組織する団体が主導し、地域の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業の立ち上げを支援することで、所得の向上のみならず、売電収益を活用して地域の農林漁業の発展に貢献する取組を促進することにより、農山漁村の活性化につながることを期待される。さらに、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームを構築することにより、このような取組を行うに当たっての課題の克服方法等の共有を図ることができる。																															
支援手続 (申請～交付決定)	支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、公募開始時に農林水産省のホームページに掲載予定。																															
変更のポイント	②ワンストップ窓口の設置に加え、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築への支援を拡充。																															
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																											
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、I/Pベンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他													
	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-													
省庁名	農林水産省																															
担当課室	食料産業局再生可能エネルギーグループ										電話(直通)		03-6744-1507																			
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/index.html">http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/index.html</a>																															

2- .低炭素・循環型都市形成

施策名	地域材利活用倍増戦略プロジェクト										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,420																																						
	公共	非公共																																																				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)																																	
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進										③地域の生活や産業の基盤整備										新規												
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)										地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)										根拠法令等										森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定)													
	83ページ、28行										18ページ、20行										-																																	
概要 (支援の仕組み等)	新たな地域材需要の開拓や公共建築物等の各分野での木材利用を拡大に取り組む民間団体に対し、国から委託又は補助金を支給する形で支援。また、これらの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を図る民間団体に対し、国から補助金を支給する形で支援するとともに、国有林が森林所有者や森林組合等と連携して実施。																																																					
支援対象者 (実施主体)	民間団体、国																																																					
支援内容 (単価・水準等)	1CLT(直交集成板)等新たな製品・技術の開発 ①中高層建築物等に係る技術開発等の促進【補助率:定額、1/2】、【委託】 ②住宅等における製品・技術の開発・普及の一層の促進【補助率:1/2】、【委託】 ③木材を利用した建築物の建設に携わる担い手の育成【補助率:定額】 2地域材利用促進 ①公共建築物等の木造化等の促進【補助率:定額】 ②土木等新規分野における木材利用の促進【補助率:定額】 ③木質バイオマスの利用拡大【補助率:定額】 ④森林づくり・木づかい国民運動の促進【補助率:定額】 ⑤海外での地域材利用や合法木材の普及の促進【補助率:定額】 3地域材の安定的・効率的な供給体制の構築 ①安定取引構想作成等【補助率:定額】、【委託・請負】																																																					
想定する具体的効果	国産材の供給・利用量の増加 (平成24年度実績2,041万㎡→平成27年度目標2,800万㎡)																																																					
支援手続 (申請～交付決定)	国から取り組む団体を公募し、選定手続を経て、団体へ内示。その後、交付申請を受けて、交付決定。																																																					
変更のポイント	-																																																					
分類 (該当に○印)	地域類型の区分										施策類型の区分																																											
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他																																			
																				-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
省庁名	農林水産省																																																					
担当課室	林野庁 木材利用課、木材産業課、森林利用課、研究指導課、業務課														電話(直通)				03-6744-2296																																			
URL	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/pdf/26_58_voukyu.pdf">http://www.rinva.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/pdf/26_58_voukyu.pdf</a>																																																					

2- . 低炭素・循環型都市形成

施策名	分散型エネルギーインフラプロジェクト											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	36 (70)		
	公共		非公共																
	-	○																	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	○											-		-			継続		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		地域の元気創造プラン(平成25年 3月26日第7回経済財政諮問会 議提出)	
	P73 25行目～P74 6行目											P17 26行目～28行目 P31 25行目		-					
概要 (支援の仕組み等)	電力の小売自由化で7.5兆円の市場が新しく地域にも開放されることなどを踏まえ、自立的で持続可能な分散型エネルギーインフラを官民連携して共同整備し、多様な新規企業を喚起することにより、地域でのエネルギー関連産業を地域経済の拡大の起爆剤とするもの。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)を策定する自治体を支援。 1 地域内需要量調査(電力・熱等)(※1) 2 地域内可能供給能力調査(※2) 3 地域エネルギープロジェクトの基本構想 4 事業構造の設計と想定投資額の試算(※3) 5 資金調達構造プランの構築 6 ICTを活用した地域エネルギーマネジメントシステムの基本設計 (※1)対象地域内に所在する家庭、工場、オフィス等、需要パターンの異なる各需要家の需要を調査し、それを平準化した場合の需要パターン案を作成 (※2)発電や熱供給などの可能性と具体的な供給能力を試算 (※3)広域熱供給管等の下部インフラ及び地域のエネルギー企業群の想定投資額を試算																		
想定する具体的効果	①自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築 ②電力の小売り自由化を踏まえた地域経済循環の創出 ③多様な新規企業の喚起																		
支援手続 (申請～交付決定)	総務省が提案募集し、自治体が応募。当該応募を受け、外部審査員の提案評価を経て委託先候補を決定。その後、総務省と委託先団体が契約を締結し、委託事業開始。委託事業終了後、委託先団体が平成27年3月までに総務省に委託事業の実績を報告。																		
変更のポイント																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村漁村	集落	地域産業、IT ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域政策課											電話(直通)		03-5253-5523					
URL																			

2- 低炭素・循環型都市形成

施策名	スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	270 (270)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										—					継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号へ 特別会計に関する法律施行令第50条第8項第7号	
	P73 ③エネルギーを賢く消費する社会										P12 ⑥安価で安定的なエネルギーの確保			—					
概要 (支援の仕組み等)	地域の実情に応じたスマートコミュニティの構築に向けて、デマンドレスポンスの実施や、地域に応じた再生可能エネルギーの導入に関する事業化可能性調査、事業計画の策定に対する支援を実施。																		
支援対象者 (実施主体)	案件形成調査を行う地方自治体、民間事業者等。																		
支援内容 (単価・水準等)	○定額																		
想定する具体的効果	地域のエネルギー事情に応じたスマートコミュニティの普及が促進されることが期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助を受ける手続きは、以下のとおり。 ① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。 ② 当該申請書類を窓口である執行団体に提出。 ③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。 ④ 事業計画に従い、事業開始。 ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。 ⑥ 補助金の交付を受ける。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	経済産業省資源エネルギー庁																		
担当課室	省エネルギー・新エネルギー部 政策課 新産業・社会システム推進室										電話(直通)		03-3580-2492						
URL	—																		

2- . 低炭素・循環型都市形成

施策名	次世代エネルギー技術実証事業費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,250  (2,181)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										—					継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号へ 特別会計に関する法律施行令第50条第8項第7号			
	P.73 ③エネルギーを賢く使う										P.12 ⑥安価で安定的なエネルギーの確保		—						
概要 (支援の仕組み等)	地域のエネルギー事情等に応じた先進的なスマートコミュニティの確立を目指して、建物間の電力融通や車両を活用した給電システム構築等の技術的・制度的課題を解決するための実証事業を実施。																		
支援対象者 (実施主体)	実証を行う地方自治体、民間事業者等。																		
支援内容 (単価・水準等)	○実証事業:補助対象経費の1/2以内																		
想定する具体的効果	(1)地域の大学・企業等の個性ある技術の活用、(2)地域ごとに特色のある再エネ等の先進的な活用等により、技術的課題・制度的課題の解決を図り、地域のエネルギー事情に応じたスマートコミュニティを確立する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助を受ける手続きは、以下のとおり。 ① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。 ② 当該申請書類を窓口である執行団体に提出。 ③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。 ④ 事業計画に従い、事業開始。 ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。 ⑥ 補助金の交付を受ける。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT/ヘーンソフ	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり/地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	経済産業省資源エネルギー庁																		
担当課室	省エネルギー・新エネルギー部 政策課 新産業・社会システム推進室												電話(直通)	03-3580-2492					
URL	—																		

2- 低炭素・循環型都市形成

施策名	再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,600  (2,750)						
											公共	非公共					—	○	—	—		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)						
	○										—						継続					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3 項第1号ホ 特別会計に関する法律施行令第 50条第7項第9号
	P70 ① クリーンで経済的なエネル ギーが供給される社会										P21 (5)資源・エネルギーの経済安 全保障の確立、戦略的外交の推進 等					—						
概要 (支援の仕組み 等)	複数の再エネ熱源、蓄熱槽、下水・河川等の公共施設等を有機的・一体的に利用する複合システムの導入に当たっての制度的・技術的課題を解決するための実証事業等を実施。																					
支援対象者 (実施主体)	案件形成調査、実証を行う地方自治体、民間事業者等。																					
支援内容 (単価・水準等)	○実証事業:補助対象経費の1/2 ○案件形成調査:定額																					
想定する具体的 効果	地球温暖化対策、エネルギー自給率向上、エネルギー源の多様化などのエネルギー政策上の課題に応える極めて重要なエネルギー源である再生可能エネルギーのうち、エネルギー効率やエネルギーの更なる有効活用が期待できる再生可能エネルギー熱利用の分野について、本実証を通じてデータの取得・公表、制度的課題の抽出、ノウハウの共有化を図ることにより、当該システムの展開・普及を促進されることが期待される。																					
支援手続 (申請～交付決 定)	補助を受ける手続きは、以下のとおり。 ① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。 ② 当該申請書類を窓口である執行団体に提出。 ③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。 ④ 事業計画に従い、事業開始。 ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。 ⑥ 補助金の交付を受ける。																					
変更のポイント	—																					
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分												環境・エネルギー	その他				
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信			コンテンツ	○	—	
省庁名	経済産業省資源エネルギー庁																					
担当課室	省エネルギー・新エネルギー部 政策課 制度審議室										電話(直通)		03-3580-2492									
URL																						

2-1 地域活動の担い手支援

施策名	地域おこし協力隊事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-			
											公共	非公共							
											-	○	-	-			-		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	-										○		○		-				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-		
-										-		P12 3行目							
概要 (支援の仕組み等)	地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、必要な支援を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(都道府県、市町村)																		
支援内容 (単価・水準等)	地域おこし協力隊員の募集等に要する経費については地域おこし協力隊員を募集する地方自治体あたり200万円上限、地域おこし協力隊員の活動に要する経費については地域おこし協力隊員1人あたり400万円上限(うち報償費等については200万円上限、報償費等以外の活動に要する経費については200万円上限)の特別交付税措置。																		
想定する具体的効果	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている。一方、生活の質や豊かさへの志向の高まりを背景として、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献することについて、いわゆる「団塊の世代」のみならず、若年層を含め、都市住民のニーズが高まっていることが指摘されている。人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化にも資する取組であり、有効な方策と考えられる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	地域おこし協力隊は、地方自治体が自主的・主体的に取り組むものであり、総務省はその取組実績を事後的に調査のうえ財政上の支援措置を講じるものである。したがって、国に対する事前の申請等の特段の行為を要しないものである。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域自立応援課										電話(直通)		03-5253-5394						
URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html</a>																		

2- . 地域活動の担い手支援

施策名	集落支援員事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-			
											公共	非公共							
											-	○	-	-			-		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	-		
	-										-			-		-			
概要 (支援の仕組み等)	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(都道府県、市町村)																		
支援内容 (単価・水準等)	地方自治体が、集落支援員に取り組む場合の財政支援については、集落支援員1人あたり350万円上限の特別交付税措置を講じることとしている。ただし、自治会長等が集落支援員を兼務する場合においては、40万円を上限とする。																		
想定する具体的効果	過疎地域等に所在する集落の多くにおいては、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの重大な問題となっている。集落の住民が集落の問題を自らの課題としてとらえ、市町村がこれに十分な目配りをした上で施策を実施していくことが有効な方策と考えられる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	-																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域自立応援課										電話(直通)		03-5253-5394						
URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03000070.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03000070.html</a>																		



2- . 地域活動の担い手支援

施策名	都市農村共生・対流総合対策交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,100  (1,950)		
											公共	非公共						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備						継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		食料・農業・農村基本法第36条								
	81ページ 32~37行 85ページ 30~32行		17ページ 32~33行 18ページ 23~24行		8ページ 43行 ~ 9ページ 1行 9ページ 41~44行 13ページ 14~16行													
概要 (支援の仕組み等)	<p>農山漁村の持つ自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進。</p> <p>以下の事業が対象。ただし、②と③については、①の事業と併せて実施するものに限る。</p> <p>①集落連携推進対策 中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動</p> <p>②人材活用対策 地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組</p> <p>③施設等整備対策 地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等の取組</p>																	
支援対象者 (実施主体)	農業集落が中心となり、NPO、市町村等多様な主体と連携した地域協議会																	
支援内容 (単価・水準等)	<p>①集落連携推進対策 定額(上限800万円)。事業実施期間は2年以内。</p> <p>②人材活用対策 定額(上限250万円)。事業実施期間は3年以内。</p> <p>③施設等整備対策 定額(上限2,000万円等)。事業実施期間は原則1年以内。</p>																	
想定する具体的効果	農山漁村地域における所得・雇用の増大による地域活性化と地域コミュニティの再生が促進される。																	
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受ける手順は以下のとおり。</p> <p>① 支援を受けようとする者は、農林水産省が行う公募に際し、農業集落の住民がNPO、市町村等多様な主体と連携した地域協議会(集落連合体)を組織した上で事業実施提案書を作成し、応募する。</p> <p>② 農林水産省は、外部審査委員を含む選定審査委員会において事業実施提案書を審査し、採択者には採択通知を、不採択者には不採択通知を送付する。</p> <p>③ 採択された者は、事業実施計画を作成して農林水産省に送付し、農林水産省は同計画を審査し承認する。</p> <p>④ 同計画の承認を受けた者は、交付金交付申請書を農林水産省に提出し、農林水産省は同申請書を審査し交付決定を行う。</p> <p>⑤ 交付決定を受けた者は、補助事業を実施し、事業完了後、交付金実績報告書を農林水産省に提出する。</p> <p>⑥ 農林水産省は、同報告書を審査し交付金の額を確定するとともに、交付金を交付する。</p>																	
変更のポイント	—																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	—
省庁名	農林水産省																	
担当課室	農村振興局農村政策部都市農村交流課										電話(直通)		03-3502-5946					
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html</a>																	

2- . 教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成

施策名	公立学校施設整備費				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	127,077 (127,075)									
	公共	非公共	-	○	-	-													
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)										
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備			継続											
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条1項・第12条1項											
	P.76 26～37行目		P.20 11～12行目																
概要 (支援の仕組み等)	国が果たすべき責務である義務教育をはじめとする教育の機会均等と水準の維持向上を図る観点から、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づき、地方公共団体において学校教育の円滑な実施を確保するために行う学校施設整備に要する経費について、国が一部補助する。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県及び市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	地方公共団体が行う学校施設整備に要する以下の経費を補助。 ○新増築事業:原則 1/2 (沖縄県 8.5/10) ○改築、補強、大規模改造事業等:原則 1/3 (改築事業は、沖縄県 7.5/10) ○地震防災対策特別措置法の嵩上げを受けて実施する改築事業: 1/2 ○地震防災対策特別措置法の嵩上げを受けて実施する補強事業: Is値0.3未満 2/3 Is値0.3以上 1/2 等																		
想定する具体的効果	公立学校施設の耐震化や防災機能強化、バリアフリー化等の整備を進めることにより、次のような観点から地域及び地域活性化に資すると想定される。 ○安全性が確保された公立学校施設は、災害時における地域の避難所として機能するほか、地域コミュニティの拠点としての役割を果たす。 ○施設整備に当たっては、建築・電気設備・機械設備など幅広い分野の工事を実施することから、当該地域の中小企業の受注が拡大し、地域経済の活性化につながる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受ける手順は、以下の通り。 ①負担事業者(国庫負担金の交付を受けようとする都道府県又は市町村)が、当該国庫負担金の交付を受けて行おうとする事業について、「国庫負担事業認定申請書」(以下「認定申請書」という)を作成及び文部科学大臣に提出(市町村立の学校に係るものについては、都道府県教育委員会を経由して提出)。 ②文部科学大臣は認定申請書に基づき審査を行い、国庫負担事業として認定。 ③負担事業者は、認定申請書についての「国庫負担金交付申請書」(以下「交付申請書」という)を提出。 ④文部科学大臣は、交付申請書に基づき審査を行い、交付決定を行う。 ⑤負担事業者は、国庫負担事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣(国庫負担事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)に提出。 ⑥文部科学大臣(国庫負担事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)は、実績報告書に基づき審査を行い、額の確定。  学校施設環境改善交付金を受ける手順は、以下のとおり。 ①地方公共団体は、文部科学省告示として定めた施設整備基本計画に即して、施設整備計画を作成及び文部科学大臣に(市町村にあっては、都道府県教育委員会を経由して)提出。 ②文部科学大臣は施設整備基本方針・計画に基づき予算の範囲内で事業を採択(内定)。 ③内定を受けた地方公共団体は「学校施設環境改善交付金交付申請書」を文部科学大臣に提出。 ④文部科学大臣は、提出された「学校施設環境改善交付金交付申請書」に基づき審査を行い、交付決定を行う。 ⑤交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣(交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)に提出。 ⑥文部科学大臣(交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)は、実績報告書に基づき審査を行い、額の確定。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
省庁名	文部科学省																		
担当課室	大臣官房文教施設企画部 施設助成課					電話(直通)					TEL: 03-6734-2000 FAX: 03-6734-3743								
URL	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zvosei/main11_a2.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zvosei/main11_a2.htm</a>																		

2- .教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成

施策名	生涯学習を通じた高齢者の地域づくり参画促進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	4 (4)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備								継続					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		高齢社会対策基本法第11条							
	-		-			-													
概要 (支援の仕組み等)	高齢者の地域づくりへの主体的な参画促進を図るために、平成23年度「超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会」における検討結果等を全国に還元するとともに、有識者によるパネルディスカッションや高齢者・プレ高齢者を対象とした生涯学習の先進的事例発表等を行う研究協議会を開催。																		
支援対象者 (実施主体)	実施主体:文部科学省																		
支援内容 (単価・水準等)	-																		
想定する具体的効果	研究協議会で周知する国の研究成果や全国の先進的事例等を参考に、各地方公共団体や関係団体が主体的に地域の実情や課題に応じた施策を展開することが可能。また、全国的な観点からの情報提供を行う事で、地域間の格差の是正にもつながる。さらに、研究協議会における交流を通じて、関係者や関係機関の連携を図ることができ、地域の課題解決に資する新たなネットワークの形成や仕組みづくりにもつながる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	-																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
省庁名	文部科学省																		
担当課室	生涯学習政策局社会教育課										電話(直通)		03-6734-2970						
URL	【参考URL】 <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/koureisha/1286130.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/koureisha/1286130.htm</a>																		

3- . 地方公共団体支援施策

施策名	地域経済循環創造事業交付金				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,500 -									
	公共	非公共	-	○	-	-													
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)										
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備			-		継続									
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		地域の元気創造プラン(平成25年 3月26日第7回経済財政諮問会 議提出)										
	P52~P54		P17 26行目~28行目 P31 25行目	P8 3行目~11行目															
概要 (支援の仕組み等)	地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して、事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等に対して、地方自治体が助成する場合に、交付金を交付する。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用等について、地方公共団体が助成する経費に対し、総務省が交付金として交付するもの(1事業あたり5,000万円上限)。																		
想定する具体的効果	① 投資効果:地域金融機関の融資が可能となり、自治体の補助額に対して、相当程度の初期投資効果があること。 ※投資効果=(補助額+融資額)/補助額 ② 地元雇用創出効果:地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の雇用が創出されること。 ※地元雇用創出効果=地元雇用人件費の累計(事業継続期間(設定時は当初融資期間))/補助額 ③ 地元産業直接効果:地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、地元の産物を原材料として購入することにより、自治体の補助額に対して、相当程度の地元産業への直接効果が創出されること。 ※地元産業直接効果=地元原材料費の累計(事業継続期間(設定時は当初融資期間))/補助額 ④ 課税対象利益等創出効果:地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の課税対象利益等が創出され、税収が期待できること。 ※課税対象利益等創出効果=課税対象利益等(税引前営業利益+減価償却費相当)の累計(事業継続期間(設定時は当初融資期間))/補助額 ⑤ 地域課題解決効果:①~④までの効果に加え、事業化に伴い、本来であれば、公的事业として対応する必要があると考えられる様々な外部効果もたらされること。 (例) ・「廃棄物等の商品化」:廃棄物等の商品化(地場産品化)により、処理コストを減少させるとともに、地場産業への波及 ・「一次産品等高付加価値化」:一次産品等の高付加価値化により、地域ブランドの確立 ・「地元資源活用にぎわい創出」:地域の固有の文化や資源、高付加価値化サービスや商品によって、人々が集い、ビジネスが生まれる環境の創造 ・「流出資金域内還元」:資金を域内で循環させ、雇用の創出と地域資源の活用																		
支援手続 (申請~交付決定)	・地域での事業化を前提に、事業関係者(産学金官)の調整・支援を行う地方公共団体が、総務省に対して実施計画書を提出し、交付申請を行う ・総務省において、外部有識者による審査を実施 ・総務省より、地方公共団体に交付決定 ・地方公共団体より、事業実施主体に助成																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域政策課						電話(直通)		03-5253-5523										
URL																			

3- . 地方公共団体支援施策

施策名	分散型エネルギーインフラプロジェクト										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	36 (70)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										-					継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	地域の元気創造プラン(平成25年 3月26日第7回経済財政諮問会 議提出)			
	P73 25行目～P74 6行目										P17 26行目～28行目 P31 25行目		-						
概要 (支援の仕組み等)	電力の小売自由化で7.5兆円の市場が新しく地域にも開放されることなどを踏まえ、自立的で持続可能な分散型エネルギーインフラを官民連携して共同整備し、多様な新規企業を喚起することにより、地域でのエネルギー関連産業を地域経済の拡大の起爆剤とするもの。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)を策定する自治体を支援。 1 地域内需要量調査(電力・熱等)(※1) 2 地域内可能供給能力調査(※2) 3 地域エネルギープロジェクトの基本構想 4 事業構造の設計と想定投資額の試算(※3) 5 資金調達構造プランの構築 6 ICTを活用した地域エネルギーマネジメントシステムの基本設計 (※1)対象地域内に所在する家庭、工場、オフィス等、需要パターンの異なる各需要家の需要を調査し、それを平準化した場合の需要パターン案を作成 (※2)発電や熱供給などの可能性と具体的な供給能力を試算 (※3)広域熱供給管等の下部インフラ及び地域のエネルギー企業群の想定投資額を試算																		
想定する具体的効果	①自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築 ②電力の小売自由化を踏まえた地域経済循環の創出 ③多様な新規企業の喚起																		
支援手続 (申請～交付決定)	総務省が提案募集し、自治体が応募。当該応募を受け、外部審査員の提案評価を経て委託先候補を決定。その後、総務省と委託先団体が契約を締結し、委託事業開始。委託事業終了後、委託先団体が平成27年3月までに総務省に委託事業の実績を報告。																		
変更のポイント																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-
省庁名	総務省																		
担当課室	地域力創造グループ地域政策課										電話(直通)		03-5253-5523						
URL																			

3- . 地方公共団体支援施策

施策名	公共クラウド構築プロジェクト														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	49 -	
															公共	非公共					
															-	○	-	-			
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														-		-	-	-	-	
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策														-		-	-			-
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)														-		-	-	-	-	
	②地域間の交流・連携の推進														-		-	-			-
③地域の生活や産業の基盤整備														-		-	-	-	-		
-														-		○	-			-	-
日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)														骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等			
-														P17 26行目~28行目 P31 25行目		-		-		-	
概要 (支援の仕組み等)	現在地方公共団体がそれぞれ提供している観光情報等、地方公共団体保有の行政情報をオープンデータ化し、民間事業者を含む様々な主体が共同で利用できる情報インフラである公共クラウドを整備し、民間活力を支援することで、地域の元気を創造する。																				
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市区町村																				
支援内容 (単価・水準等)	民間事業者等による積極的なオープンデータの利活用に繋がるよう、地方公共団体の保有するデータについて、オープン化におけるデータ構造の標準化等を行うことにより、公共クラウドの本格運用を促進する。																				
想定する具体的効果	地方公共団体の保有データを公開し、民間事業者等が活用可能にすることにより、新たな産業の創出等を通じた地域経済の活性化が図られる。																				
支援手続 (申請~交付決定)	公共クラウドの本格運用に必要なデータについて、民間ニーズやアップロードの方法等を調査・検討し、結果を地方公共団体に提示することにより、公共クラウドの活用に資する。																				
変更のポイント	-																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ベンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他		
	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-		
省庁名	総務省																				
担当課室	地域力創造グループ地域政策課、地域情報政策室														電話(直通)		03-5253-5525				
URL																					

施策名	地域資源活用ネットワーク構築事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	200 (641)			
	公共		非公共																
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				変更						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等									
	53ページ 3行目		17ページ 24行目			4ページ 19行目													
概要 (支援の仕組み等)	我が国の地域経済は、人口減少、少子高齢化に加え、長引いた円高デフレ経済の影響により、産業と雇用が空洞化し、著しく衰退している。このため、各地域に眠っている地域資源を掘り起こし、それらを融合・ネットワーク化した新たなビジネスモデルの構築により、交流人口の増大や、消費・投資の活性化に繋がる取組に対して補助を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	民間団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	地域資源を融合・ネットワーク化し新たなビジネスモデルの構築を行う協議体の事務局を担う民間団体等に対し、国(経済産業局)から定額若しくは2/3(支援内容により補助率が異なる)の補助を行う。																		
想定する具体的効果	上記の取組を通じて、交流人口の増大、女性・高齢者の活用、消費・投資の活性化などに繋がることが期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	経済産業省が公募を行い、外部委員による審査を経て、予算の範囲内で採択案件を決定し、各経済産業局が交付決定を行う。																		
変更のポイント	地域が有するより多様な強みや特長、潜在力の活用をより確実に達成するため、自然環境や歴史文化、産業遺産等といった未活用の地域資源を掘り起こし、地域活性化の新たなビジネスモデルを構築する事業も対象とする。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○		○				○	○							
省庁名	経済産業省																		
担当課室	地域経済産業グループ地域新産業戦略室										電話(直通)		03-3501-8794						
URL	<a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chiki_g_01.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chiki_g_01.pdf</a>																		

施策名	地域経済循環創造事業交付金				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,500 -										
					公共	非公共														
						○	-	-												
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策							区分(新規・継続・変更)											
	○	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備				継続												
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	地域の元気創造プラン(平成25年 3月26日第7回経済財政諮問会 議提出)														
	P52~P54	P17 26行目~28行目 P31 25行目	P8 3行目~11行目																	
概要 (支援の仕組み等)	地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して、事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等に対して、地方自治体が助成する場合に、交付金を交付する。																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																			
支援内容 (単価・水準等)	地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用等について、地方公共団体が助成する経費に対し、総務省が交付金として交付するもの(1事業あたり5,000万円上限)。																			
想定する具体的効果	<p>① 投資効果:地域金融機関の融資が可能となり、自治体の補助額に対して、相当程度の初期投資効果があること。 ※投資効果=(補助額+融資額)/補助額</p> <p>② 地元雇用創出効果:地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の雇用が創出されること。 ※地元雇用創出効果=地元雇用人件費の累計(事業継続期間(設定時は当初融資期間))/補助額</p> <p>③ 地元産業直接効果:地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、地元の産物を原材料として購入することにより、自治体の補助額に対して、相当程度の地元産業への直接効果が創出されること。 ※地元産業直接効果=地元原材料費の累計(事業継続期間(設定時は当初融資期間))/補助額</p> <p>④ 課税対象利益等創出効果:地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の課税対象利益等が創出され、税収が期待できること。 ※課税対象利益等創出効果=課税対象利益等(税引前営業利益+減価償却費相当)の累計(事業継続期間(設定時は当初融資期間))/補助額</p> <p>⑤ 地域課題解決効果:①~④までの効果に加え、事業化に伴い、本来であれば、公的事業として対応する必要があると考えられる様々な外部効果もたらされること。 (例) ・「廃棄物等の商品化」:廃棄物等の商品化(地場産品化)により、処理コストを減少させるとともに、地場産業への波及 ・「一次産品等高付加価値化」:一次産品等の高付加価値化により、地域ブランドの確立 ・「地元資源活用にぎわい創出」:地域の固有の文化や資源、高付加価値化サービスや商品によって、人々が集い、ビジネスが生まれる環境の創造 ・「流出資金域内還元」:資金を域内で循環させ、雇用の創出と地域資源の活用</p>																			
支援手続 (申請~交付決定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での事業化を前提に、事業関係者(産学金官)の調整・支援を行う地方公共団体が、総務省に対して実施計画書を提出し、交付申請を行う</li> <li>・総務省において、外部有識者による審査を実施</li> <li>・総務省より、地方公共団体に交付決定</li> <li>・地方公共団体より、事業実施主体に助成</li> </ul>																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
省庁名	総務省																			
担当課室	地域力創造グループ地域政策課							電話(直通)		03-5253-5523										
URL																				



3- 農林漁業振興施策

施策名	6次産業化ネットワーク活動支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	224 (-)				
											公共	非公共								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備		新規	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)						根拠法令等
	79頁、7行 テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現										18頁、14行 4.(2)農林水産業・地域の活力創造			4頁、24行 ② 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進						
概要 (支援の仕組み等)	農林漁業者と多様な事業者が県域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の高付加価値化等に必要機械・施設の整備等を支援  ①6次産業化ネットワーク活動推進事業 県域を越えて農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する広域的な6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催や、プロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組等について支援  ②6次産業化ネットワーク活動整備事業 6次産業化・地産地消法及び農商工等連携課促進法により認定された農林業者等が、県域を越える広域的な6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援																			
支援対象者 (実施主体)	民間団体等																			
支援内容 (単価・水準等)	①について: 補助率は、定額、1/2、2/3 * 新商品開発や販路開拓等への支援については、六次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画及び農商工等連携課促進法による認定農商工等連携事業計画の取組の場合は、2/3 ②について: 補助率は、1/2																			
想定する具体的効果	本施策により、農林漁業者と多様な事業者が県域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の高付加価値化等に必要機械・施設の整備等を支援することにより、全国的に6次産業化の取組が促進され、地域経済全体の活性化、雇用の確保と所得の向上が期待できる。																			
支援手続 (申請～交付決定)	・支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載 ・申請者は、申請書を地方農政局等を通じて本省に提出 (一部事業については、農林水産省本省へ直接提出) ・農林水産省本省においては、第三者による選定審査委員会を開催して候補者を選定 ・選定された候補者は、地方農政局等から事業実施計画の承認を受けた後、補助金の交付決定を受けて事業に着手 (一部事業については、農林水産省本省が事業実施計画の承認、交付決定を実施)																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分											その他				
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT/ヘルソン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり/地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	
	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
省庁名	農林水産省																			
担当課室	産業連携課										電話(直通)		03-6738-6475							
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/i/shokusan/sanki/6ijika/yosan/pdf/26y_network_s.pdf">http://www.maff.go.jp/i/shokusan/sanki/6ijika/yosan/pdf/26y_network_s.pdf</a>																			

施策名	6次産業化ネットワーク活動交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,131  (2,172)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策															区分(新規・継続・変更)			
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				継続					
	○			-			-			-									
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)			骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等			地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律						
概要 (支援の仕組み等)	地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援するため、国が都道府県に対して交付金を交付。 ①6次産業化ネットワーク活動推進交付金 都道府県段階で6次産業化プランナー等を配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催やプロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組等について支援 ②6次産業化ネットワーク活動整備交付金 六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援																		
支援対象者 (実施主体)	交付先:都道府県 事業実施主体:地方公共団体、民間団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	①について:補助率は、定額、1/2、2/3 *新商品開発や販路開拓等への支援については、六次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画及び農商工等連携促進法による認定農商工等連携事業計画の取組の場合は、2/3以内 ②について:補助率は、1/2																		
想定する具体的効果	本施策により、地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援することにより、農山漁村における6次産業化の取組が促進され、地域経済全体の活性化、雇用の確保と所得の向上が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	①事業要望者は、事業計画を作成の上、都道府県に提出 ②都道府県が、各事業要望者の要望を取りまとめの上、自ら実施する計画を加えて都道府県全体の計画を策定し、国(地方農政局等)に提出 ③国は、予算額の範囲内で、その事業計画の内容等を踏まえて、都道府県ごとの配分額を決定 ④国は、都道府県に対して交付金を一括配分 ⑤都道府県の裁量により、事業実施者を選択																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	産業連携課										電話(直通)		03-6738-6475						
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26y_network.pdf">http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26y_network.pdf</a>																		

施策名	農林漁業成長産業化ファンドの本格展開											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	15,000 (財投資金)		
												公共	非公共						
												-	○	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					継続					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		株式会社農林漁業成長産業化支援機構						
概要 (支援の仕組み等)	81頁、26行 テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現		18頁、14行 4.(2)農林水産業・地域の活力創造			10頁、15行 ③ 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進													
	農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して出資等による支援を実施。																		
支援対象者 (実施主体)	支援対象者:農林漁業者と観光事業者等の2次・3次産業の事業者(パートナー企業)が連携して取り組む会社で、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の認定を受けた会社(6次産業化事業体) (実施主体:株式会社農林漁業成長産業化支援機構)																		
支援内容 (単価・水準等)	①出資 6次産業化事業体を支援するための出資 ②貸付 出資を受けた6次産業化事業体に対する、民間金融機関等からの借入円滑化を図るための資本性劣後ローンの貸付																		
想定する具体的効果	本施策により、生産から消費までのバリューチェーンの構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して出資等による支援を実施することにより、農山漁村における6次産業化の取組が促進され、地域経済全体の活性化、雇用の確保と所得の向上が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	①農林漁業者・事業者等の申請者は、サブファンド又はA-FIVEに対し相談・申請 ②申請された案件については、サブファンド及びA-FIVEにおいて審査を実施 ③A-FIVEによる出資同意決定 ④サブファンドによる出資決定																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	産業連携課											電話(直通)		03-6738-6473					
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26_fund.pdf">http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26_fund.pdf</a>																		

施策名	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	5,217  (4,576)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			変更		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-	
	-										-			-					
概要 (支援の仕組み等)	我が国の有する高い農林水産・食品分野の研究開発能力を活かし、これらの研究成果を産業競争力につなげる産学連携の研究を支援するため、分野横断的に民間企業等の研究勢力を呼び込んだ形で、国内の研究勢力の結集や人材交流の活性化を図るとともに、農林水産・食品分野の技術的課題の解決を図ることを目的として実施する。本事業では、研究開発段階ごとに基礎段階の研究開発を「①シーズ創出ステージ」、応用段階の研究開発を「②発展融合ステージ」、実用化段階の研究開発を「③実用技術開発ステージ」として、研究課題を提案公募方式により公募し、基礎段階から実用化段階までの研究開発を継ぎ目なく支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	①シーズ創出ステージは、単独の研究機関若しくは研究グループ ②発展融合ステージは、単独の研究機関若しくは研究グループ ③実用技術開発ステージのうち、現場ニーズ対応型・重要施策対応型は、下記のセクターのうち、2つ以上のセクターの研究機関等から構成される研究グループ セクターⅠ：都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人 セクターⅡ：大学及び大学共同利用期間 セクターⅢ：独立行政法人、特殊法人及び認可法人 セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者 また、研究グループに「普及・実用化支援組織」として、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の参画が必須。 ④実用技術開発ステージのうち、育種対応型は、単独の研究機関又は研究グループ また、開発品種の「実需者及び生産者」の参画が必須。																		
支援内容 (単価・水準等)	① シーズ創出ステージ(研究期間:原則3年以内) 研究費:Aタイプ 50,000千円以内/年 Bタイプ 10,000千円以内/年 ② 発展融合ステージ(研究期間:原則3年以内) 発展融合ステージでは、第1段階(フェーズⅠ)である1年目の研究の結果に基づき、第2段階(フェーズⅡ)の研究へ移行する多段階選抜方式を導入する。 (ア)産学機関結集型 研究費:Aタイプ フェーズⅠが5,000千円以内/年、フェーズⅡが50,000千円以内/年 Bタイプ フェーズⅠが5,000千円以内/年、フェーズⅡが10,000千円以内/年 (イ)研究人材交流型 研究費:Aタイプ フェーズⅠが5,000千円以内/年、フェーズⅡが50,000千円以内/年 Bタイプ フェーズⅠが5,000千円以内/年、フェーズⅡが10,000千円以内/年 ③実用技術開発ステージ(研究期間:原則3年以内) (ア)現場ニーズ対応型 研究費:Aタイプ 30,000千円以内/年 研究連携協定を締結する場合は、50,000千円以内/年 Bタイプ 10,000千円以内/年 (イ)重要施策対応型 研究費:1課題当たり20,000千円以内/年 (ウ)育種対応型 研究費:Aタイプ 20,000千円以内/年 Bタイプ 10,000千円以内/年																		
想定する具体的効果	本事業は、分野横断的に民間企業等の研究勢力を呼び込んだ形で、国内の研究勢力の結集や人材交流の活性化を図るとともに、革新的な技術の開発を基礎研究から実用化研究まで継ぎ目なく(シームレスに)支援し、ブレークスルーとなる技術を効果的・効率的に開発することにより、農林水産・食品分野の成長産業化及び地域の活性化に貢献する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	○研究課題の選定スケジュール 平成26年1月上旬～2月上旬 応募受付期間 ～3月中旬 1次(書面)審査(※1) ～4月下旬 2次(ヒアリング)審査(※2) 5月下旬 採択課題の決定・公表 6月下旬 委託の実施(研究開始) ※1 科学的観点及び行政的観点から、外部専門家等による書面審査を実施し、2次(ヒアリング)審査の対象課題を選考 ※2 様々な分野の外部専門家等からなる評価会において、ヒアリングを実施																		
変更のポイント	実用技術開発ステージにおいて研究区分を整理し、「研究成果実用型」を「現場ニーズ対応型」へ一本化し、加えて「育種対応型」を新設。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業・イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て・若者活躍促進	教育	ICT・情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
		○	○		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室										電話(直通)		03-6744-7044						
URL	<a href="http://www.saffrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubo_2013.htm">http://www.saffrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubo_2013.htm</a>																		

3- 農林漁業振興施策

施策名	革新的技術創造促進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,000 -		
											公共	非公共						
											-	○	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		新規	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-	
	-										-		-		-			
概要 (支援の仕組み等)	農林水産・食品分野の成長産業化を加速化させるため、全国に配置したコーディネーターが収集した生産現場や民間の技術開発ニーズや消費者ニーズ等を把握し、民間企業等による事業化に向けた研究開発及び医学、工学など異分野と融合した研究開発を支援する。																	
支援対象者 (実施主体)	(1)民間活力を活用した事業化の促進実施主体: ※民間企業、技術研究組合、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、協同組合等の法人化を有する研究機関  (2)異分野と連携した研究開発の実施主体: ※民間企業、技術研究組合、一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関																	
支援内容 (単価・水準等)	農林水産業・産業界の技術開発ニーズや消費者ニーズ等を把握し、農林水産業、食品産業の成長産業化を加速するために必要な研究開発を支援。  (1)民間活力を活用した事業化の促進 農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズに基づき、研究課題を設定し、民間企業等の事業化に向けた研究開発を支援。 (研究期間:原則3年以内、研究費:1分野あたり1億円/年以内)  (2)異分野と連携した研究開発 技術シーズ等の情報提供の場を設置し、農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズ等のうち、医療や工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な課題について、異分野の産学との共同研究を支援。 (研究期間:原則3年以内、研究費:1分野あたり3億円/年以内)																	
想定する具体的効果	農林水産・食品分野において、研究開発の初期段階から民間企業を含む産学が効果的に連携した事業化に繋がる研究開発や、医学・工学等の異分野の技術を農林水産・食品分野に活用した研究開発を支援することにより、革新的な技術を創出し、農林水産・食品産業の成長産業化の加速化が期待できる。																	
支援手続 (申請～交付決定)	研究課題の選定スケジュール 平成26年5月中旬～6月上旬 公募期間 ～6月下旬 面接審査 6月下旬 採択機関の公表 ※委託予定先の選定に係る審査は、外部専門家(大学、企業などの研究者等)等で組織する評議委員会の審査により選定。																	
変更のポイント	-																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-
省庁名	農林水産省																	
担当課室	農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室										電話(直通)		03-3502-5530					
URL	<a href="http://www.s.affrc.go.jp/docs/ibunya/index.htm">http://www.s.affrc.go.jp/docs/ibunya/index.htm</a> <a href="http://www.s.affrc.go.jp/docs/iigvoka/index.htm">http://www.s.affrc.go.jp/docs/iigvoka/index.htm</a>																	

施策名	地域材利活用倍増戦略プロジェクト										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,420														
	公共	非公共																												
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)														
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)						②地域間の交流・連携の推進					③地域の生活や産業の基盤整備					新規			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等					森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定)				
	83ページ、28行										18ページ、20行					-														
概要 (支援の仕組み等)	新たな地域材需要の開拓や公共建築物等の各分野での木材利用を拡大に取り組む民間団体に対し、国から委託又は補助金を支給する形で支援。また、これらの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を図る民間団体に対し、国から補助金を支給する形で支援するとともに、国有林が森林所有者や森林組合等と連携して実施。																													
支援対象者 (実施主体)	民間団体、国																													
支援内容 (単価・水準等)	<p>1CLT(直交集成板)等新たな製品・技術の開発</p> <p>①中高層建築物等に係る技術開発等の促進【補助率:定額、1/2】、【委託】</p> <p>②住宅等における製品・技術の開発・普及の一層の促進【補助率:1/2】、【委託】</p> <p>③木材を利用した建築物の建設に携わる担い手の育成【補助率:定額】</p> <p>2地域材利用促進</p> <p>①公共建築物等の木造化等の促進【補助率:定額】</p> <p>②土木等新規分野における木材利用の促進【補助率:定額】</p> <p>③木質バイオマスの利用拡大【補助率:定額】</p> <p>④森林づくり・木づかい国民運動の促進【補助率:定額】</p> <p>⑤海外での地域材利用や合法木材の普及の促進【補助率:定額】</p> <p>3地域材の安定的・効率的な供給体制の構築</p> <p>①安定取引構想作成等【補助率:定額】、【委託・請負】</p>																													
想定する具体的効果	国産材の供給・利用量の増加 (平成24年度実績2,041万㎡→平成27年度目標2,800万㎡)																													
支援手続 (申請～交付決定)	国から取り組む団体を公募し、選定手続を経て、団体へ内示。その後、交付申請を受けて、交付決定。																													
変更のポイント	-																													
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													その他												
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ		環境・エネルギー											
	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
省庁名	農林水産省																													
担当課室	林野庁 木材利用課、木材産業課、森林利用課、研究指導課、業務課										電話(直通)			03-6744-2296																
URL	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/pdf/26_58_voukyu.pdf">http://www.rinva.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/pdf/26_58_voukyu.pdf</a>																													



3- 農林漁業振興施策

施策名	森林・山村多面的機能発揮対策										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	3,000  (3,000)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			変更			
	○										—		—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		森林・林業基本法第2条		
79項41行										18項18行		—							
概要 (支援の仕組み等)	地域住民が森林所有者、林業者、NPO、民間団体等との合意形成により設置する民間協働組織(活動組織)による里山林等の森林の保全管理や広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援。																		
支援対象者 (実施主体)	活動組織(地域協議会経由)、都道府県、市町村、民間団体																		
支援内容 (単価・水準等)	地域住民が中心となった活動組織が実施する、地域の森林資源を適切に管理する活動など以下の取組を支援。 ○地域環境保全タイプ 集落周辺の里山林を維持するための保全・整備活動 ○森林資源利用タイプ 集落周辺の里山に賦存する広葉樹等未利用資源の利活用活動 ○森林空間利用タイプ 森林環境教育や森林レクリエーション活動の実践等 ○機材及び資材の整備																		
想定する具体的効果	山村地域の住民等が協力して、集落周辺の里山林をはじめとする森林の保全管理や森林資源の利活用を実施していく体制が整い、山村コミュニティの活動が活性化し、「日本再興戦略」に掲げられている「多面的機能を適切かつ十分に発揮しつつ、林業が成長産業となり活かな山村社会の実現」や「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)」の取組として求められている「山村コミュニティの強化を通じた地域防災・減災力の向上」が図られるとともに、集落周辺の森林が有する多面的機能が持続的に発揮される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○地域住民等で設立した活動組織が地域協議会へ交付金の採択申請 ○地域協議会は活動組織の申請内容を審査し、林野庁に交付金の交付申請 ○国は地域協議会の交付申請を審査し地域協議会に交付 ○地域協議会は申請した活動組織に交付																		
変更のポイント	山村地域が育んだ知恵や技術、活動状況等を踏まえ地域における森林施策技術の伝承や、地域住民等による日常的な管理活動を新たに支援対象とするなど、地域の実情に応じたよりきめ細やかな支援へ内容を充実し、対策を強化。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	—	○	○	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	農林水産省																		
担当課室	林野庁 森林整備部 森林利用課 山村振興・緑化推進室										電話(直通)		03-3502-0048						
URL	<a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html">http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html</a>																		

施策名	産地水産業強化支援事業				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	3,250  (3,250)										
	公共	非公共	○																	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策							区分(新規・継続・変更)											
	○	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備						継続										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	—														
	p83 26~27行	P18 第2章4(2)	p10 ③																	
概要 (支援の仕組み等)	漁村において、漁業者団体、市町村、関係者からなる協議会により「産地水産業強化計画」を策定し、所得の向上、地先資源の増大等に資する取組や漁村共通の課題を調査・検討し、成果を全国に普及する活動について支援。また、上記の計画で必要となる施設の整備について支援。																			
支援対象者 (実施主体)	産地協議会、市町村、民間団体																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>①産地水産業強化支援事業 「産地水産業強化計画」に基づいて計画的に行われる所得の向上、地先資源の増大等に向けた調査活動の実施、新たなマーケットの開発、実践的知識や技術の習得等の産地の水産業の強化に向けた推進活動に対して支援。(交付率)1/2以内</p> <p>②施設整備支援事業 「産地水産業強化計画」に基づいて計画的に行われる産地の水産業の強化に向けた取組に必要な共同利用施設等の整備であって、①の事業と一体的に実施されるものに対して支援。(交付率)1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内</p> <p>③産地協議会活動支援事業 漁村の6次産業化推進のため、①の事業で設置される産地協議会の活動が効率的に実施されるよう、専門的な助言・指導、共通課題の調査検討、人材の育成、成果の普及等により、その活動を支援するものに対して支援。(交付率)定額</p>																			
想定する具体的効果	<p>○漁業者団体が市町村や他産業と一体となって産地協議会を組織して取り組むことにより、水産分野からの視点のみではなく、他産業、行政と連携した地域活性化の推進が期待できる。</p> <p>○漁業者等の共同利用施設の整備について支援することにより、持続可能な漁船漁業・養殖業の実現に不可欠な基盤整備の推進を図ることによる地域の活力創造への寄与が期待できる。</p>																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <p>○産地協議会が国の公募に応募 ○交付対象団体として選定後、産地水産業強化計画の承認申請を提出 ○産地水産業強化計画の承認後、内示 ○ソフト事業については産地協議会から、ハード事業については地方公共団体から交付申請 ○交付申請のあった団体へ交付決定</p>																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
省庁名	水産庁																			
担当課室	防災漁村課							電話(直通)			03-6744-2391									
URL	<a href="http://www.ifa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/bousai/shienjigyou.html">http://www.ifa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/bousai/shienjigyou.html</a>																			



3- 農林漁業振興施策

施策名	「浜の活力再生プラン」策定推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	50			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										○					区分(新規・継続・変更)  新規			
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策																		
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)																		
	②地域間の交流・連携の推進																		
③地域の生活や産業の基盤整備																			
日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等 —					
p83 26～27行										P18 第2章4(2)		p10 ③							
概要 (支援の仕組み等)	漁村において、水産資源の悪化等により水産業の疲弊が進んでいる現状を打破し、水産業を核として地域の活力を再生するため、漁家所得の向上を図る総合的かつ具体的な取組を定めた計画である「浜の活力再生プラン」の作成に必要な費用に対する支援。																		
支援対象者 (実施主体)	地域水産業再生委員会																		
支援内容 (単価・水準等)	「浜の活力再生プラン」の作成に当たり、以下の取組を支援 ○自らの漁村地域の市場調査、専門家招聘及び事業実施主体による当該プランの検討・調整のための会合開催等 ○漁業関係者等への意見聴取及び地域外への周知等、一連の取組を効果的・効率的に進めるための取組																		
想定する具体的効果	○「浜の活力再生プラン」を策定した漁業地域において、当該プランに基づく取組を実施することにより、当該地域の漁家所得が10%以上向上																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○市町村と漁業協同組合又は漁業者団体を構成員とする地域水産業再生委員会を設立 ○事業実施計画の承認申請を提出 ○事業実施計画の承認後、内示 ○地域水産業再生委員会から交付申請 ○交付申請のあった団体へ交付決定																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
—	—	○	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	水産庁																		
担当課室	防災漁村課										電話(直通)		03-6744-2391						
URL	<a href="http://www.ifa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html">http://www.ifa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html</a>																		

施策名	地域資源活用ネットワーク構築事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	200 (641)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	○										-					変更			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		
	53ページ 3行目										17ページ 24行目			4ページ 19行目					
概要 (支援の仕組み等)	我が国の地域経済は、人口減少、少子高齢化に加え、長引いた円高デフレ経済の影響により、産業と雇用が空洞化し、著しく衰退している。このため、各地域に眠っている地域資源を掘り起こし、それらを融合・ネットワーク化した新たなビジネスモデルの構築により、交流人口の増大や、消費・投資の活性化に繋がる取組に対して補助を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	民間団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	地域資源を融合・ネットワーク化し新たなビジネスモデルの構築を行う協議体の事務局を担う民間団体等に対し、国(経済産業局)から定額若しくは2/3(支援内容により補助率が異なる)の補助を行う。																		
想定する具体的効果	上記の取組を通じて、交流人口の増大、女性・高齢者の活用、消費・投資の活性化などに繋がることが期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	経済産業省が公募を行い、外部委員による審査を経て、予算の範囲内で採択案件を決定し、各経済産業局が交付決定を行う。																		
変更のポイント	地域が有するより多様な強みや特長、潜在力の活用をより確実に達成するため、自然環境や歴史文化、産業遺産等といった未活用の地域資源を掘り起こし、地域活性化の新たなビジネスモデルを構築する事業も対象とする。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○		○				○	○							
省庁名	経済産業省																		
担当課室	地域経済産業グループ地域新産業戦略室										電話(直通)		03-3501-8794						
URL	<a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chiki_g_01.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chiki_g_01.pdf</a>																		

3- 商工業・中小企業・産業支援機関等振興施策

施策名	新産業集積創出基盤構築支援事業														850					
	予算		税制	法制度	予算額(百万円)															
	公共	非公共			上段:平成26年度当初	下段:前年度当初予算														
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														区分(新規・継続・変更)					
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策														新規					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)				②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備									
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等									
53ページ 15行目		-				-														
概要 (支援の仕組み等)	新興国の台頭や少子高齢化の進展等による市場環境の変化に伴い、我が国経済、特に地域経済を巡る内外環境は厳しさを増しており、地域における成長産業へ集中的に支援することで、中核企業を中心とした地域企業群の活性化を進めることが急務となっている。このため、今後有望となり得る産業分野や地域、中核企業等を再定義し、地域から新産業・新事業が生まれ出される新たな産業クラスターを構築することを目指す。																			
支援対象者 (実施主体)	民間団体等																			
支援内容 (単価・水準等)	地域の中核企業を中心とした産官学のネットワークの形成活動や、市場ニーズと技術シーズのマッチング等を支援する。具体的には、①クラスター経営人材支援事業(クラスターマネージャーによるネットワーク形成活動や企業OBの人材の活用等の実施)、②ネットワーク高度化支援事業(新製品開発に向けた産学によるシーズ・ニーズ発信会、戦略分野における新技術研究会・セミナー等の実施)を行う。																			
想定する具体的効果	上記取組を通じて、新たな産業クラスターを創出。																			
支援手続 (申請～交付決定)	経済産業省本省が公募を行い、外部委員による審査を経て、予算の範囲内で採択案件を決定し、交付決定を行う。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	経済産業省																			
担当課室	地域経済産業グループ立地環境整備課												電話(直通)		03-3501-0645					
URL	<a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chiki_g_01.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chiki_g_01.pdf</a>																			

3- 商工業・中小企業・産業支援機関等振興施策

施策名	地域創業促進支援委託事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	749 —			
												公共	非公共							
												—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○											—					新規			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			—		—
	P53											P18			—		根拠法令等			
概要 (支援の仕組み等)	年間5千社以上の創業を目指し、全国300箇所で「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定までを支援する。																			
支援対象者 (実施主体)	地域プラットフォームに属する認定支援機関等や産業競争力強化法に基づき認定を受けた創業支援事業など。																			
支援内容 (単価・水準等)	創業希望者を対象に統一的なカリキュラム・テキストを使用して、創業に必要な基本的知識の習得からビジネスプランの策定までを、スクール形式で支援(有料:最大1万円)。																			
想定する具体的効果	創業スクールを受講した創業希望者の創業率4割を達成することを目的に実施。																			
支援手続 (申請～交付決定)	3月上旬 管理事務局の公募開始 4月上旬 管理事務局との委託契約 5月上旬 実施機関の公募開始 6月中旬 実施機関の採択決定 7月以降 事業開始  ※全国300箇所で開催する創業スクールの開催前に実施する受講者の募集に応募。																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	—	○	—	—	—	○	—	—	—	○	—		—	—	—
省庁名	経済産業省(中小企業庁)																			
担当課室	経営支援部 小規模企業政策室											電話(直通)		03-3501-2036						
URL	<a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chuki_01.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chuki_01.pdf</a>																			

3- 商工業・中小企業・産業支援機関等振興施策

施策名	小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業					予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,460								
	公共	非公共	-	○	-														
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										区分(新規・継続・変更)								
	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策																		
	○	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			新規								
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律									
	P53	P18			P5														
概要 (支援の仕組み等)	(1)JAPANブランド育成支援事業 <戦略策定段階への支援> 自らの強み・弱みを分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を固めるため、専門家の招聘、マーケティング調査、セミナー開催などを行う取組に対して1年間に限り支援を実施。 <ブランド確立段階への支援> 具体的な海外販路開拓に向けて、市場調査、デザイン開発・新商品開発、展示会展等を行う取組に対し、最大3年間に渡って支援を実施。 <専門家派遣による支援> JAPANブランド事業を側面的に支援するため、専門家やプロデューサーを派遣してアドバイスを実施。 (2)地域産業資源活用支援事業 <地域産業資源活用型> 中小企業・小規模事業者が行う法律認定を受けた地域資源活用の事業計画により行われる新商品・新サービスの開発、販路開拓(展示会展など)等の取組を支援を行う。特に、小規模事業者等が4社以上で行う取組については重点的に支援を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	中小企業・小規模事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	(1)JAPANブランド育成支援事業 プロジェクトの策定から、具体的な新商品開発・展示会展等の取組まで、段階的な支援を行う。 <戦略策定段階への支援>補助上限額:200万円、定額補助 <ブランド確立段階への支援>補助上限額:2,000万円、補助率2/3 <専門家派遣による支援>定額補助 (2)地域産業資源活用支援事業 <地域産業資源活用型> 補助上限:3,000万円/件、補助率2/3(4社以上で行う場合は、補助上限:4,000万円/件、補助率2/3)																		
想定する具体的効果	(1)JAPANブランド育成支援事業 複数の中小企業等が連携して、優れた素材や技術等を活かし、その魅力をさらに高め、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組みに要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図り、地域中小企業の振興に寄与する。 (2)地域産業資源活用支援事業 中小企業地域資源活用促進法の認定を受けた事業計画により中小企業・小規模事業者が行う新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取組への支援を通じて、全国の中小企業・小規模事業者に対して新たなビジネスモデルとして提示・普及させる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	(1)JAPANブランド育成支援事業 1. 経済産業局に対して、公募期間中に補助金の申請書を提出 2. 中小企業庁において申請内容を審査し、採択先を決定 3. 経済産業局から補助金の交付決定後、事業を実施し、終了後、経済産業局へ事業成果を報告 4. 経済産業局から補助金を受給 (2)地域産業資源活用支援事業 1. 各法律に基づき、事業計画の認定を受ける 2. 経済産業局に対して、公募期間中に補助金の申請書を提出 3. 経済産業局において申請内容を審査し、採択先を決定 4. 経済産業局から補助金の交付決定後、事業を実施し、終了後、経済産業局へ事業成果を報告 5. 経済産業局から補助金を受給																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	経済産業省(中小企業庁)																		
担当課室	経営支援部 新事業促進課							電話(直通)		03-3501-1767									
URL	<a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chuki_01.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chuki_01.pdf</a>																		

3- 商工業・中小企業・産業支援機関等振興施策

施策名	6次産業化ネットワーク活動支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	224 (-)						
											公共	非公共										
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)						
	○										-						新規					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等	地域資源を活用した農林漁業者 等による新事業の創出等及び地 域の農林水産物の利用促進に関 する法律
	79頁、7行 テーマ4:世界を惹きつける地域資源 で稼ぐ地域社会の実現										18頁、14行 4.(2)農林水産業・地域の活力創 造					4頁、24行 ② 新たな販路、チャネルの開拓を通じ た6次産業化等の推進						
概要 (支援の仕組み 等)	農林漁業者と多様な事業者が県域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の高付加価値化等に必要機械・施設の整備等を支援  ①6次産業化ネットワーク活動推進事業 県域を越えて農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する広域的な6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催や、プロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組等について支援  ②6次産業化ネットワーク活動整備事業 6次産業化・地産地消法及び農商工等連携課促進法により認定された農林業者等が、県域を越える広域的な6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援																					
支援対象者 (実施主体)	民間団体等																					
支援内容 (単価・水準等)	①について: 補助率は、定額、1/2、2/3 * 新商品開発や販路開拓等への支援については、六次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画及び農商工等連携事業計画の取組の場合は、2/3 ②について: 補助率は、1/2																					
想定する具体的 効果	本施策により、農林漁業者と多様な事業者が県域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の高付加価値化等に必要機械・施設の整備等を支援することにより、全国的に6次産業化の取組が促進され、地域経済全体の活性化、雇用の確保と所得の向上が期待できる。																					
支援手続 (申請～交付決 定)	・支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載 ・申請者は、申請書を地方農政局等を通じて本省に提出 (一部事業については、農林水産省本省へ直接提出) ・農林水産省本省においては、第三者による選定審査委員会を開催して候補者を選定 ・選定された候補者は、地方農政局等から事業実施計画の承認を受けた後、補助金の交付決定を受けて事業に着手 (一部事業については、農林水産省本省が事業実施計画の承認、交付決定を実施)																					
変更のポイント	-																					
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分												その他					
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT/ヘルソン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり/地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー			
	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
省庁名	農林水産省																					
担当課室	産業連携課										電話(直通)		03-6738-6475									
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/i/shokusan/sanki/6ijika/yosan/pdf/26v_network_s.pdf">http://www.maff.go.jp/i/shokusan/sanki/6ijika/yosan/pdf/26v_network_s.pdf</a>																					



施策名	6次産業化ネットワーク活動交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,131 (2,172)			
	公共	非公共																	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)		
	○			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)				②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)			骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等				地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律				
	79頁、7行 テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現			18頁、14行 4.(2)農林水産業・地域の活力創造				4頁、24行 ② 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進											
概要 (支援の仕組み等)	地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援するため、国が都道府県に対して交付金を交付。 ①6次産業化ネットワーク活動推進交付金 都道府県段階で6次産業化プランナー等を配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催やプロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組等について支援 ②6次産業化ネットワーク活動整備交付金 六次産業化・地産地消法及び農工商等連携促進法により認定された農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援																		
支援対象者 (実施主体)	交付先:都道府県 事業実施主体:地方公共団体、民間団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	①について:補助率は、定額、1/2、2/3 *新商品開発や販路開拓等への支援については、六次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画及び農工商等連携促進法による認定農工商等連携事業計画の取組の場合は、2/3以内 ②について:補助率は、1/2																		
想定する具体的効果	本施策により、地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援することにより、農山漁村における6次産業化の取組が促進され、地域経済全体の活性化、雇用の確保と所得の向上が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	①事業要望者は、事業計画を作成の上、都道府県に提出 ②都道府県が、各事業要望者の要望を取りまとめの上、自ら実施する計画を加えて都道府県全体の計画を策定し、国(地方農政局等)に提出 ③国は、予算額の範囲内で、その事業計画の内容等を踏まえて、都道府県ごとの配分額を決定 ④国は、都道府県に対して交付金を一括配分 ⑤都道府県の裁量により、事業実施者を選択																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	産業連携課														電話(直通)		03-6738-6475		
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26y_network.pdf">http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26y_network.pdf</a>																		

3- 商工業・中小企業・産業支援機関等振興施策

施策名	農林漁業成長産業化ファンドの本格展開											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	15,000 (財投資金)		
												公共	非公共						
												-	○	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備												継続		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		株式会社農林漁業成長産業化支援機構									
概要 (支援の仕組み等)	81頁、26行 テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現		18頁、14行 4.(2)農林水産業・地域の活力創造		10頁、15行 ③ 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進														
	農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して出資等による支援を実施。																		
支援対象者 (実施主体)	支援対象者:農林漁業者と観光事業者等の2次・3次産業の事業者(パートナー企業)が連携して取り組む会社で、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の認定を受けた会社(6次産業化事業体) (実施主体:株式会社農林漁業成長産業化支援機構)																		
支援内容 (単価・水準等)	①出資 6次産業化事業体を支援するための出資 ②貸付 出資を受けた6次産業化事業体に対する、民間金融機関等からの借入円滑化を図るための資本性劣後ローンの貸付																		
想定する具体的効果	本施策により、生産から消費までのバリューチェーンの構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して出資等による支援を実施することにより、農山漁村における6次産業化の取組が促進され、地域経済全体の活性化、雇用の確保と所得の向上が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	①農林漁業者・事業者等の申請者は、サブファンド又はA-FIVEに対し相談・申請 ②申請された案件については、サブファンド及びA-FIVEにおいて審査を実施 ③A-FIVEによる出資同意決定 ④サブファンドによる出資決定																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	産業連携課											電話(直通)		03-6738-6473					
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26_fund.pdf">http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26_fund.pdf</a>																		



施策名	革新的技術創造促進事業				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	1,000 -										
	公共	非公共	-	○	-	-														
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)											
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		新規											
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-											
	-		-		-		-		-											
概要 (支援の仕組み等)	農林水産・食品分野の成長産業化を加速化させるため、全国に配置したコーディネーターが収集した生産現場や民間の技術開発ニーズや消費者ニーズ等を把握し、民間企業等による事業化に向けた研究開発及び医学、工学など異分野と融合した研究開発を支援する。																			
支援対象者 (実施主体)	(1)民間活力を活用した事業化の促進実施主体: ※民間企業、技術研究組合、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、協同組合等の法人化を有する研究機関  (2)異分野と連携した研究開発の実施主体: ※民間企業、技術研究組合、一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関																			
支援内容 (単価・水準等)	農林水産業・産業界の技術開発ニーズや消費者ニーズ等を把握し、農林水産業、食品産業の成長産業化を加速するために必要な研究開発を支援。  (1)民間活力を活用した事業化の促進 農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズに基づき、研究課題を設定し、民間企業等の事業化に向けた研究開発を支援。 (研究期間:原則3年以内、研究費:1分野あたり1億円/年以内)  (2)異分野と連携した研究開発 技術シーズ等の情報提供の場を設置し、農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズ等のうち、医療や工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な課題について、異分野の産学との共同研究を支援。 (研究期間:原則3年以内、研究費:1分野あたり3億円/年以内)																			
想定する具体的効果	農林水産・食品分野において、研究開発の初期段階から民間企業を含む産学が効果的に連携した事業化に繋がる研究開発や、医学・工学等の異分野の技術を農林水産・食品分野に活用した研究開発を支援することにより、革新的な技術を創出し、農林水産・食品産業の成長産業化の加速化が期待できる。																			
支援手続 (申請～交付決定)	研究課題の選定スケジュール 平成26年5月中旬～6月上旬 公募期間 ～6月下旬 面接審査 6月下旬 採択機関の公表 ※委託予定先の選定に係る審査は、外部専門家(大学、企業などの研究者等)等で組織する評議委員会の審査により選定。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	
省庁名	農林水産省																			
担当課室	農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室						電話(直通)		03-3502-5530											
URL	<a href="http://www.s.affrc.go.jp/docs/ibunya/index.htm">http://www.s.affrc.go.jp/docs/ibunya/index.htm</a> <a href="http://www.s.affrc.go.jp/docs/jigyoka/index.htm">http://www.s.affrc.go.jp/docs/jigyoka/index.htm</a>																			

3- 大学等支援・研究振興施策

施策名	イノベーションシステム整備事業 (地域イノベーション戦略支援プログラム)											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	17,122の内数  (16,221の内数)		
												公共	非公共						
												-	○	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	○											①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		継続
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-	
	P39 13~18行											-		-		-		-	
概要 (支援の仕組み等)	<p>文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省は、地域イノベーション創出に向けた地域主導の主体的かつ優れた構想を持つ地域を「地域イノベーション戦略推進地域」として共同で選定。</p> <p>選定された地域のうち、特にすぐれた戦略を有する地域に対して、関係府省の施策を総動員するシステムを構築し、文部科学省では、知的財産の形成、人材育成等に対する重点的な支援を実施し、地域の特性を活かした強みのある技術シーズの創出を推進するため、補助金を交付。補助金を交付する期間は、補助金の交付が開始される年度から、原則として5年間。</p> <p>(支援メニュー)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域イノベーション戦略の中核を担う研究者の集積</li> <li>○地域イノベーション戦略実現のための人材育成プログラムの開発及び実施</li> <li>○大学等の知のネットワーク構築</li> <li>○地域の研究機関等での研究設備・機器共有化</li> </ul>																		
支援対象者 (実施主体)	大学等研究機関、公益財団法人等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>本事業の実施に必要な経費の一部について、文部科学省から補助金として交付する。</p> <p>国負担額を1年あたり、1~2億円程度とする。人件費を中心に支援することとし、設備備品費等の活動経費は、招へい研究者等の人件費と、初年度は同額、次年度以降は5割の額を上限として計上することができる。</p> <p>なお、地域の自立性を高めるため、マッチングファンド方式とし、地域は、補助金の交付額に応じて、地域における関係機関等が地域イノベーション戦略の実現に向けた取組を独自に実施するための資金(地域資金)を支出することとし、地域資金は、文部科学省から各地域に対する補助金と同額以上とする。</p>																		
想定する具体的な効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学における基礎研究から企業における事業化までを切れ目なく支援し、総合的かつ効果的に地域イノベーション戦略の実現を図る。</li> <li>○産学官金が連携して地域の特性を活かした持続的・発展的なイノベーションを創出する仕組みを構築する。</li> <li>○活力ある地域づくり、ひいては我が国の科学技術の高度化・多様化や、我が国の産業競争力の強化につながる。</li> </ul>																		
支援手続 (申請~交付決定)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域イノベーション戦略推進地域・地域イノベーション戦略支援プログラムの公募</li> <li>○選定委員会・審査委員会</li> <li>○戦略推進地域選定・戦略支援プログラム採択結果の公表</li> <li>○大学等より交付申請</li> <li>○地域イノベーション戦略支援プログラムの交付決定</li> </ul>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	文部科学省																		
担当課室	産業連携・地域支援課											電話(直通)		03-6734-4194					
URL	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/program/">http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/program/</a>																		

3- 大学等支援・研究振興施策

施策名	地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	3,426 (2,273)								
	公共	非公共	—	○	—	—												
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策							区分(新規・継続・変更)									
	○	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備	—			継続										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		—											
	P.35 14行 P.36 11行	—	—		—			—										
概要 (支援の仕組み等)	<p>大学等が自治体を中心に地域社会と連携し、地域の課題解決にあたる全学的な取組のうち、特に優れたものを支援することで、課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる、地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図る。</p>																	
支援対象者 (実施主体)	大学等																	
支援内容 (単価・水準等)	<p>大学内の全部局が有機的に連携し、以下の取組例を複数実施することのみならず、将来的には、教育カリキュラム・教育組織の改革につなげていくことができる取組のうち、特に優れたものを支援することで、各大学の強みを活かした機能別分化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活性化・地域支援の取組</li> <li>○地域人材の育成・雇用機会の創出</li> <li>○産学官連携・地場産業の振興</li> </ul>																	
想定する具体的効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域再生・活性化の核となる大学等を全国に整備</li> <li>○大学のガバナンス改革を進めるとともに各大学の強みを活かした機能別分化を推進</li> </ul>																	
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手続きは、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省による公募</li> <li>・大学等による申請</li> <li>・文部科学省による書面審査</li> <li>・文部科学省による面接審査</li> <li>・採択大学決定</li> <li>・文部科学省による交付決定</li> </ul>																	
変更のポイント	—																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT・ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
省庁名	文部科学省																	
担当課室	高等教育局大学振興課大学改革推進室					電話(直通)					03-6734-3335							
URL	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/coc/index.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/coc/index.htm</a>																	

3- 大学等支援・研究振興施策

施策名	革新的技術創造促進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,000 -		
											公共	非公共						
											-	○	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)		
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		新規
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-
	-										-		-			-		
概要 (支援の仕組み等)	農林水産・食品分野の成長産業化を加速化させるため、全国に配置したコーディネーターが収集した生産現場や民間の技術開発ニーズや消費者ニーズ等を把握し、民間企業等による事業化に向けた研究開発及び医学、工学など異分野と融合した研究開発を支援する。																	
支援対象者 (実施主体)	(1)民間活力を活用した事業化の促進実施主体: ※民間企業、技術研究組合、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、協同組合等の法人化を有する研究機関  (2)異分野と連携した研究開発の実施主体: ※民間企業、技術研究組合、一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関																	
支援内容 (単価・水準等)	農林水産業・産業界の技術開発ニーズや消費者ニーズ等を把握し、農林水産業、食品産業の成長産業化を加速するために必要な研究開発を支援。  (1)民間活力を活用した事業化の促進 農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズに基づき、研究課題を設定し、民間企業等の事業化に向けた研究開発を支援。 (研究期間:原則3年以内、研究費:1分野あたり1億円/年以内) (2)異分野と連携した研究開発 技術シーズ等の情報提供の場を設置し、農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズ等のうち、医療や工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な課題について、異分野の産学との共同研究を支援。 (研究期間:原則3年以内、研究費:1分野あたり3億円/年以内)																	
想定する具体的効果	農林水産・食品分野において、研究開発の初期段階から民間企業を含む産学が効果的に連携した事業化に繋がる研究開発や、医学・工学等の異分野の技術を農林水産・食品分野に活用した研究開発を支援することにより、革新的な技術を創出し、農林水産・食品産業の成長産業化の加速化が期待できる。																	
支援手続 (申請～交付決定)	研究課題の選定スケジュール 平成26年5月中旬～6月上旬 公募期間 ～6月下旬 面接審査 6月下旬 採択機関の公表 ※委託予定先の選定に係る審査は、外部専門家(大学、企業などの研究者等)等で組織する評議委員会の審査により選定。																	
変更のポイント	-																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-
省庁名	農林水産省																	
担当課室	農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室										電話(直通)		03-3502-5530					
URL	<a href="http://www.s.affrc.go.jp/docs/ibunya/index.htm">http://www.s.affrc.go.jp/docs/ibunya/index.htm</a> <a href="http://www.s.affrc.go.jp/docs/iigvoka/index.htm">http://www.s.affrc.go.jp/docs/iigvoka/index.htm</a>																	

3- 大学等支援・研究振興施策

施策名	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	5,217 (4,576)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			変更			
	-										-		-						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		-						
概要 (支援の仕組み等)	我が国の有する高い農林水産・食品分野の研究開発能力を活かし、これらの研究成果を産業競争力につなげる産学連携の研究を支援するため、分野横断的に民間企業等の研究勢力を呼び込んだ形で、国内の研究勢力の結集や人材交流の活性化を図るとともに、農林水産・食品分野の技術的課題の解決を図ることを目的として実施する。本事業では、研究開発段階ごとに基礎段階の研究開発を「①シーズ創出ステージ」、応用段階の研究開発を「②発展融合ステージ」、実用化段階の研究開発を「③実用技術開発ステージ」として、研究課題を提案公募方式により公募し、基礎段階から実用化段階までの研究開発を継ぎ目なく支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	①シーズ創出ステージは、単独の研究機関若しくは研究グループ ②発展融合ステージは、単独の研究機関若しくは研究グループ ③実用技術開発ステージのうち、現場ニーズ対応型・重要施策対応型は、下記のセクターのうち、2つ以上のセクターの研究機関等から構成される研究グループ セクターⅠ：都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人 セクターⅡ：大学及び大学共同利用期間 セクターⅢ：独立行政法人、特殊法人及び認可法人 セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者 また、研究グループに「普及・実用化支援組織」として、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の参画が必須。 ④実用技術開発ステージのうち、育種対応型は、単独の研究機関又は研究グループ また、開発品種の「実需者及び生産者」の参画が必須。																		
支援内容 (単価・水準等)	① シーズ創出ステージ(研究期間:原則3年以内) 研究費:Aタイプ 50,000千円以内/年 Bタイプ 10,000千円以内/年 ② 発展融合ステージ(研究期間:原則3年以内) 発展融合ステージでは、第1段階(フェーズⅠ)である1年目の研究の結果に基づき、第2段階(フェーズⅡ)の研究へ移行する多段階選抜方式を導入する。 (ア)産学機関結集型 研究費:Aタイプ フェーズⅠが5,000千円以内/年、フェーズⅡが50,000千円以内/年 Bタイプ フェーズⅠが5,000千円以内/年、フェーズⅡが10,000千円以内/年 (イ)研究人材交流型 研究費:Aタイプ フェーズⅠが5,000千円以内/年、フェーズⅡが50,000千円以内/年 Bタイプ フェーズⅠが5,000千円以内/年、フェーズⅡが10,000千円以内/年 ③実用技術開発ステージ(研究期間:原則3年以内) (ア)現場ニーズ対応型 研究費:Aタイプ 30,000千円以内/年 研究連携協定を締結する場合は、50,000千円以内/年 Bタイプ 10,000千円以内/年 (イ)重要施策対応型 研究費:1課題当たり20,000千円以内/年 (ウ)育種対応型 研究費:Aタイプ 20,000千円以内/年 Bタイプ 10,000千円以内/年																		
想定する具体的効果	本事業は、分野横断的に民間企業等の研究勢力を呼び込んだ形で、国内の研究勢力の結集や人材交流の活性化を図るとともに、革新的な技術の開発を基礎研究から実用化研究まで継ぎ目なく(シームレスに)支援し、ブレークスルーとなる技術を効果的・効率的に開発することにより、農林水産・食品分野の成長産業化及び地域の活性化に貢献する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	○研究課題の選定スケジュール 平成26年1月上旬～2月上旬 応募受付期間 ～3月中旬 1次(書面)審査(※1) ～4月下旬 2次(ヒアリング)審査(※2) 5月下旬 採択課題の決定・公表 6月下旬 委託の実施(研究開始) ※1 科学的観点及び行政的観点から、外部専門家等による書面審査を実施し、2次(ヒアリング)審査の対象課題を選考 ※2 様々な分野の外部専門家等からなる評価会において、ヒアリングを実施																		
変更のポイント	実用技術開発ステージにおいて研究区分を整理し、「研究成果実用型」を「現場ニーズ対応型」へ一本化し、加えて「育種対応型」を新設。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業・イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て・若者活躍促進	教育	ICT・情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室												電話(直通)	03-6744-7044					
URL	<a href="http://www.saffrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubo_2013.htm">http://www.saffrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubo_2013.htm</a>																		



3- 大学等支援・研究振興施策

施策名	戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,051 の内数 1,850 の内数			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										-					継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	第四期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)			
	P41 17行目										-		-						
概要 (支援の仕組み等)	ICTにおけるイノベーションの創出、研究者や研究機関における研究開発力の向上などを目的として、独創性や新規性に富む課題の研究開発を委託する事業。本事業のうち「地域ICT振興型研究開発」プログラムにおいて、ICTの利活用により地域社会の活性化を図るために、地域の大学、地方自治体、企業等の研究者が提案する研究開発課題へ資金を配分。																		
支援対象者 (実施主体)	大学、民間企業等																		
支援内容 (単価・水準等)	フェーズⅠ:1課題あたり上限300万円※(1か年度) フェーズⅡ:単年度1課題あたり上限1,000万円※(最長2か年度) ※間接経費は別途配分。 各機関と委託契約を毎年度締結(単年度契約)																		
想定する具体的効果	研究開発を通じたICTの利活用による地域貢献や地域社会の活性化。																		
支援手続 (申請～交付決定)	情報通信分野において、独創性・新規性に富む研究開発課題を、大学・独立行政法人・企業・地方公共団体の研究機関などから春頃に広く公募し、外部有識者による選考評価の上、採択課題を夏頃に決定し、研究開発を委託。																		
変更のポイント																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
省庁名	総務省																		
担当課室	情報通信国際戦略局技術政策課										電話(直通)		03-5253-5725						
URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ijoho_tsusin/scope/">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ijoho_tsusin/scope/</a>																		

3-1 観光振興施策

施策名	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	6,106 (5,686)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										-					継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		観光立国推進基本法 第17条		
	P84~86										-		-						
概要 (支援の仕組み等)	観光立国実現に向けたアクション・プログラム及び日本再興戦略に掲げられた訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指したビジット・ジャパン事業の新たなスタートとして、「クールジャパン」、「インベストジャパン」等と一体となった日本ブランドの発信に強力に取り組む。																		
支援対象者 (実施主体)	直轄事業																		
支援内容 (単価・水準等)	-																		
想定する具体的効果	訪日外国人旅行者数の増加に伴う、経済波及効果が期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	直轄事業																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	国土交通省																		
担当課室	観光庁 参事官(日本ブランド発信・外客誘致担当)										電話(直通)		03-5253-8922						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/vic.html">http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/vic.html</a>																		

3-1 観光振興施策

施策名	観光地域ブランド確立支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	274 (343)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										-					継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等	-	
	P85										-		-						
概要 (支援の仕組み等)	国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域の取組段階に応じ、地域独自の「ブランド」の確立を通じた観光地域の形成に向けた取組を支援。																		
支援対象者 (実施主体)	観光地域づくりプラットフォーム (観光圏整備法及び平成24年12月27日に改正された基本方針に基づき作成され、かつ同法第8条第3項により新たに認定を受けた観光圏整備実施計画に記載されている法人)																		
支援内容 (単価・水準等)	(1)観光地域ブランド確立基盤づくり支援 補助対象事業:ブランド戦略の策定に係る事業 補助額:上限500万円 (2)観光地域ブランド確立支援 補助対象事業:ブランド戦略に基づく事業 補助率:事業費の4割																		
想定する具体的効果	地域独自の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出																		
支援手続 (申請～交付決定)	・観光地域づくりプラットフォームが申請書を観光庁へ提出 ・第三者委員会の審査を踏まえ、観光庁が事業を採択し、交付決定																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	国土交通省観光庁																		
担当課室	観光地域振興課										電話(直通)		03-5253-8327						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/brand.html">http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/brand.html</a>																		



3- 観光振興施策

施策名	観光地ビジネス創出の総合支援											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	72			
												公共	非公共							
												-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○											—					新規			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		観光立国実現に向けたアクション・ プログラム(観光立国推進関係会 議(平成25年6月11日))
	P85											P17			—					
概要 (支援の仕組み 等)	地域経済の活性化を図るためには、地域自らが自立的・継続的に着地型旅行商品を開発・販売できる仕組みが必要である。そのため、観光地域づくりの取組を進める主体が自ら着地型旅行商品の販路を開拓し、収益をさらなる着地型旅行開発に充てることが可能となるビジネスモデル構築のための取組を促進する。																			
支援対象者 (実施主体)	直轄事業																			
支援内容 (単価・水準等)	-																			
想定する具体的 効果	本施策の実施により、売れる商品の開発と観光地づくりに取り組む地域の担い手の育成が行われ、継続的かつ自立的経営による観光地づくりへ誘導することができることから、地域の観光交流人口の拡大や国内観光旅行の促進が期待できる。																			
支援手続 (申請～交付決 定)	-																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
省庁名	国土交通省観光庁																			
担当課室	観光資源課											電話(直通)		03-5253-8924						
URL	<a href="https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics05_000093.html">https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics05_000093.html</a>																			

3- 観光振興施策

施策名	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	311 (271)				
											公共	非公共								
											—	○	—	—						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)					
	○										—					継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等	—
	P75 「次世代自動車の普及・性能向上支援」 戦略市場創造プラン(ロードマップ) 中短期工程表「グリーン・経済的なエネルギー供給の実現型」										—				—					
概要 (支援の仕組み等)	ゼロエミッション自動車として環境性能が特に優れた電気自動車の普及を効果的に加速し、低炭素まちづくり、地域交通のグリーン化、地域防災への活用等を推進する観点から、地域や自動車運送事業者による電気自動車(バス、タクシー及びトラック)の集中的導入等について、他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組を重点的に支援する。																			
支援対象者 (実施主体)	自動車運送事業者等																			
支援内容 (単価・水準等)	<電気自動車(プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む)の導入補助> バス・タクシー・トラック:車両本体価格の1/2・1/3 <充電施設の導入補助> バス・タクシー・トラック:導入費用の1/2・1/3																			
想定する具体的効果	自動車運送事業者に対して電気自動車の導入支援を行うことにより、窒素酸化物及び粒子状物質並びに二酸化炭素の排出削減を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図ること及び地域交通のグリーン化等を促進することが期待される。																			
支援手続 (申請～交付決定)	事業計画書の公募を受け付け、外部有識者からなる選定委員会において事業計画の認定を行う。事業計画の認定を受けた者は、補助金交付申請を行い、これに基づき交付決定を行う。																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT/ヘルソーン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	
省庁名	国土交通省																			
担当課室	自動車局環境政策課										電話(直通)		03-5253-8604							
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_fr1_000020.html">http://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_fr1_000020.html</a>																			

3- 観光振興施策

施策名	超小型モビリティの導入促進										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	201 (201)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	○										—								
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		—						
P68「安心して歩いて暮らせるまちづくり」③ 戦略市場創造プラン(ロードマップ) 中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸⑤」										—									
概要 (支援の仕組み等)	超小型モビリティの普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	○超小型モビリティの導入 補助率:車両本体価格の1/2(民間事業者等にあつては1/3) ○事業計画の立案 補助率:事業計画立案費用の1/2(民間事業者等にあつては1/3) ○導入効果検証の実施 補助率:導入効果検証費用の1/2(民間事業者等にあつては1/3)																		
想定する具体的効果	子育て世代や高齢者の移動支援に寄与するような生活交通における新たな交通手段の提供、観光地や地域活動の活性化を通じた観光・地域振興、省エネ・低炭素化への寄与及び新規市場・需要の創出等の効果が期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	事業計画書の公募を受け付け、外部有識者からなる選定委員会において事業計画の認定を行う。事業計画の認定を受けた者は、補助金交付申請を行い、これに基づき交付決定を行う。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	—	○	—	—	—	○	—
省庁名	国土交通省																		
担当課室	自動車局環境政策課										電話(直通)		03-5253-8604						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_fr1_000043.html">http://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_fr1_000043.html</a>																		

3- . 観光振興施策

施策名	歩行者移動支援の普及促進 (ユニバーサル社会に対応した高齢者、障がい者等の歩行者移動支援の推進)										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	39 (64)			
											公共	非公共							
											○								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			変更		
	—										○					変更			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	・世界最先端IT国家創造宣言 ・科学技術イノベーション総合戦略 ・移動等円滑化の促進に関する基本方針		
	—										第2章 1. (2)							—	
概要 (支援の仕組み等)	ユニバーサル社会に向け、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが重要であり、ICT(情報通信技術)による歩行者移動支援の推進が必要であることから、自治体等が容易に導入の検討を行うための、ガイドライン等を用いた普及に取り組む。																		
支援対象者 (実施主体)	自治体、NPO、民間事業者																		
支援内容 (単価・水準等)	○ガイドラインの公表 ○歩行者移動支援サービスの導入を検討中の自治体等に対する出前講座や技術的アドバイス ○サービス構築に必要な場所情報コードの申請受付やアプリケーションプログラムの提供(経路検索プログラム(β版)を紹介(ネットワークデータは別途必要。))																		
想定する具体的効果	ICTを活用した歩行者移動支援は、スマホなど情報機器を通じ、高齢者や障がい者(車いす利用者等)や外国人など移動制約を持つ様々な方々へ必要な制約情報を提供し、これを考慮した経路案内を行うことで、安心・安全かつ円滑な移動を可能とするサービス。移動支援情報やバリアフリー情報の提供と併せ、観光情報及び地域情報等やそれら情報の多言語化での提供により、高付加価値の情報発信による魅力ある地域づくりへの寄与が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	・支援を希望される場合は、下記連絡先へ問合せ願います。 ・申請等の特別な手続きは不要。																		
変更のポイント	支援対象の拡大																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	—	○	—	—	—	○	○	○	—	○	○	—	○	—	—	—
省庁名	国土交通省																		
担当課室	総合政策局総務課政策企画官 政策統括官(国土)付										電話(直通)		03-5253-8794						
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000002.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000002.html</a>																		

施策名	地域資源活用ネットワーク構築事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	200 (641)																							
	公共		非公共																																				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)																								
	○		-		-		-		-				変更																										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)						根拠法令等																												
	53ページ 3行目		17ページ 24行目		4ページ 19行目																																		
概要 (支援の仕組み等)	我が国の地域経済は、人口減少、少子高齢化に加え、長引いた円高デフレ経済の影響により、産業と雇用が空洞化し、著しく衰退している。このため、各地域に眠っている地域資源を掘り起こし、それらを融合・ネットワーク化した新たなビジネスモデルの構築により、交流人口の増大や、消費・投資の活性化に繋がる取組に対して補助を行う。																																						
支援対象者 (実施主体)	民間団体等																																						
支援内容 (単価・水準等)	地域資源を融合・ネットワーク化し新たなビジネスモデルの構築を行う協議体の事務局を担う民間団体等に対し、国(経済産業局)から定額若しくは2/3(支援内容により補助率が異なる)の補助を行う。																																						
想定する具体的効果	上記の取組を通じて、交流人口の増大、女性・高齢者の活用、消費・投資の活性化などに繋がることが期待される。																																						
支援手続 (申請～交付決定)	経済産業省が公募を行い、外部委員による審査を経て、予算の範囲内で採択案件を決定し、各経済産業局が交付決定を行う。																																						
変更のポイント	地域が有するより多様な強みや特長、潜在力の活用をより確実に達成するため、自然環境や歴史文化、産業遺産等といった未活用の地域資源を掘り起こし、地域活性化の新たなビジネスモデルを構築する事業も対象とする。																																						
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																																		
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他																				
<table border="1"> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																				○	○	○	○	○		○				○	○								
○	○	○	○	○		○				○	○																												
省庁名	経済産業省																																						
担当課室	地域経済産業グループ地域新産業戦略室										電話(直通)		03-3501-8794																										
URL	<a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chiki_g_01.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chiki_g_01.pdf</a>																																						

3-1 観光振興施策

施策名	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費		予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1588 の内数											
	公共	非公共																	
				○															
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であつて地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)												
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		新規												
	—	○	—	—															
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)	根拠法令等		—													
概要 (支援の仕組み等)	地域の自然観光資源を活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施、ネットワーク構築等に要する経費の一部を支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	次の要件をすべて満たした地域協議会 ア 地域協議会が地域の多様な主体から構成されており、エコツーリズムを推進しようとする地域の市町村が参加していること。 イ 地域協議会としての、意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産管理方法及び責任者、公印の管理及び使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規定が定められていること。(交付申請までの作成見込みを含む。) ウ エコツーリズム推進法に基づく、エコツーリズム推進全体構想の認定を受けている又は申請の考えが地域協議会の構成員である市町村にあること。																		
支援内容 (単価・水準等)	以下のうち最も少ない額に補助率2分の1を乗じて得た額 ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 イ 事業の実施に係る経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費 ウ 限度額 2,000万円																		
想定する具体的効果	エコツーリズムを活用した地域活性化が推進される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	交付を受ける手順は次のとおり ア 地域協議会等が事業計画書等により応募申請を行い、環境省が事業採択。 イ 地域協議会等がアで採択された事業につき交付申請を行い、環境省が交付決定。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
		○	○	○		○				○	○	○						○	
省庁名	環境省 (自然環境局)																		
担当課室	総務課自然ふれあい推進室								電話(直通)		03-5521-8271								
URL	<a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16543">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16543</a>																		

施策名	都市農村共生・対流総合対策交付金				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,100 (1,950)									
	公共	非公共	—	○															
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)										
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続									
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		食料・農業・農村基本法第36条										
	81ページ 32~37行 85ページ 30~32行		17ページ 32~33行 18ページ 23~24行		8ページ 43行 ~ 9ページ 1行 9ページ 41~44行 13ページ 14~16行														
概要 (支援の仕組み等)	農山漁村の持つ自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進。 以下の事業が対象。ただし、②と③については、①の事業と併せて実施するものに限る。 ①集落連携推進対策 中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動 ②人材活用対策 地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組 ③施設等整備対策 地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等の取組																		
支援対象者 (実施主体)	農業集落が中心となり、NPO、市町村等多様な主体と連携した地域協議会																		
支援内容 (単価・水準等)	①集落連携推進対策 定額(上限800万円)。事業実施期間は2年以内。 ②人材活用対策 定額(上限250万円)。事業実施期間は3年以内。 ③施設等整備対策 定額(上限2,000万円等)。事業実施期間は原則1年以内。																		
想定する具体的効果	農山漁村地域における所得・雇用の増大による地域活性化と地域コミュニティの再生が促進される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受ける手順は以下のとおり。 ① 支援を受けようとする者は、農林水産省が行う公募に際し、農業集落の住民がNPO、市町村等多様な主体と連携した地域協議会(集落連合体)を組織した上で事業実施提案書を作成し、応募する。 ② 農林水産省は、外部審査委員を含む選定審査委員会において事業実施提案書を審査し、採択者には採択通知を、不採択者には不採択通知を送付する。 ③ 採択された者は、事業実施計画を作成して農林水産省に送付し、農林水産省は同計画を審査し承認する。 ④ 同計画の承認を受けた者は、交付金交付申請書を農林水産省に提出し、農林水産省は同申請書を審査し交付決定を行う。 ⑤ 交付決定を受けた者は、補助事業を実施し、事業完了後、交付金実績報告書を農林水産省に提出する。 ⑥ 農林水産省は、同報告書を審査し交付金の額を確定するとともに、交付金を交付する。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
— — ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ — ○ ○ ○ — — — —																			
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農村振興局農村政策部都市農村交流課						電話(直通)		03-3502-5946										
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html</a>																		



施策名	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	6,540  (6,233)						
											公共	非公共					—	○				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)						
	○										—					変更						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等	農山漁村活性化法第6条第2項
	P81 26~27行、29~30行										P17 29~31行 P18 21~22行					P8 33行~P9 1行 P9 31~34行 P13 12~14行						
概要 (支援の仕組み等)	<p>地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。</p> <p>具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。</p> <p>①定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設)</p> <p>②定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設)</p> <p>③農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設)</p> <p>④その他農林水産省令で定める事業 (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設)</p> <p>⑤①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業))</p>																					
支援対象者 (実施主体)	<p>○交付先: 都道府県、市町村</p> <p>○実施主体: 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体 など</p>																					
支援内容 (単価・水準等)	<p>交付率: 定額</p> <p>ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、定額、1/2、2/3、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、3/10 (沖縄県 1/2)(奄美 1/2、6/10、2/3、5.2/10)以内</p>																					
想定する具体的効果	<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、「農山漁村活性化法」に基づき地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を推進する施策であり、効果としては、全国の市町村において定住、交流に資する農山漁村の活性化に向けた新たな取組の創出が期待される。</p>																					
支援手続 (申請～交付決定)	<p>交付金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定し、農林水産省に提出。</p> <p>②農林水産省が交付対象計画を決定の上、予算を割当。</p> <p>③都道府県又は市町村が農林水産省に交付金の交付を申請。</p> <p>④農林水産省から交付金を支給。</p> <p>※活性化計画の提出は初年度のみ。その後は、毎年度2月15日までに交付金年度別事業実施計画書を提出。</p>																					
変更のポイント	<p>中山間地域の活性化を図るため、廃校等の一層の活用と既存施設の再編等を組合せ、暮らしやすく使い勝手のよい多機能な集落拠点づくりの支援を追加。</p>																					
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																	
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他			
	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—				
省庁名	農林水産省																					
担当課室	農村振興局整備部農村整備官										電話(直通)		03-3501-0814									
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/i/kasseika/index.html">http://www.maff.go.jp/i/kasseika/index.html</a>																					



3-1 観光振興施策

施策名	地域経済循環創造事業交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,500 -																
											公共	非公共																				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)											
	○										-											継続										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)										地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)										根拠法令等	地域の元気創造プラン(平成25年 3月26日第7回経済財政諮問会 議提出)
	P52~P54										P17 26行目~28行目 P31 25行目										P8 3行目~11行目											
概要 (支援の仕組み等)	地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して、事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等に対して、地方自治体が助成する場合に、交付金を交付する。																															
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																															
支援内容 (単価・水準等)	地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用等について、地方公共団体が助成する経費に対し、総務省が交付金として交付するもの(1事業あたり5,000万円上限)。																															
想定する具体的効果	① 投資効果:地域金融機関の融資が可能となり、自治体の補助額に対して、相当程度の初期投資効果があること。 ※投資効果=(補助額+融資額)/補助額 ② 地元雇用創出効果:地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の雇用が創出されること。 ※地元雇用創出効果=地元雇用人件費の累計(事業継続期間(設定時は当初融資期間))/補助額 ③ 地元産業直接効果:地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、地元の産物を原材料として購入することにより、自治体の補助額に対して、相当程度の地元産業への直接効果が創出されること。 ※地元産業直接効果=地元原材料費の累計(事業継続期間(設定時は当初融資期間))/補助額 ④ 課税対象利益等創出効果:地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の課税対象利益等が創出され、税収が期待できること。 ※課税対象利益等創出効果=課税対象利益等(税引前営業利益+減価償却費相当)の累計(事業継続期間(設定時は当初融資期間))/補助額 ⑤ 地域課題解決効果:①~④までの効果に加え、事業化に伴い、本来であれば、公的事業として対応する必要があると考えられる様々な外部効果もたらされること。 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>「廃棄物等の商品化」:廃棄物等の商品化(地場産品化)により、処理コストを減少させるとともに、地場産業への波及</li> <li>「一次産品等高付加価値化」:一次産品等の高付加価値化により、地域ブランドの確立</li> <li>「地元資源活用にぎわい創出」:地域の固有の文化や資源、高付加価値化サービスや商品によって、人々が集い、ビジネスが生まれる環境の創造</li> <li>「流出資金域内還元」:資金を域内で循環させ、雇用の創出と地域資源の活用</li> </ul>																															
支援手続 (申請~交付決定)	・地域での事業化を前提に、事業関係者(産学金官)の調整・支援を行う地方公共団体が、総務省に対して実施計画書を提出し、交付申請を行う ・総務省において、外部有識者による審査を実施 ・総務省より、地方公共団体に交付決定 ・地方公共団体より、事業実施主体に助成																															
変更のポイント	-																															
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																											
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他													
	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-													
省庁名	総務省																															
担当課室	地域力創造グループ地域政策課												電話(直通)		03-5253-5523																	
URL																																

3-1 観光振興施策

施策名	公共クラウド構築プロジェクト														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	49 -
															公共	非公共				
															-	○	-	-		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策																区分(新規・継続・変更)			
	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策																			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)				②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備				○		新規					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)				骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		地域の元気創造プラン(平成25年3月26日第7回経済財政諮問会議提出)					
概要 (支援の仕組み等)	現在地方公共団体がそれぞれ提供している観光情報等、地方公共団体保有の行政情報をオープンデータ化し、民間事業者を含む様々な主体が共同で利用できる情報インフラである公共クラウドを整備し、民間活力を支援することで、地域の元気を創造する。																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市区町村																			
支援内容 (単価・水準等)	民間事業者等による積極的なオープンデータの利活用に繋がるよう、地方公共団体の保有するデータについて、オープン化におけるデータ構造の標準化等を行うことにより、公共クラウドの本格運用を促進する。																			
想定する具体的効果	地方公共団体の保有データを公開し、民間事業者等が活用可能にすることにより、新たな産業の創出等を通じた地域経済の活性化が図られる。																			
支援手続 (申請～交付決定)	公共クラウドの本格運用に必要なデータについて、民間ニーズやアップロードの方法等を調査・検討し、結果を地方公共団体に提示することにより、公共クラウドの活用に資する。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ベンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
省庁名	総務省																			
担当課室	地域力創造グループ地域政策課、地域情報政策室														電話(直通)		03-5253-5525			
URL																				

施策名	実践型地域雇用創造事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	6,725 (7,007)				
	公共	非公共																		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進					③地域の生活や産業の基盤整備		継続		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		雇用保険法第62条第1項第5号及び第63条第1項第7号
概要 (支援の仕組み等)	雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、地域協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものをコンテスト方式により選抜し、当該協議会に対しその事業の実施を委託。																			
支援対象者 (実施主体)	地域雇用創造協議会(同意自発雇用創造地域の市町村、地域の経済団体等で構成)																			
支援内容 (単価・水準等)	【実施地域】 地域雇用開発促進法第6条に定める自発雇用創造地域(雇用創造に向けた意欲が高い地域) 【実施期間】 3年度内 【事業規模】 1地域あたり各年度2億円を上限とする。																			
想定する具体的な効果	地域関係者の創意工夫により、地域それぞれの経営戦略や人材ニーズを踏まえた事業を独自の事業の実施が可能。 地域の創意工夫による以下の雇用対策事業を策定、実施することが可能。 ○ 雇用拡大メニュー(事業主向け) 新規創業、新分野への進出、事業の拡大など地域における雇用機会の拡大を図る ○ 人材育成メニュー(人材育成メニュー) 地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者の能力開発や人材育成を図る ○ 就職促進メニュー 雇用拡大メニュー、人材育成メニューを利用した事業主・求職者などを対象に地域求職者の就職促進を図る ○ 雇用創出実践メニュー 人材育成メニューで育成した求職者を雇用し、地域の産業及び経済の活性化等に資する事業を行うことにより、波及的な雇用機会の増大を図る																			
支援手続 (申請～交付決定)	○ 地域雇用創造協議会が事業構想を提案する。 ○ 国は、提案された事業構想の中から雇用創造効果の高いものを選抜する。 ○ 都道府県労働局は選抜された協議会に事業を委託する。																			
変更のポイント																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
省庁名	厚生労働省																			
担当課室	雇用開発部雇用開発企画課地域雇用対策室										電話(直通)		03-3593-2580							
URL	<a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/chiiki-koyou/">http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/chiiki-koyou/</a>																			

施策名	戦略産業雇用創造プロジェクト										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	10,032  (4,114)			
											公共	非公共							
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
施策の位置付け (該当に○印)	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				○		継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)			骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		雇用保険法第62条第1項第5号及 び第63条第1項第7号						
概要 (支援の仕組み等)	<p>リーマン・ショックやその後のグローバル化進展の中での国際競争の激化等は、地域の産業構造などの地域そのものの特性により、地域の雇用失業情勢に大きな影響を与えるに至っている。これを受けて、地域の産業政策の在り方を見直し、これに合わせた雇用対策を実施していく必要性に直面している地域も見受けられる。</p> <p>「戦略産業雇用創造プロジェクト」は、こうした地域の課題を解決し、安定的かつ良質な雇用を創造していくため、地域の産業政策と一体となった自主的な雇用創造の事業構想の提案の中から、コンテスト方式により、雇用創造効果が高いものを選抜し、当該事業の実施を主に人材面の補助をすることにより、地域における雇用創造の推進を図る</p>																		
支援対象者 (実施主体)	雇用情勢が厳しい地域であって、都道府県、市町村、労働局、民間企業、大学、訓練機関、経済産業局、金融機関等地域の関係機関の参集による協議会を設立し、自主的に地域で必要とする人材の育成、雇用創出につながる事業主への支援等の雇用対策を実施する都道府県																		
支援内容 (単価・水準等)	地域の雇用・産業政策に沿った雇用の創出及び求職者の就職並びに波及的な雇用創造を促進するため、都道府県が協議会の審議を経て事業構想を策定し、事業を実施するものとし、都道府県が事業を実施する場合に費用の8割を補助する(ただし、一部は費用の10割を負担する)。																		
想定する具体的 効果	<p>以下のメニュー例のような事業構想を策定し、事業を実施することで、地域における雇用創造の推進を図る</p> <p>ア 地域マネジメント強化メニュー 地域の雇用創出に関するプロジェクトマネージャーや人材に関するコーディネーターの活動により地域内の状況を把握できるようにするほか、地域内での関係者のネットワークの構築、地域内の労働力の流動性を高める取組など、地域で雇用が創出されやすい環境を整えるための取組を実施。また、新たな技術開発・研究や内需の掘り起こしなど、専門的な技術・技能を有する人材を確保するための取組を実施。</p> <p>イ 事業主向け雇用拡大支援メニュー 新規創業、新分野への進出、研究開発、有休施設の活用等による事業の拡大など地域における雇用機会の拡大を図るための取組</p> <p>ウ 求職者向け人材育成メニュー 地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者等の人材育成を図るための取組</p> <p>エ 指定事業主雇用助成メニュー 指定する企業が施設整備と併せて雇入れを行った場合に、地域雇用開発奨励金に上乗せする形で労働局を通じて助成を行う。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	都道府県から事業の提案を受け付け、第3者委員会の審査を経て、その中から地域の雇用創出効果が高いと見込まれる事業を選定																		
変更のポイント																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分												その他		
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT・ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	雇用開発部雇用開発企画課地域雇用対策室										電話(直通)		03-3593-2580						
URL	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/chiiki-koyou/koyousouzou.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/chiiki-koyou/koyousouzou.html</a>																		

3-1 地域金融活用施策

施策名	地域経済循環創造事業交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,500 -																
											公共	非公共																				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)											
	○										-											継続										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)										地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)										根拠法令等	地域の元気創造プラン(平成25年 3月26日第7回経済財政諮問会 議提出)
	P52~P54										P17 26行目~28行目 P31 25行目										P8 3行目~11行目											
概要 (支援の仕組み等)	地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して、事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等に対して、地方自治体が助成する場合に、交付金を交付する。																															
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																															
支援内容 (単価・水準等)	地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用等について、地方公共団体が助成する経費に対し、総務省が交付金として交付するもの(1事業あたり5,000万円上限)。																															
想定する具体的効果	① 投資効果:地域金融機関の融資が可能となり、自治体の補助額に対して、相当程度の初期投資効果があること。 ※投資効果=(補助額+融資額)/補助額 ② 地元雇用創出効果:地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の雇用が創出されること。 ※地元雇用創出効果=地元雇用人件費の累計(事業継続期間(設定時は当初融資期間))/補助額 ③ 地元産業直接効果:地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、地元の産物を原材料として購入することにより、自治体の補助額に対して、相当程度の地元産業への直接効果が創出されること。 ※地元産業直接効果=地元原材料費の累計(事業継続期間(設定時は当初融資期間))/補助額 ④ 課税対象利益等創出効果:地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の課税対象利益等が創出され、税収が期待できること。 ※課税対象利益等創出効果=課税対象利益等(税引前営業利益+減価償却費相当)の累計(事業継続期間(設定時は当初融資期間))/補助額 ⑤ 地域課題解決効果:①~④までの効果に加え、事業化に伴い、本来であれば、公的事業として対応する必要があると考えられる様々な外部効果もたらされること。 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>「廃棄物等の商品化」:廃棄物等の商品化(地場産品化)により、処理コストを減少させるとともに、地場産業への波及</li> <li>「一次産品等高付加価値化」:一次産品等の高付加価値化により、地域ブランドの確立</li> <li>「地元資源活用にぎわい創出」:地域の固有の文化や資源、高付加価値化サービスや商品によって、人々が集い、ビジネスが生まれる環境の創造</li> <li>「流出資金域内還元」:資金を域内で循環させ、雇用の創出と地域資源の活用</li> </ul>																															
支援手続 (申請~交付決定)	・地域での事業化を前提に、事業関係者(産学金官)の調整・支援を行う地方公共団体が、総務省に対して実施計画書を提出し、交付申請を行う ・総務省において、外部有識者による審査を実施 ・総務省より、地方公共団体に交付決定 ・地方公共団体より、事業実施主体に助成																															
変更のポイント	-																															
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																											
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他													
	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-													
省庁名	総務省																															
担当課室	地域力創造グループ地域政策課										電話(直通)					03-5253-5523																
URL																																

3- 環境保全支援施策

施策名	地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	1,600 ( - )		
											公共	非公共						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策		区分(新規・継続・変更)					
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		新規			
	—										○		—		—			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等 特別会計に関する法律第85条 第3項第1号 施工令第50条第7項第9号			
概要 (支援の仕組み等)	地熱・地中熱等を利用した取組は、二酸化炭素の排出削減の観点から有効であることから、地方公共団体及び民間事業者等により地熱や地中熱を環境に配慮しつつ地域特性に合わせて活用する取組に対して支援を行い、環境保全型低炭素社会を構築する。  (1)地熱・地中熱等の事業化に対する支援 地方公共団体や民間事業者等による地熱・地中熱等を利用し低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性、資金調達等、具体的な事業化計画の策定を支援  (2)地熱・地中熱等の設備の導入に対する支援 地方公共団体や民間事業者等による地熱・地中熱等を利用し低炭素社会の構築に資する発電、熱利用・供給設備等、計測・モニタリング装置等付帯設備の導入を支援																	
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(都道府県、市町村等)、民間事業者等																	
支援内容 (単価・水準等)	支援メニュー: ①地熱・地中熱利用事業の事業化計画策定、②温泉発電設備の設置の支援、③ヒートポンプによる温泉熱の熱利用の支援、④温泉付随ガスの熱利用の支援、⑤温泉付随ガスのコージェネレーションの設置の支援、⑥温泉の熱を利用した融雪設備等の導入支援、⑦地中熱利用ヒートポンプの効率的な運転の維持等を行うためのモニタリング機器設置支援、⑧地中熱利用システムの設置支援 補助率: ①地方公共団体:定額(上限1,000万円)、民間事業者:2/3 ②、④、⑤、⑥、⑧ 地方公共団体:政令市未満2/3、左記以外1/2 民間事業者:1/2 ③地方公共団体:政令市未満2/3、左記以外1/2 民間事業者:1/3 ⑦定額(周辺観測用井戸あり上限400万円、井戸なし上限300万円)																	
想定する具体的 効果	○地域の特性を活かした地域の低炭素化 ○環境に配慮したエネルギーの地産地消による自立分散型社会の構築																	
支援手続 (申請～交付決定)	公募→事業内容の審査→補助の内示→補助金交付申請→事業実施→実績報告→補助金の支払い ※公募等の詳細については環境省ホームページに掲載。 <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a>																	
変更のポイント	—																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境エネルギー
省庁名	環境省																	
担当課室	①地球環境局地球温暖化対策課、②自然環境局自然環境整備担当参事官室、③水・大気環境環境局地下水・地盤環境室										電話(直通)		①TEL:03-5521-8339、 ②TEL:03-5521-8280、 ③TEL:03-5521-8309					
URL	<a href="http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo-2/029.pdf">http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo-2/029.pdf</a>																	

3- 環境保全支援施策

施策名	地域生物多様性保全活動支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	130  (191)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		変更				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	—			
	—										—		—		—				
概要 (支援の仕組み等)	国土全体で生物多様性を保全していくためには、地域毎に固有の生態系や生物を保全していく必要があり、地域の多様な主体による、希少野生動植物の種の保全、特定外来生物による生態系に係る被害の防止、国立公園など生物多様性保全上重要な地域における保全活動等の対策を、各地域における生物多様性の状況や社会的条件に応じて進めることが、効率的かつ効果的である。 このため、地域住民、NPO、事業者、地方公共団体等地域における多様な主体により構成される地域生物多様性協議会による地域の生物多様性保全・再生活動の実施に係る費用の一部を支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	地域生物多様性協議会等																		
支援内容 (単価・水準等)	次の(1)～(3)に掲げる各支援メニューの要件のうち、少なくともいずれか一の項目に該当すること。 (1)国内希少野生動植物種等対策……種の保存法に基づく国内希少野生動植物等の対策 (2)特定外来生物防除対策……外来生物法に基づく特定外来生物の防除等 (3)重要生物多様性保護地域保全再生……自然公園法などの法律又は国際条約等で指定された保護地域における保全・再生活動 ただし、次に該当する場合は、交付金の対象とならない。 ① 地方公共団体以外の機関、団体等からの委託、補助、助成等を受けることとなる事業(他の助成金等と本事業による交付金の充当範囲が明確に分離できる場合を除く) ② 地域における生物多様性の保全再生とのつながりが認められない事業 ③ 収益を目的とした事業 ④ 宗教的または政治的宣伝意図を有する事業																		
想定する具体的効果	地域毎に固有な生物多様性の保全再生活動に、地域が自らの創意工夫を活かして積極的に取り組むことにより、生物多様性に支えられる地域の魅力・独自性を活かした地域活性化につながる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○公募 ○審査委員会による採択団体の決定 ○環境省より採択決定内示、通知 ○採択団体より協議会・事業計画承認申請 ○採択団体より交付申請 ○環境省より交付決定																		
変更のポイント	委託事業(生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等の策定事業及び計画に基づく実証事業)を廃止。交付金事業は、法律等に基づき国が一定の責任を有する事業に限定。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○		○				○	○	○						○	○
省庁名	環境省																		
担当課室	自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室										電話(直通)		03-5521-9108						
URL																			



3- 文化・スポーツ資源の活用

施策名	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,522 (2,936)			
											公共	非公共							
	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										—		—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			区分(新規・継続・変更)								
	○	—			—			—			変更								
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		—									
概要 (支援の仕組み等)	<p>○地域の活性化を促進するため、地方公共団体が企画する文化芸術に関する事業に対し補助金を交付。</p> <p>○音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術などを中心とした地域振興のための事業を対象とする。事業の区分と取組例は以下のとおり。</p> <p>(1)文化芸術創造発信事業 ・将来、我が国を代表するような音楽祭や演劇祭の開催 ・国際的な絵画や写真コンテストによる地域の再興事業 ・オーケストラや劇団によるセミナーやワークショップ開催による人材育成事業</p> <p>(2)メディア芸術地域活性化事業 ・マンガ、アニメに関する総合的(人材育成、国際交流、調査研究、保存、普及)な取組</p> <p>(3)新国立劇場を活用した現代実演芸術の普及事業 ・地域において、新国立劇場が制作する公演による実演芸術鑑賞事業 ・新国立劇場において、地域のプロの芸術団体の公演事業</p> <p>(4)文化芸術による「心の復興」事業 ・被災地の県及び市町村が企画する実演芸術の鑑賞等を通じた「心の復興」を図る事業 ・被災地においてバレエ公演やオーケストラ・コンサートの開催</p> <p>(5)大学を活用した地域文化芸術振興事業 ・地域での教員、学生、卒業生等によるオペラ公演やオーケストラ・コンサートの開催、美術展等</p> <p>(6)創造都市事業 ・文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む「文化芸術創造都市」の取組や、我が国における「東アジア文化都市事業」</p>																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(都道府県、市区町村)																		
支援内容 (単価・水準等)	事業を実施するために必要な経費のうち、補助対象経費の2分の1を上限に補助。																		
想定する具体的効果	<p>優れた文化芸術の創造発信事業を積極的に支援し、文化芸術活動、古典に親しむ活動等を活発化させることにより、効果としては、</p> <p>○次世代への地域文化の継承、発信 ○文化活動を通じた地域コミュニティの再生やネットワークづくり ○観光振興や産業、地域経済への波及が期待できる。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>補助を受ける手順は以下のとおり。</p> <p>①地方公共団体が実施計画書を作成し、文化庁へ提出。 ②外部有識者による審査を経て、文化庁が事業の採択・不採択を決定し、地方公共団体へ内定を通知。 ③採択の内定を受けた地方公共団体が補助金交付申請書を文化庁へ提出。 ④文化庁が補助金交付申請書を審査し、補助金の交付を決定。 ⑤事業実施後、地方公共団体が実施報告書を文化庁へ提出。 ⑥文化庁が実施報告書を審査し、額の確定。</p>																		
変更のポイント	新たな事業区分として、創造都市による事業への補助を追加。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	文部科学省(文化庁)																		
担当課室	文化部芸術文化課文化活動振興室										電話(直通)		03-6734-2835						
URL	<a href="http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/02bunka_geijutsu/initiative.html">http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/02bunka_geijutsu/initiative.html</a>																		

3- 文化・スポーツ資源の活用

施策名	文化遺産を活かした地域活性化事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,147  (2,449)		
												公共	非公共						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					変更					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(平成23年2月閣議決定)						
	84ページ		15ページ			9ページ													
概要 (支援の仕組み等)	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動など、特色ある総合的な取組を支援すること、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的とする。 そのために、地方公共団体が策定する、地域の文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に関する計画に盛り込まれた事業に対して補助を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	文化遺産の所有者及び保護団体等により構成される実行委員会																		
支援内容 (単価・水準等)	地方公共団体において策定される実施計画に基づき、実行委員会が行う以下の事業が対象。 予算範囲内で定額の補助を行う。 ・地域の文化遺産次世代継承事業 ○情報発信(DVD、パンフレット等の作成) ○人材育成(ボランティアガイド、ヘリテージマネージャー等の育成) ○伝統芸能・伝統行事等の公開、後継者養成、シンポジウムの開催 ○無形民俗文化財に用いる用具の新調・修理 ○地域の文化遺産の総合的な把握のための調査 等  ※平成25年度実績(伝統文化親子体験教室事業含む) 採択件数:625件 採択額:3,354百万円																		
想定する具体的な効果	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動など、特色ある総合的な取組を支援することにより、地域の文化遺産の継承・発展、地域活性化の推進が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は以下のとおり。  ○文化庁が都道府県・市町村(含特別区)より域内の文化遺産を活用した地域活性化を推進する総合的な取組に関する計画及び計画に基づく補助事業を募集 ○都道府県・市町村(含特別区)が域内の文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に関する計画を策定し、計画に基づく補助事業の交付申請とともに文化庁に提出 ○外部有識者で構成される審査委員会による審査を経て、文化庁長官が採択を決定																		
変更のポイント	○事業メニューの一つである「伝統文化親子体験教室事業」は平成25年度をもって一旦廃止した上で、単独事業として「伝統文化親子教室事業」を創設																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	漁村	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	文部科学省(文化庁)																		
担当課室	文化財部伝統文化課文化財保護調整室											電話(直通)		03-6734-4786					
URL	<a href="http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shinko/kasseika/index.html">http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shinko/kasseika/index.html</a>																		

3- .文化・スポーツ資源の活用

施策名	地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	908  (1,010)			
											公共	非公共							
											-	○							
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														区分(新規・継続・変更)				
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		変更	
	○										-		-		-		変更		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等			-	
84、85ページ										15ページ		-							
概要 (支援の仕組み等)	地域との共働の下、海外の美術館・歴史博物館との交流、外国人利用のための環境整備、学校と連携した地域文化の担い手の育成等を図る取組など、美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を生かした事業の展開を支援する。(補助金(定額補助))  (1)地域とともにある美術館・歴史博物館 ①地域との共働による地域文化活動 ②地域へのアウトリーチ活動 ③ボランティア交流 等 (2)地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館 ①外国人利用のための環境整備(展示案内の多言語化、外国語版カタログ刊行等) ②国際会議の招致・開催 ③海外の美術館・歴史博物館との交流(学芸員の招へい・派遣等) 等 (3)人材育成に貢献する美術館・歴史博物館 ①大学と連携した世界で活躍する文化人材育成プログラムの開発 ②社会人ほか多様な対象者のための学習講座の実施 ③学校と連携した地域文化の担い手の育成(地域の子供を対象とした取組等) 等 (4)新たな機能を創造する美術館・歴史博物館 ①他分野との連携・融合による活動 ②文化財の新たな保存管理の手法の開発 ③日本文化・地域文化の海外への発信 等																		
支援対象者 (実施主体)	構成員に美術館、歴史博物館又は美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館(博物館法に基づく登録博物館若しくは同法に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法に基づく公開承認施設に限る。)を含む実行委員会																		
支援内容 (単価・水準等)	予算の範囲内において定額を補助																		
想定する具体的効果	美術館・歴史博物館の機能・役割は、優れた文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、ボランティア活動等の拠点としても積極的に活用ができ、地域住民の文化芸術活動の場やコミュニケーション、感性教育、地域ブランドづくりの場としても極めて重要なものである。 本事業による支援を受けることで、このような美術館・歴史博物館の可能性を活用して、地域の活性化に結びつける取組が可能となる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	①補助金の交付を希望する対象者が申請書を文化庁に提出。 ②有識者による会議を開催し、当該会議の意見を聴取した上で文化庁で交付決定を行う。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-
省庁名	文部科学省(文化庁)																		
担当課室	文化財部美術学芸課美術館・歴史博物館室										電話(直通)		03-6734-2834						
URL	<a href="http://www.bunka.go.jp/bijutsukan_hakubutsukan/shien/kyoudou/index.html">http://www.bunka.go.jp/bijutsukan_hakubutsukan/shien/kyoudou/index.html</a>																		

3- .文化・スポーツ資源の活用

施策名	地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	3,000  (3,200)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			-			新規					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(平成23年2月閣議決定)									
	84ページ		15、17ページ		-														
概要 (支援の仕組み等)	<p>史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のため、次に掲げる事業を行う補助事業者に対して補助を行う。</p> <p>(1)史跡等の総合的な公開活用のための整備に係る事業</p> <p>(2)埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業</p> <p>(3)史跡等及び埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業</p>																		
支援対象者 (実施主体)	史跡等の所有者又は文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第113条若しくは同法第172条の規定により史跡等の管理を行うべきものとして指定された管理団体及び地方公共団体その他の法人																		
支援内容 (単価・水準等)	原則補助対象経費の50%																		
想定する具体的効果	地域のまちづくりに直結する史跡等において、「公開・活用」、「防災対策」の要素を、総合的に組み合わせた支援によって、それぞれの文化財の特性や地元コミュニティの活動に即した、魅力ある地域づくりに資することが可能となり、画一的ではない、我が国の多様で心豊かな歴史文化を各地域で育み、そのためのマネジメントを高める契機となる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手順は以下のとおり。</p> <p>○都道府県に対して、翌年度の具体的な補助事業計画の照会を行い、その回答を元にヒアリングを行う。</p> <p>○各補助事業者が補助金交付申請書を都道府県教委を通じて文化庁へ提出する。</p> <p>○文化庁長官が採択を決定する。</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	文部科学省(文化庁)																		
担当課室	文化庁文化財部記念物課										電話(直通)		03-6734-2876						
URL	<a href="http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shinko_kasseika/index.html">http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shinko_kasseika/index.html</a>																		

3- 文化・スポーツ資源の活用

施策名	文化財建造物等を活用した地域活性化事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,344 (1,700)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		新規	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		文化財保護法 第1条		
	84ページ										15ページ		-						
概要 (支援の仕組み等)	本事業は、都道府県・市区町村が、国及び地域の「たから」である地域の重要文化財(建造物)及び登録有形文化財(建造物)、重要伝統的建造物群保存地区を活用し、文化振興を図るとともに魅力ある地域づくりを実現する取組(ガイダンス施設や案内板等の設置、環境整備等)に対し支援を行うものである。 また、登録有形文化財(建造物)及び重要伝統的建造物群保存地区については、公開活用にかかる安全性確保に必要な耐震化等各種防災対策に関する取り組みについても支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	○重要文化財の所有者又は文化財保護法で指定された管理団体 ○登録有形文化財所有者のうち地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認めるその他の法人又は文化財保護法第60条第3項で規定する登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人 ○重要伝統的建造物群保存地区が所在する市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	原則補助対象経費の50%																		
想定する具体的効果	国及び地域の貴重な「たから」である文化財建造物等を、公開活用に必要な整備を行うことで、その魅力を最大限引き出すことが可能になる。 地域及び我が国にとっての「歴史・文化」を学び伝えることにより、地域のコミュニティが生まれ、国内外から人を呼び込む基礎が形成される。また、地域の「たから」として守り伝えるためには、「安心・安全」を確保することが必要不可欠の要素となる。 既存の補助事業対象外である登録有形文化財(建造物)や重要伝統的建造物群保存地区の耐震化等は、当該物件や地区を訪れる訪問者のみならず当該地区等で生活する住民の安全確保にも直結する。 文化財建造物等の特性や、地元コミュニティの活動に即した魅力ある地域づくりをすることで、我が国の多様で心豊かな歴史文化を各地域で育み、そのためのマネジメント能力を高める効果が期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	①事業年度の前年度7月頃及び1月頃に、各都道府県の重要伝統的建造物群保存地区内の保存修理事業計画について、各都道府県担当者から文化庁がヒアリング ②文化庁がヒアリングをもとに、予算額と事業の必要性及び緊急性を総合的に勘案して、補助金交付先を選定 ③文化庁より市町村へ補助金を交付(4月以降)																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-
省庁名	文部科学省																		
担当課室	文化庁文化財部参事官(建造物担当)付										電話(直通)		03-6734-2792						
URL	<a href="http://www.bunka.go.jp/Bunkazai/shinko_kasseika/index.html">http://www.bunka.go.jp/Bunkazai/shinko_kasseika/index.html</a>																		

3- . 地域産業の担い手育成

施策名	地域キャリア教育支援協議会設置促進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	30 (42)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			新規			
	—										○		—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)1-5、13-1		
概要 (支援の仕組み等)	高等教育機関に進学する若者も含め、将来において社会的・職業的に自立した若者を育み、地域を支える人材を育成することを目指し、小学校から高等学校まで一貫したキャリア教育を支援する地域における組織の設置を促進する。 本事業において、事業実施主体に以下の(1)~(3)の取組を委託。 (1)学校におけるキャリア教育に対する支援を目的とする、地域の関係者が参画する会議体の設置及び運営 (2)学校の教育活動に対して行われる、社会人講師の派遣や企業等が作成する一定の教育コンテンツの提供などによる支援の促進 (3)学校の教育活動として校外で実施される職場見学、職場体験活動及びインターンシップ等(以下「インターンシップ等」という。)に対する支援の促進 <留意事項> 支援の対象とする学校種について、小学校、中学校及び高等学校を支援の対象とする。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、指定都市、中核市又は特例市の全域で学校におけるキャリア教育支援を行うことができる地方自治体(教育委員会や労働商工関係部局)又は地域の経済団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	一推進地域あたり、2,400千円程度を上限として委託する。																		
想定する具体的効果	学校が地域社会や企業・経済団体等と連携・協働していくにあたって、学校からは「受入先の確保が困難」、企業からは「学校側からの支援の要望がない」という声が挙げられるなど、学校と地域社会や企業等との意思疎通や調整に課題があるともされており、地域ごとに学校におけるキャリア教育の支援を行う協議会の設置を促進することにより、学校におけるキャリア教育の更なる推進を図ることが期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	①公募開始:平成26年3月28日(金) ②公募締切:平成26年4月18日(金) ③選定:平成26年4月下旬頃 ④契約締結:平成26年5月上旬頃 ⑤契約期間:契約締結日から平成27年3月31日(火)まで																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
省庁名	文部科学省																		
担当課室	児童生徒課指導調査係										電話(直通)		03-6734-3297						
URL	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1339053.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1339053.htm</a>																		

3-1 地域産業の担い手育成

施策名	高校におけるインターンシップコーディネーターの配置										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	12 (0)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			新規			
	—										○		—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)1-5、13-1		
概要 (支援の仕組み等)	高等学校普通科において、インターンシップを促進するため、地域企業と高校との仲介役となる人材の配置を促進する。 本事業において、事業実施主体に以下の(1)～(3)の取組を委託。 (1)学校の希望に応じた多様なインターンシップ受入先を開拓すること (2)開拓した受入先及び受入れ条件等を一覧表などにデータベース化すること (3)(2)で作成したデータベースを教育委員会及び高等学校で共有し、学校や生徒に継続的に幅広く情報発信を行うこと <留意点> 支援の対象について、域内の複数の高等学校普通科を対象とすること。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県等の教育委員会																		
支援内容 (単価・水準等)	一件あたり、1,600千円程度を上限として委託する。																		
想定する具体的効果	高等学校普通科にインターンシップコーディネーター(インターンシップにおいて学校と企業等を仲介する者)を配置することにより、学校におけるキャリア教育の更なる推進を図ることが期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	①公募開始:平成26年3月28日(金) ②公募締切:平成26年4月24日(木) ③選定:平成26年4月下旬 ④契約締結:平成26年5月中旬 ⑤契約期間:契約締結日から平成27年3月31日(火)まで																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
省庁名	文部科学省																		
担当課室	児童生徒課指導調査係										電話(直通)		03-6734-3297						
URL																			



3- . 地域産業の担い手育成

施策名	産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	151 ( )			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		新規	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		-
	p35 14行~19行										p16 13行		-						
概要 (支援の仕組み等)	大学・短期大学がインターンシップ等支援団体との連携の下、インターンシップ等のマッチングのための組織を形成し、インターンシップの取組拡大に資する事業を通じ、地域全体へのインターンシップ等の普及・定着を図るとともに、大学・短期大学におけるキャリア教育の充実を図り、平成27年度以降の卒業・修了予定者に対する就職・採用活動の後ろ倒しへの円滑な移行を目指す。																		
支援対象者 (実施主体)	大学・短期大学																		
支援内容 (単価・水準等)	大学・短期大学がインターンシップの取組拡大に資する事業を通じ、地域における持続可能なインターンシップの基盤作りを目指す取組に対して支援する。 ○地域内のインターンシップ等の受入企業の開拓や、受入企業に対する事前・受入期間中・事後を通じた実習内容等に関する指導・助言の実施 ○インターンシップや産学連携教育等のマッチングの実施、手法・モデルの開発 ○大学等・インターンシップ等の支援団体・企業においてインターンシップのコーディネートを行う専門人材の養成、手法・モデルの開発 ○インターンシップに関わるステークホルダー(大学等、企業、学生、インターンシップ等支援団体等)による情報交換会等キャリア教育・就職支援に関する情報共有の実施																		
想定する具体的効果	○地域全体へのインターンシップの普及・定着 ○大学等におけるキャリア教育の充実 ○平成27年度以降の卒業・修了予定者に対する就職・採用活動の後ろ倒しへの円滑な移行																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手続きは、以下のとおり ・文部科学省による公募 ・大学等による申請 ・文部科学省による書面審査 ・文部科学省による面接審査 ・採択大学決定 ・文部科学省による交付決定																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
省庁名	文部科学省																		
担当課室	高等教育局専門教育課										電話(直通)		03-6734-4750						
URL	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sangyou/">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sangyou/</a>																		

3- . 地域産業の担い手育成

施策名	スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	84			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備						新規					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等									
	p.35 16~19行目		-		-														
概要 (支援の仕組み等)	専門高校において、大学・研究機関・企業等と連携し、共同研究を行って成果を地域に還元したり、長期の現場実習を行うなどにより、社会の第一線で活躍する専門的職業人を養成するための調査研究を委託事業により実施。																		
支援対象者 (実施主体)	国公立高等学校(学校設置者経由)																		
支援内容 (単価・水準等)	調査研究を実施するための必要な経費を委託費により支援。(設備品費、人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費(図書購入費含む)、会議費、通信運搬費、雑役務費、その他、消費税相当額、一般管理費、再委託費)																		
想定する具体的効果	産業界で必要な専門知識・技術の高度化、複合産業の発展に対応した高度で実践的な教育が必要となっている。本事業の実施により、地域の産業界と学校との連携が構築されるとともに、地域産業を担う高度な人材の育成が進み、地域が活性化される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	以下のとおり。 ○文部科学省が事業実施を希望する学校を公募 ○事業実施を希望する学校は応募書類を提出(設置者を経由) ○文部科学省が応募書類を審査の上、事業実施校を内定 ○内定を受けた学校は文部科学省へ事業計画書を提出(設置者を経由) ○文部科学省と学校設置者との間で委託契約を締結																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	文部科学省																		
担当課室	初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室										電話(直通)		03-6734-2904						
URL	<a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/04/1346420.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/04/1346420.htm</a>																		

3- . 地域産業の担い手育成

施策名	成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,679  (1,103)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				-			新規					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		教育基本法第2条第2号 同法第3条									
概要 (支援の仕組み等)	専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で具体的な職域プロジェクトを展開し、協働して、社会人、女性、生徒・学生の就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する委託事業。																		
支援対象者 (実施主体)	教育機関等																		
支援内容 (単価・水準等)	成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るための取組(公募により採択)に対し、必要な経費を委託費により支援する。																		
想定する具体的効果	成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、特に、社会人や女性の学び直しを全国的に推進する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	○各教育機関等が企画提案を文部科学省宛申請 ○外部有識者の審査委員会の審査により採択事業を決定 ○採択された各事業者は、事業計画書を作成し、文部科学省宛提出 ○文部科学省が上記事業計画書を精査し、必要に応じて経費等に係る調整を行った後、委託契約を締結(精算払い)																		
変更のポイント																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○
省庁名	文部科学省																		
担当課室	生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室										電話(直通)		03-6734-3468						
URL	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1347553.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1347553.htm</a>																		